

国民健康保険実態調査
報告システム

操作説明書
(保険者用／世帯票)

令和元年度

厚生労働省保険局調査課

目次

1 はじめに.....	1
2 磁気媒体報告の流れ.....	2
2-1 磁気媒体による報告作業の流れ.....	2
2-2 保険者別作業の流れ.....	3
2-2-1 報告システムで調査票データの作成を行う保険者.....	3
2-2-2 報告システム以外の他システムで調査票データの作成を行う保険者.....	5
3 報告システムの稼動条件と稼動方法.....	7
3-1 稼動条件.....	7
3-2 報告システムの導入について（インストール）.....	9
3-2-1 通常版のインストール.....	9
3-2-2 FD版のインストール.....	13
3-3 初期設定について.....	14
3-4 報告システムの削除について（アンインストール）.....	16
3-5 報告システムの起動と終了について.....	21
3-5-1 報告システムの起動.....	21
3-5-2 報告システムの終了.....	23
3-6 報告システムのフォルダ構成について.....	24
4 基本情報設定と処理メニュー.....	25
4-1 基本情報設定.....	25
4-2 処理メニュー画面説明.....	28
5 調査票作成.....	30
5-1 世帯票.....	30
5-1-1 世帯票の入力.....	30
5-1-2 入力内容のチェック.....	35
5-1-3 世帯票の登録.....	40
5-1-4 世帯票登録一覧の表示.....	42
5-1-5 世帯票の印刷(個別印刷).....	46

5-1-6 世帯票の修正	48
5-1-7 世帯票の削除	55
5-1-8 世帯票の印刷(一括印刷)	59
5-1-9 世帯票提出用調査票ファイルの作成.....	61
5-1-10 添付書の作成.....	72
6 データ受付	76
7 付録（エラーチェック条件）	82
7-1 世帯票	82

1 はじめに

本システムは国民健康保険実態調査報告において提出する保険者票、世帯票、組合員票を作成できます。調査票作成後、データチェックを行い作成した調査票の修正、印刷ができます。作成した調査票は厚生労働省へ提出する磁気ファイル仕様に従って、提出用調査票ファイルを作成します。

また、報告システム以外の他システムにて調査票データを作成することも可能です。ただし、その場合は本システムにおいてチェックを行い、提出用ファイルを作成します。同保険者において、同調査票を紙媒体と磁気媒体に分けての提出はできません。



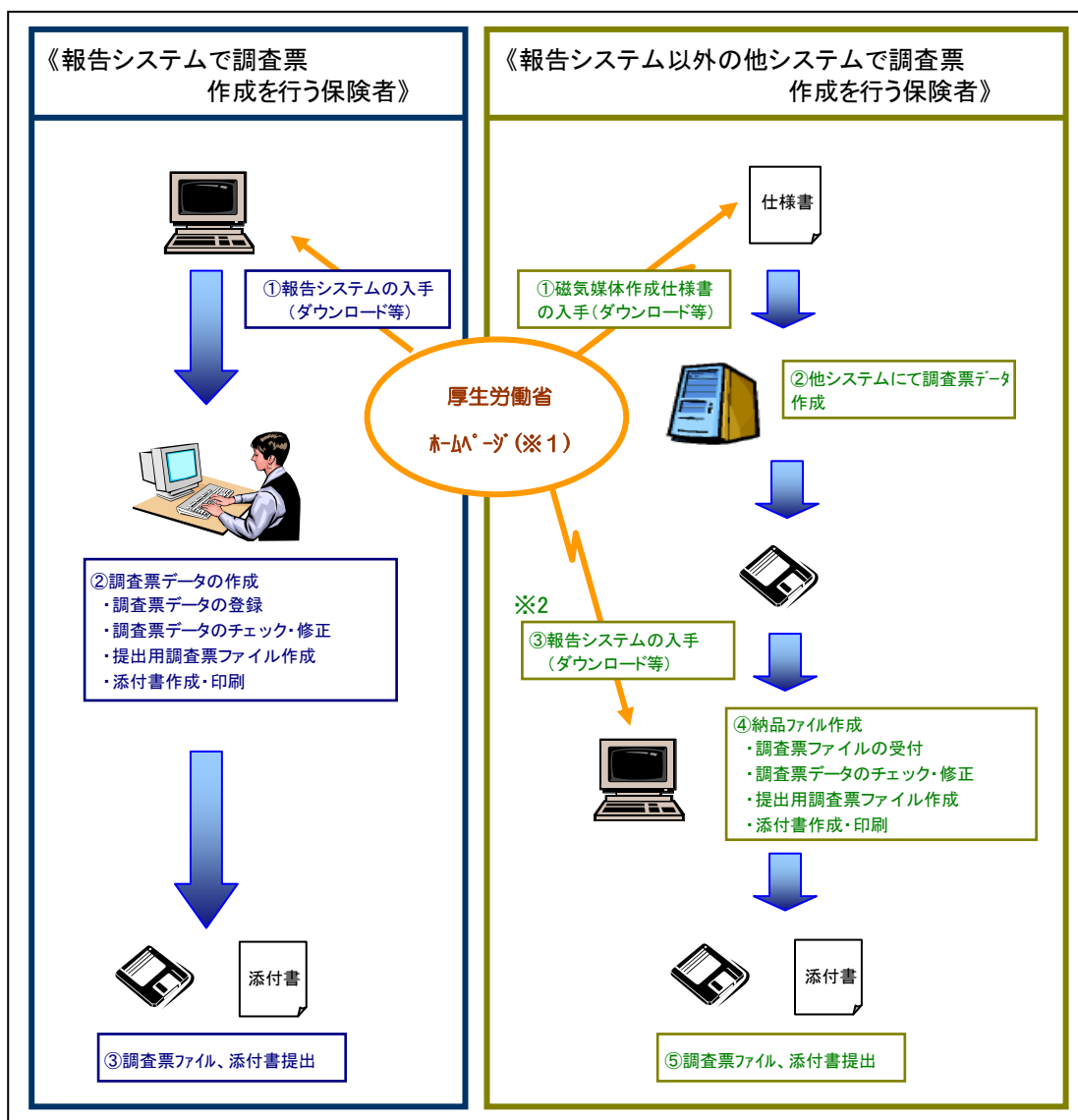
補足

- ※ 世帯票・組合員票について広域連合内の市町村または合併前の市町村別に調査票を作成した場合、取りまとめ市町村で調査票磁気ファイルを一つにまとめて提出して下さい。
一つにまとめる機能は本システム「提出用調査票ファイルの作成」機能で対応できます。
(本機能は世帯票、組合員票の「提出用調査票ファイルの作成」機能についています。

2 磁気媒体報告の流れ

2-1 磁気媒体による報告作業の流れ

磁気媒体による報告作業フローは以下のとおりです。該当するフローに従って作業を行ってください。



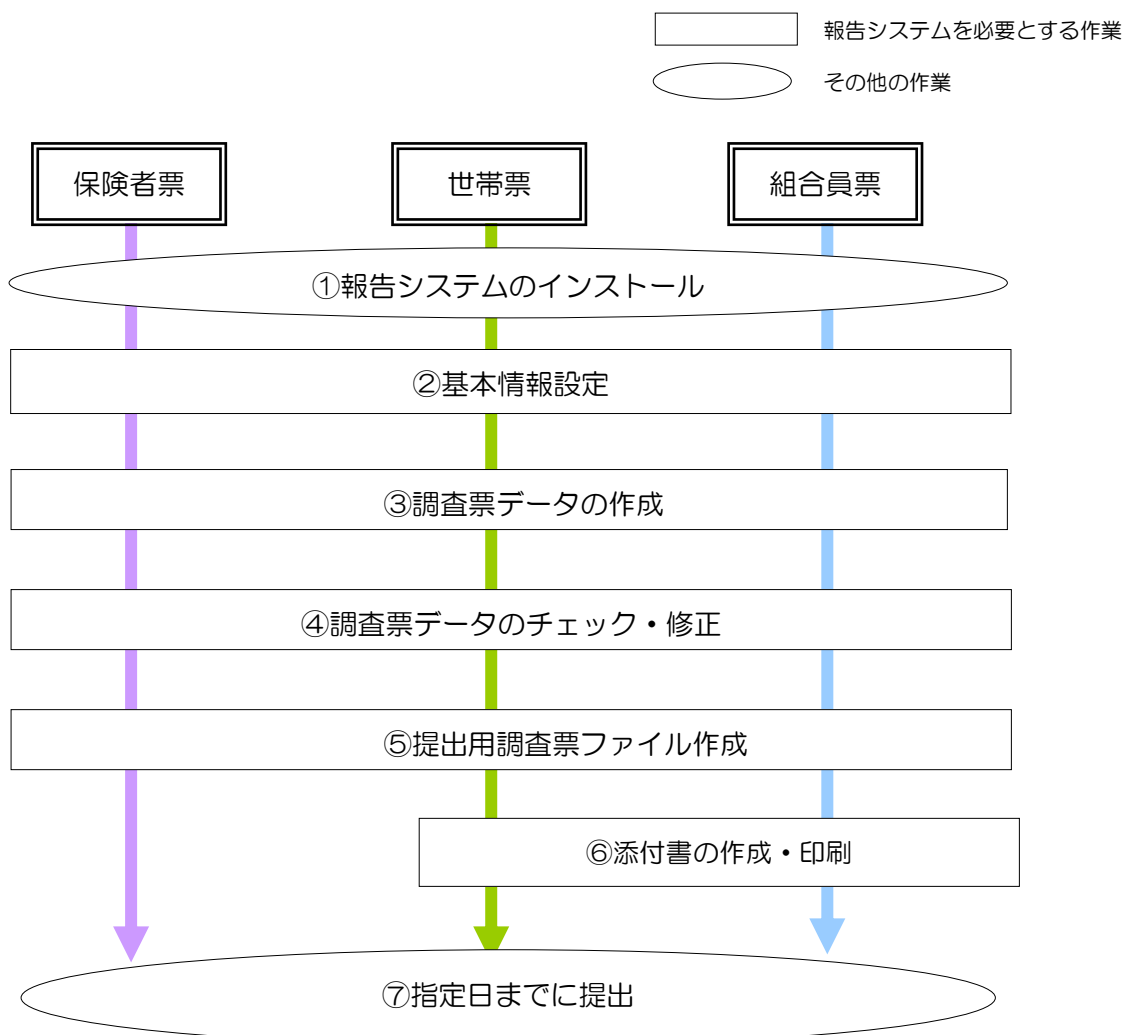
- ※1 厚生労働省ホームページに以下のものを掲載します。
- ・国民健康保険実態調査報告システム(報告システム)
 - ・国民健康保険実態調査報告システム(報告システム)操作説明書
 - ・磁気媒体作成仕様 等々

- ※2 報告システム以外のおシステムで調査票データを作成した場合は、報告システムを入手(ダウンロード)して、提出用ファイルを作成する必要があります。

2-2 保険者別作業の流れ

2-2-1 報告システムで調査票データの作成を行う保険者

報告システムを使用して調査票作成を行う保険者は、以下の手順で作業を行って下さい。



《作業内容の詳細》

①報告システムのインストール

厚生労働省ホームページより報告システムと操作説明書をダウンロードして下さい。

作業を行うパソコンに報告システムをインストールして下さい。調査票の作成を複数のパソコンで行う場合は、全てのパソコンに報告システムをインストールする必要があります。

インストールは調査票別には必要ありません。一度インストールした後は、どの調査票についても作業ができます。

⇒ 3-2 報告システムの導入について（インストール）

②基本情報設定

調査実施年度、都道府県、保険者情報（保険者番号、保険者名、保険者区分、群別）の設定を行います。

⇒ 4-1 基本情報設定

③調査票データの作成

報告システムから調査票の登録を行います。

⇒ 5-1-1 世帯票の入力

④調査票データのチェック・修正

調査票登録のエラーチェック機能を使用して、エラーチェック条件に従って調査票データの内容をチェックします。チェック内容については付録のエラーチェック条件を参照して下さい。

エラーが存在する場合は、エラー内容を参考に修正を行います。

⇒ 5-1-2 入力内容のチェック、5-1-6 世帯票の修正

⑤提出用調査票ファイル作成

登録した調査票データより提出用調査票ファイルを作成します。複数パソコンで調査票データを作成した場合は、本機能で調査票データを取り纏めます。

⇒ 5-1-9 世帯票提出用調査票ファイルの作成

⑥添付書作成・印刷

世帯票・組合員票は添付書が必要です。提出用調査票ファイル提出時に同封する添付書の作成・印刷を行います。

⇒ 5-1-10 添付書の作成

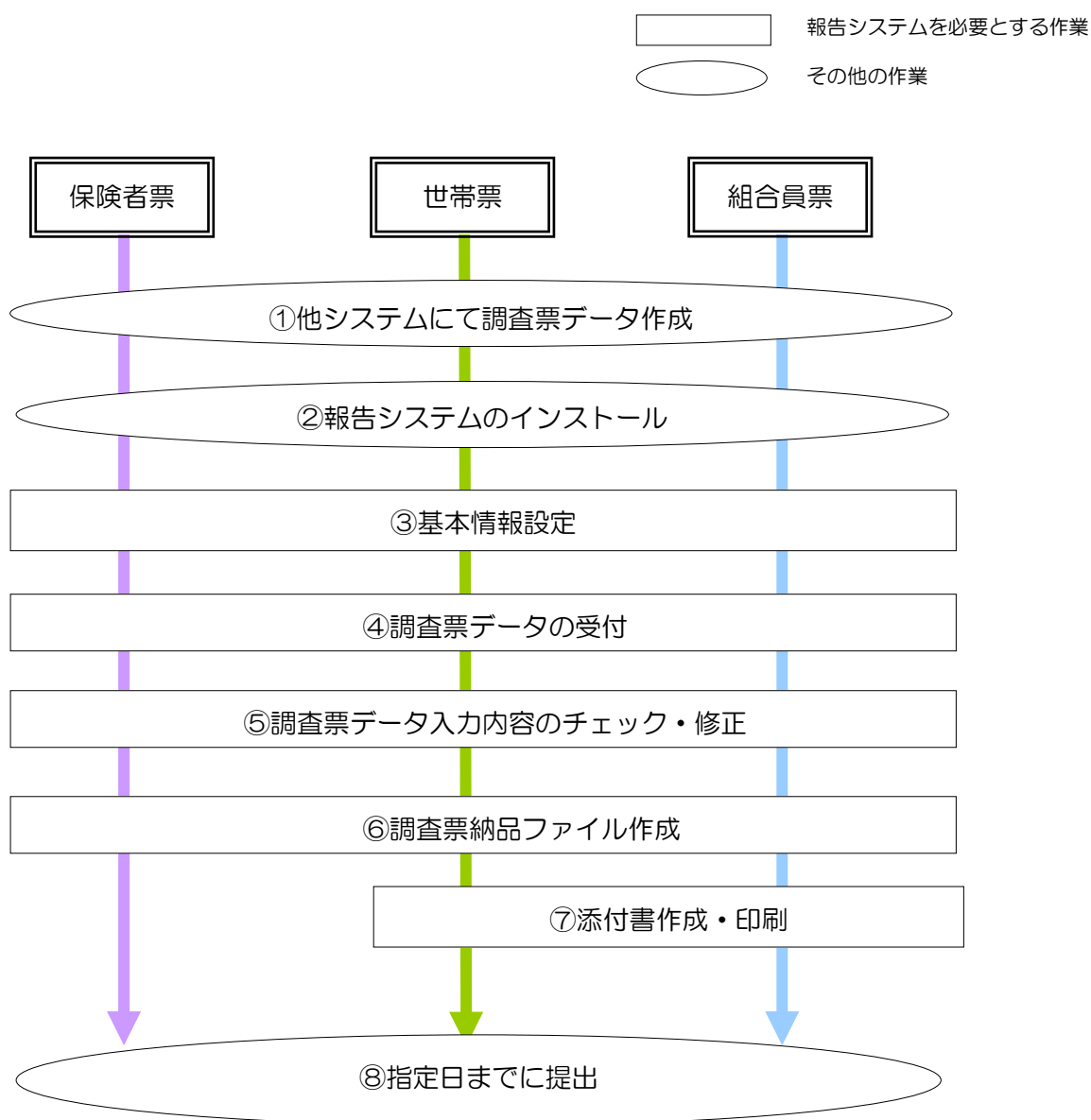
⑦保険者票、世帯票、組合員票提出

⑤で作成した提出用調査票ファイルを磁気媒体にコピーして都道府県に提出して下さい。

世帯票・組合員票については⑥で作成した添付書も同封して下さい。都道府県は厚生労働省の指定した期日までに厚生労働省に提出して下さい。保険者から都道府県への提出期限については提出先の都道府県の指示に従って下さい。

2-2-2 報告システム以外のおシステムで調査票データの作成を行う保険者

報告システム以外のおシステム（以降、おシステム）を使用して調査票作成を行う保険者は、以下の作業手順で作業を行って下さい。



《作業内容の詳細》

①他システムにて調査票データ作成

報告システム以外のおシステムにて調査票データの作成を行います。作成した調査票データより磁気媒体仕様書に従った調査票ファイルを作成して下さい。

②報告システムのインストール

厚生労働省ホームページより報告システムと操作説明書をダウンロードして下さい。
作業を行うパソコンに報告システムをインストールして下さい。調査票の作成を複数のパソコンで行う場合は、全てのパソコンに報告システムをインストールする必要があります。
インストールは調査票別には必要ありません。一度インストールした後は、どの調査票についても作業ができます。

⇒ 3-2 報告システムの導入について（インストール）

③基本情報設定

調査実施年度、都道府県、保険者情報（保険者番号、保険者名、保険者区分、群別）の設定を行います。

⇒ 4-1 基本情報設定

④調査票データの受付

①で作成した調査票データを報告システムに取り込みます。

⇒ 6 データ受付

⑤調査票データ入力内容のチェック・修正

調査票登録のエラーチェック機能を使用して、エラーチェック条件に従って調査票データの内容をチェックします。チェック内容については付録のエラーチェック条件を参照して下さい。
エラーが存在する場合は、エラー内容を参考に修正を行います。

⇒ 5-1-2 入力内容のチェック、5-1-6 世帯票の修正

⑥提出用調査票ファイル作成

登録した調査票データより提出用調査票ファイルを作成します。複数パソコンで調査票データを作成した場合は、本機能で調査票データを取り纏めます。

⇒ 5-1-9 世帯票提出用調査票ファイルの作成

⑦添付書作成・印刷

世帯票・組合員票は添付書が必要です。提出用調査票ファイルに同封する添付書の作成・印刷を行います。

⇒ 5-1-10 添付書の作成

⑧保険者票、世帯票、組合員票提出

⑥で作成した提出用調査票ファイルを磁気媒体にコピーして、都道府県に提出して下さい。世帯票・組合員票は ⑦で作成した添付書も同封してください。

都道府県は厚生労働省の指定した期日までに厚生労働省に提出して下さい。保険者から都道府県への提出期限については提出先の都道府県の指示に従って下さい。

3 報告システムの稼働条件と稼働方法

3-1 稼働条件

報告システムに必要な稼働条件は、以下の通りです。

システム	要件
ハードディスク	20 メガバイト以上の空き容量があること
メモリ	64 メガバイト以上 (128 メガバイト以上を推奨)
ディスプレイ解像度	1024×768 ピクセル (推奨)
OS	Microsoft WindowsVista Microsoft Windows7 Microsoft Windows8 Microsoft Windows8.1 Microsoft Windows10



補足

※ディスプレイ解像度が推奨以下で、表示された画面が切れている場合は、以下の手順で、画面のDPI設定を変更して下さい

★WindowsVista の場合

*管理ユーザーでログオンしていない場合は、管理ユーザーのパスワードを求められる場合があります。
Windows のタスクバーの [スタート] → [コントロールパネル] を表示してください。次に、[コントロールパネル] 画面内のリンクを、[デスクトップのカスタマイズ] → [個人設定] と辿り、左側メニューの [フォントサイズ (DPI) の調整] を選択してください。表示された [DPI スケール] 画面にて、[既定のスケール] を選択してください。

★Windows7 の場合

Windows のタスクバーの [スタート] → [コントロールパネル] を表示してください。次に、[コントロールパネル] 画面内のリンクを、[デスクトップのカスタマイズ] → [ディスプレイ] と辿り、[小] を選択してください。

★Windows8 の場合

Windows のスタート画面で右クリック、[すべてのアプリ] をクリックし、[コントロールパネル] を表示してください。次に、[コントロールパネル] 画面内のリンクを、[デスクトップのカスタマイズ] → [ディスプレイ] と辿り、[小] を選択してください。

★Windows8.1 の場合

Windows のスタートボタンで右クリック、[コントロールパネル] を表示してください。次に、[コントロールパネル] 画面内のリンクを、[デスクトップのカスタマイズ] → [ディスプレイ] と辿り、[小さくする] をスライドしてください。

★Windows10 の場合

Windows の[スタートボタン]→[設定]をクリックしてください。次に、[設定]画面内のリンクを、[システム]→[ディスプレイ]と辿り、[テキスト、アプリ、その他の項目のサイズを変更する]の下にあるバーを左にスライドしてください。



注意

インストールを行う端末で既に以下のソフトウェアを使用する別のシステムが稼働していた場合、報告システムをインストールすることによって汎用ソフトウェアのバージョン等が一致しなくなることがあり、既存のシステムが正常に作動しなくなる可能性があります。その場合は管理者またはソフトウェアメーカーへお問い合わせ下さい。

汎用ソフトウェア（コンポーネント）

- ①Visual Basic 6.0 （マイクロソフト株式会社）
- ②Wing Report Ver.3.1（株式会社ソフトウィング）
- ③Spread Ver.6.0J（グレープシティ株式会社）

Microsoft WindowsVista、Windows7、Windows8、Windows8.1、Windows10 及び Visual Basic は、米国 Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標です。

その他の製品名称などの固有名詞は、各社の登録商標、商標あるいは商品名です。

3-2 報告システムの導入について（インストール）

報告システムをインストールする場合は、必ず管理者（Administrator）権限をもつユーザーでログオンしてから行ってください。

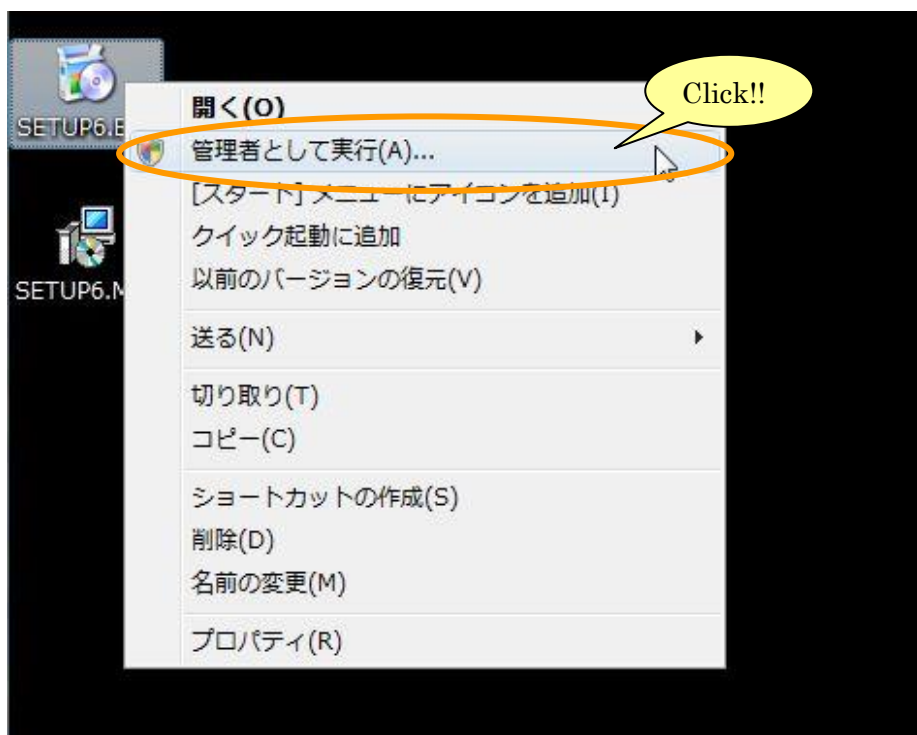
（管理者ユーザーIDに日本語が含まれていると正しくインストールができないことがあります。）

2種類のインストーラが用意されています。通常版をインストールする場合は3-2-1、FD版をインストールする場合は3-2-2を参照してください。

3-2-1 通常版のインストール

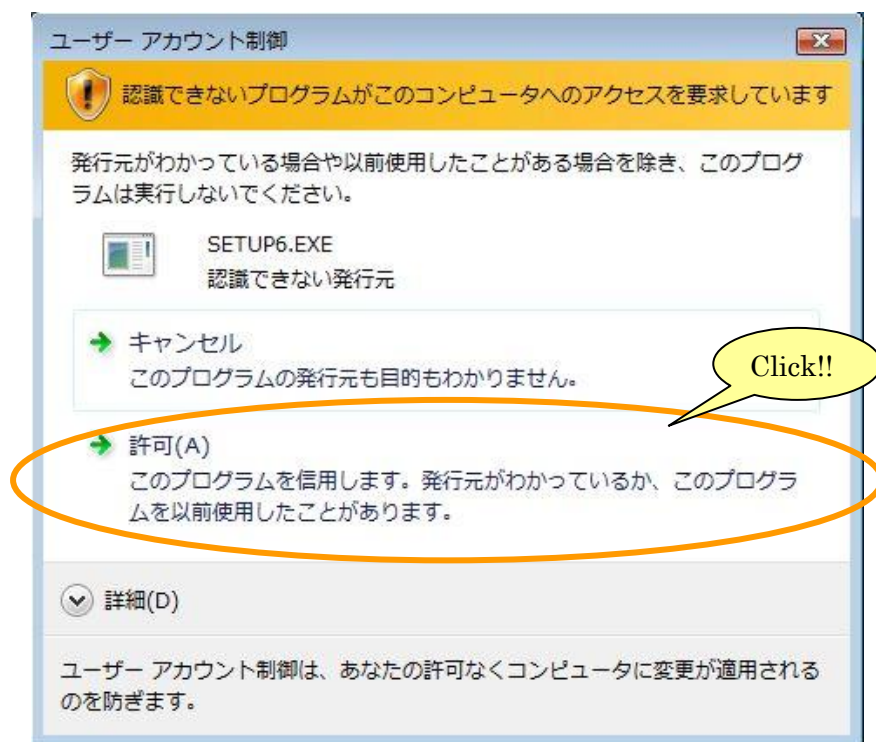
①厚生労働省ホームページよりダウンロードしたファイル（SETUP6.EXE、SETUP6.MSI）を任意のフォルダへコピーします。

SETUP6.EXE を右クリックし、**管理者として実行** をクリックします。

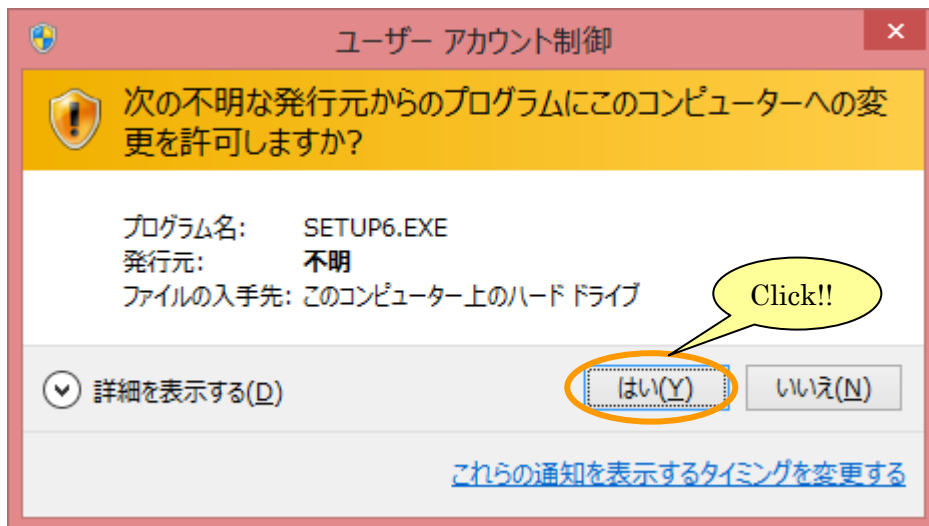


次の画面が表示されましたら、[許可] または [はい] をクリックしてください。

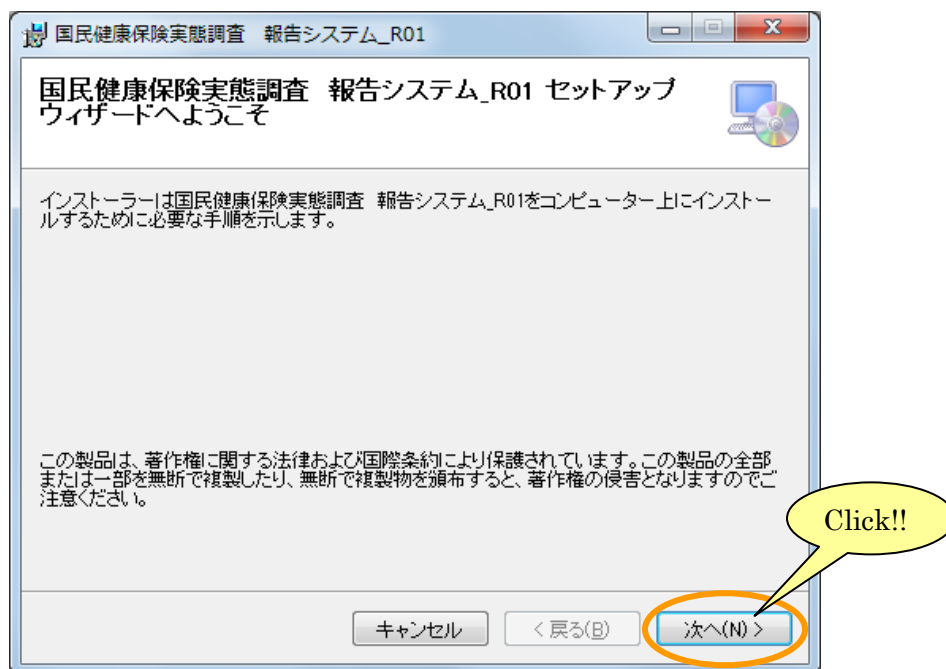
<Vista・7 の場合>



<8・8.1・10 の場合>



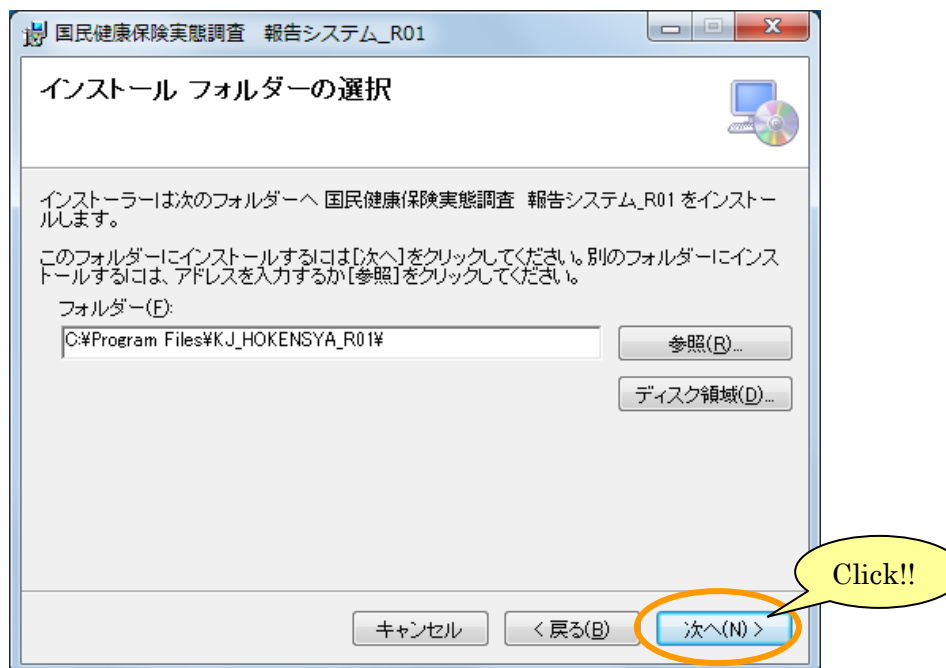
② [国民健康保険実態調査 報告システム_R01 セットアップウィザードへようこそ] 画面が表示されますので、[次へ] ボタンをクリックします。



※ [キャンセル] ボタンをクリックするとインストールされません。

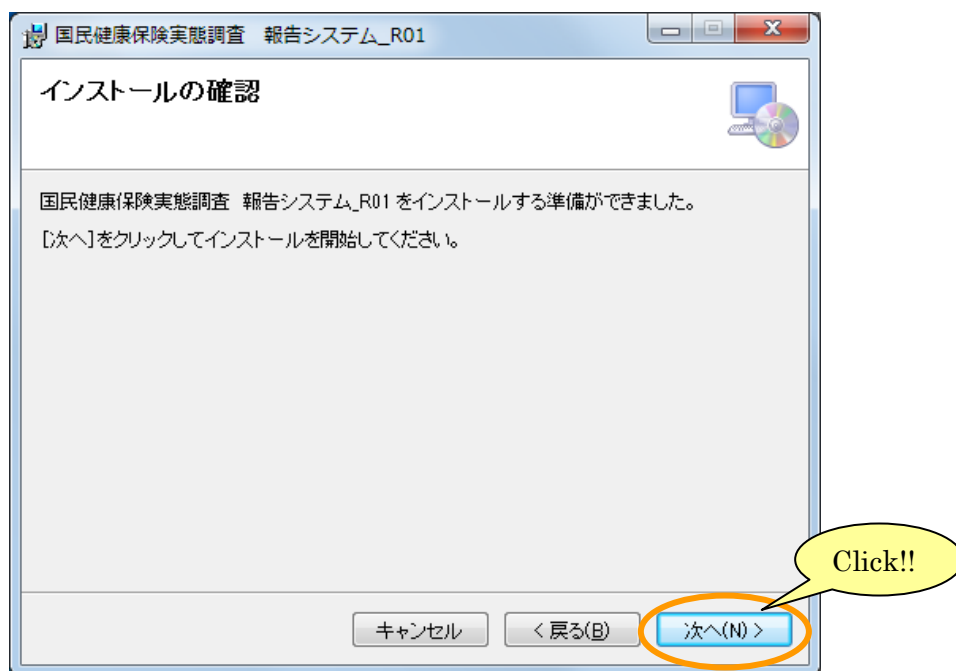
③ [インストールフォルダーの選択] 画面が表示されますので、内容を確認したら [次へ] ボタンをクリックします。

インストールするフォルダを変更する場合は、[参照] ボタンをクリックして変更します。



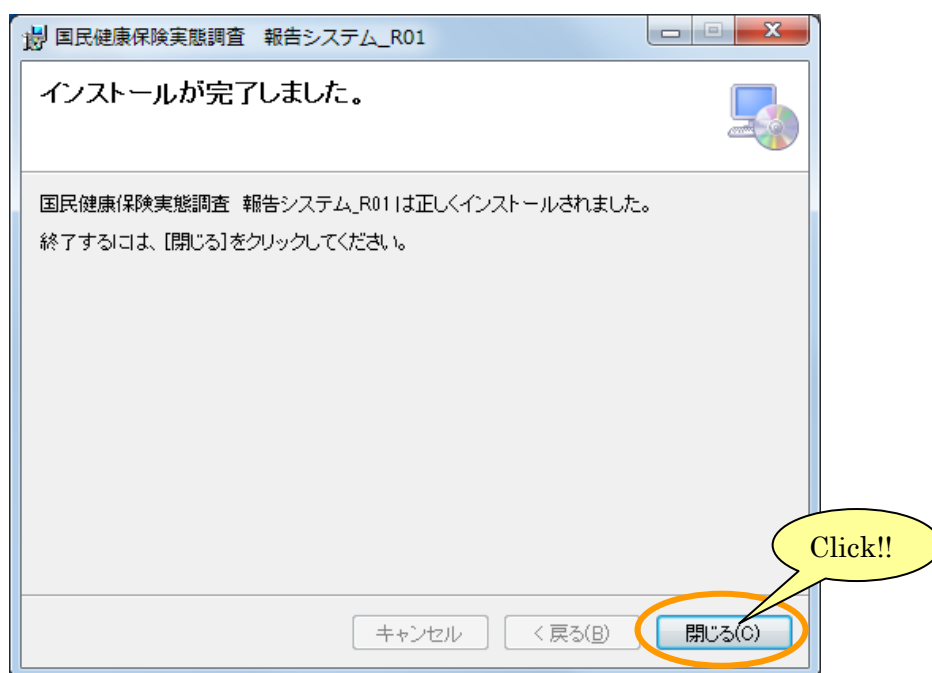
※実行時にパスが見つかりませんというダイアログが表示された場合は、一度アンインストールして、フォルダを「C:\KJ_HOKENSYA_R01」にして再度インストールしてください。

④ [インストールの確認] 画面が表示されますので、[次へ] ボタンをクリックします。



⑤ [インストールが完了しました。] 画面が表示されるまで、しばらくお待ちください。

[インストールが完了しました。] 画面が表示されたら、[閉じる] ボタンをクリックし、インストールを終了します。



3-2-2 FD 版のインストール

- ① 各FDの [FD×] フォルダの中のファイルを任意のフォルダへコピーします。
任意のフォルダには、5つのファイル (SETUP6.EXE、SETUP6.MSI、SETUP1.CAB、SETUP2.CAB 及び SETUP3.CAB) がある状態になります。
※ X→1~4 の連番

- ② こから先は、[3-2-1 通常版のインストール] と同様の手順で、システムをインストールします。

3-3 初期設定について

以下の操作を行うことで、一般ユーザーでも報告システムを使用することができるようになります。

- ①Windows のデスクトップ画面の [R01_報告システム(初期設定)] アイコン（下記）を右クリックし、[管理者として実行] をクリックします。

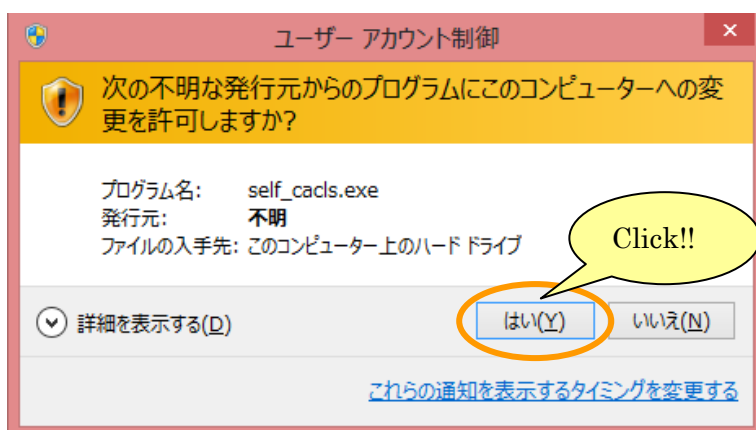


- ②次の画面が表示されましたら、[許可] または [はい] をクリックしてください。

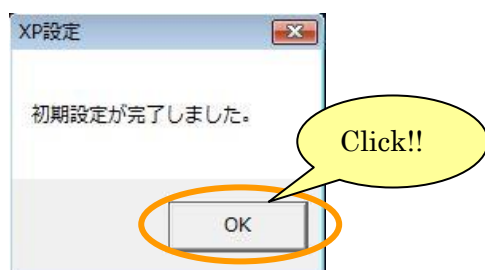
< Vista・7 の場合 >



<8・8.1・10の場合>



③初期設定後、完了メッセージが表示されますので、[OK] ボタンをクリックしてください。



3-4 報告システムの削除について（アンインストール）

報告システムをアンインストールする場合は、必ず管理者（Administrator）権限をもつユーザーでログオンしてから行ってください。

アンインストール後に再度インストールする場合は、パソコンを一度シャットダウンして、再起動後にインストール作業を行ってください。



注意

※前年度の報告システムを削除しますと、前年度の調査票を見ることができなくなります。

①Windows のタスクバーの [スタート] → [コントロールパネル] を開き、下記の順で項目をクリックしていきます。

（※8 の場合は Windows のスタート画面で右クリック、[すべてのアプリ] をクリック→ [コントロールパネル] を開き、下記の順で項目をクリックしていきます。）

（※8.1、10 の場合は Windows のスタートボタンで右クリック、[コントロールパネル] を開き、下記の順で項目をクリックしていきます。）

[プログラム] → [プログラムと機能]

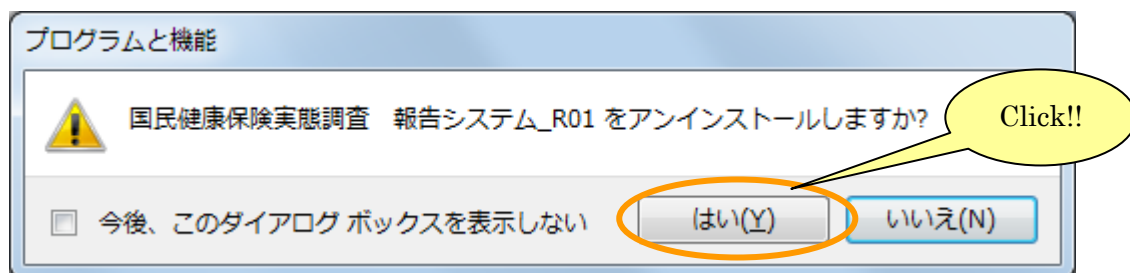
② [国民健康保険実態調査 報告システム] を選択し、[アンインストール] ボタンをクリックします。



指定の年度（例：R01）の報告システムをアンインストールする場合、
「国民健康保険実態調査 報告システム_R01」を選択して下さい。
↑ 削除したい調査年

③ 下記のような確認画面が表示されますので、[はい] ボタンをクリックします。

※ [いいえ] ボタンをクリックした場合、削除処理は中止されます。



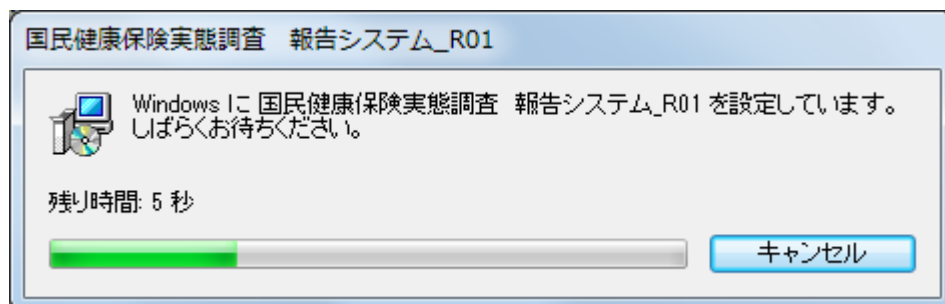
④次の画面が表示されましたら、[許可] または [はい] をクリックしてください
<Vista・7の場合>



<8・8.1・10の場合>



⑤のような画面が表示されますので、処理が終了するまで、しばらくお待ちください。



⑥コンピュータを再起動します。

⑦報告システムをインストールしたフォルダを削除します。

(デフォルトでは、[C:¥Program Files¥KJ_HOKENSYA_R01] です。)

インストールしたフォルダが既に削除されている場合は、何もせずに、次の手順に進んでください。

⑧Windows のタスクバーの [スタート] → [コントロールパネル] を開き、下記の順で項目をクリックしていきます。

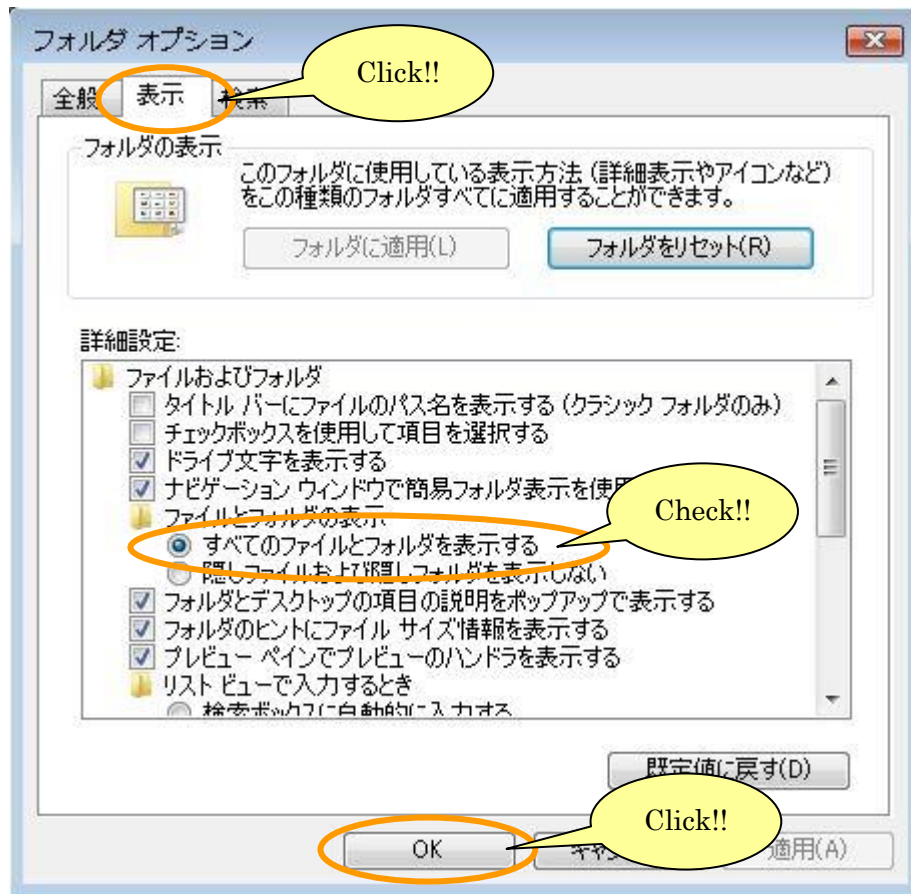
(※8 の場合は Windows のスタート画面で右クリック、[すべてのアプリ] をクリック → [コントロールパネル] を開き、下記の順で項目をクリックしていきます。)

(※8.1・10 の場合は Windows のスタートボタンで右クリック、[コントロールパネル] を開き、下記の順で項目をクリックしていきます。)

[デスクトップのカスタマイズ] → [フォルダオプション]

⑨ [フォルダオプション] 画面が開きますので、[表示] タブをクリックし、[すべてのファイルとフォルダを表示する] にチェックを入れ、[OK] ボタンをクリックしてください。

(※10 の場合は、[表示]タブをクリックし、[隠しファイル、隠しフォルダ、および隠しドライブを表示する]にチェックを入れ、[OK]ボタンをクリックしてください。)



⑩ 報告システムを使用した全ユーザーについて、下記のフォルダを削除します。

C:\¥Users¥ [報告システムを使用したユーザー名] ¥AppData¥Local¥VirtualStore¥ [報告システムをインストールしたフォルダ]

(フォルダの例 : [C:\¥Users¥Administrator¥AppData¥Local¥VirtualStore¥Program Files¥KJ_HOKENSYA_RO1])

上記フォルダが無い場合は、何もせずに、アンインストールを終了してください。

なお、フォルダ [Users] は、[ユーザー] と表示されていることがあります。

3-5 報告システムの起動と終了について

3-5-1 報告システムの起動

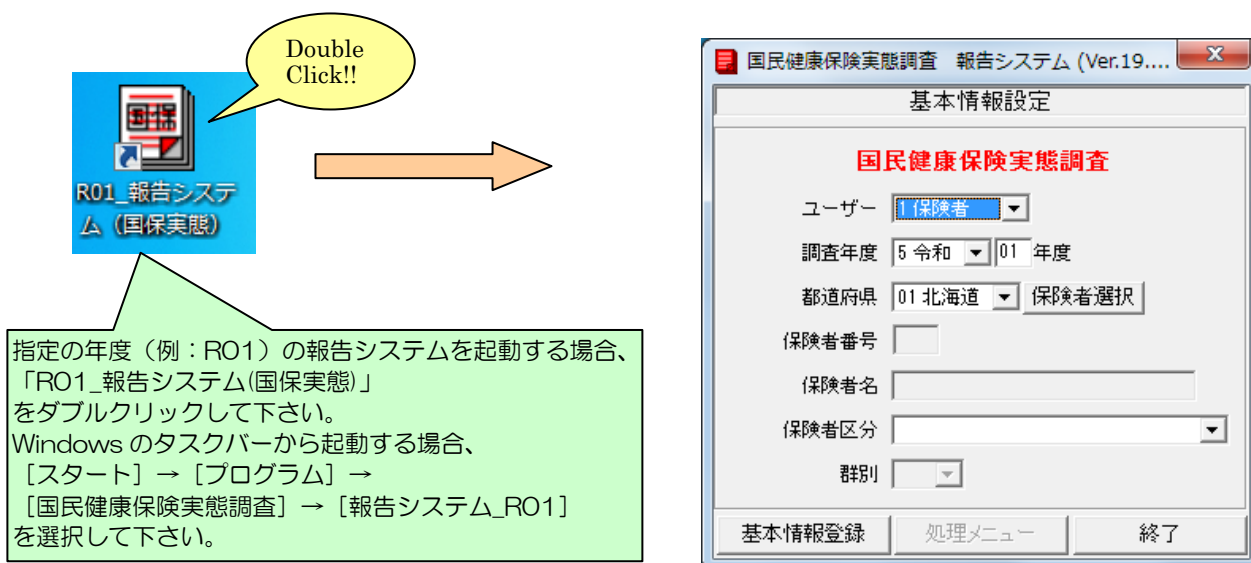
Windows のタスクバーの [スタート] → [プログラム] から、[国民健康保険実態調査] → [報告システム] を選択します。

(※8 の場合は Windows のスタート画面から、[国民健康保険実態調査] → [報告システム] を選択します。)

(※8.1 の場合は Windows のスタート画面→アプリビューから、[国民健康保険実態調査] → [報告システム] を選択します。)

(※10 の場合は Windows スタートボタンをクリック→[すべてのアプリ]から、[国民健康保険実態調査]→[報告システム]を選択します。)

または、Windows デスクトップ画面の [報告システム] アイコン (下記) をダブルクリックします。その後、[基本情報設定] 画面が表示されます。

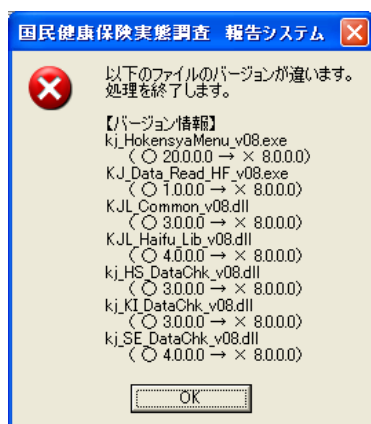


**注意**

※報告システムのインストールに失敗している場合、起動時に以下のメッセージが表示される場合があります。このような場合、報告システムをアンインストールから、パソコンを一度シャットダウンして、再起動後に報告システムを再度インストールして下さい。

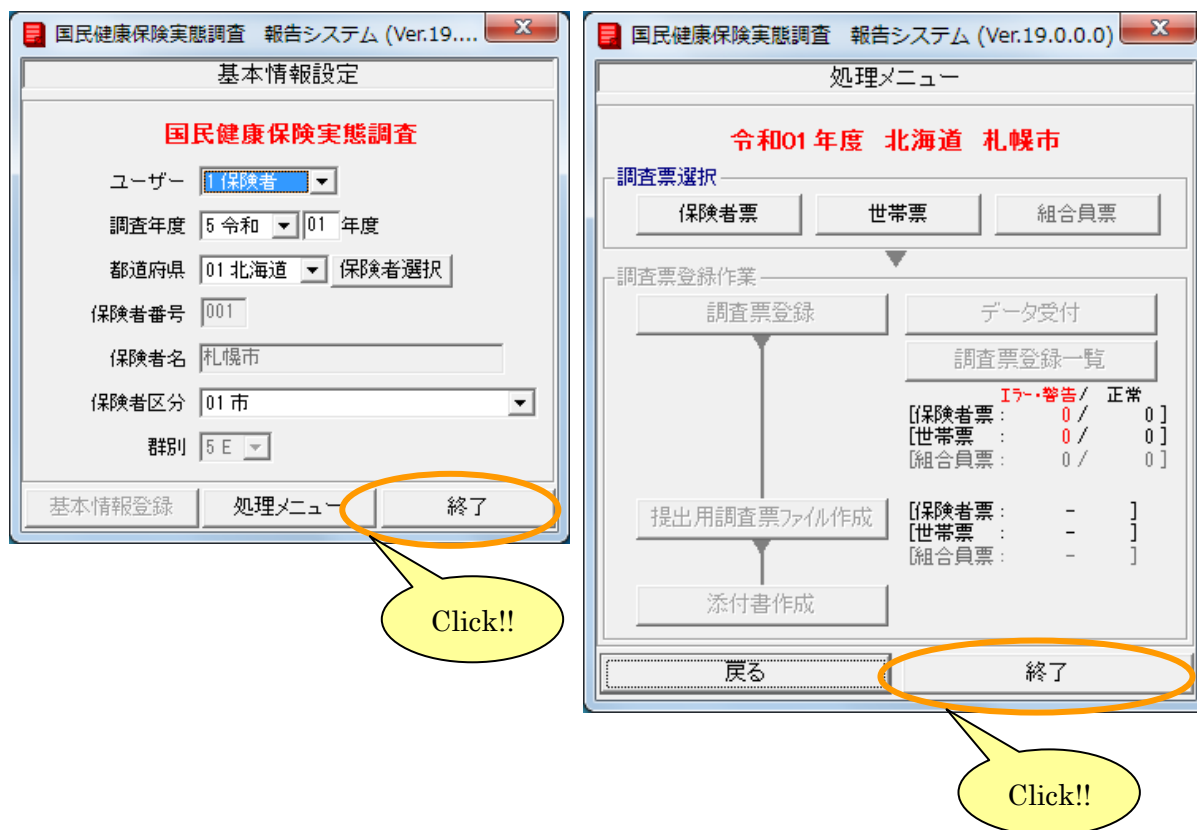
詳しい手順は、以下の章を参照して下さい。

- ・操作方法（インストール） >> 3-2 報告システムの導入について
- ・操作方法（アンインストール） >> 3-4 報告システムの削除について



3-5-2 報告システムの終了

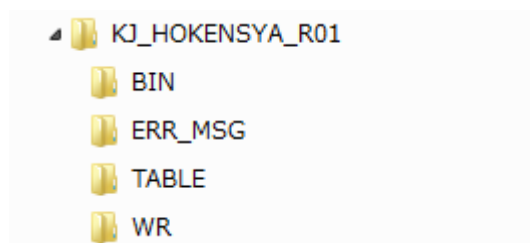
[基本情報設定] 画面又は [処理メニュー] 画面にて [終了] ボタンをクリックすると、報告システムが終了します。



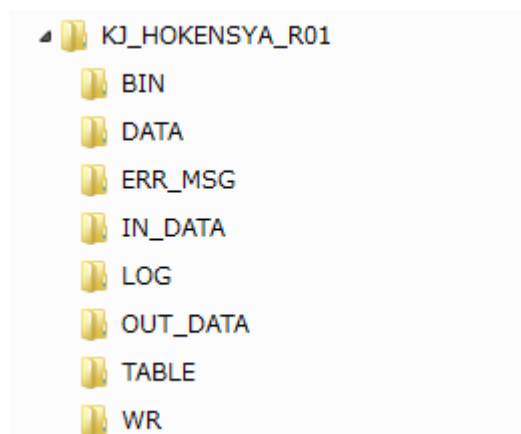
3-6 報告システムのフォルダ構成について

報告システムのフォルダ構成について以下に記述します。

インストール直後：BIN、ERR_MSG、TABLE、WR フォルダが作成されます。



起動後：DATA、IN_DATA、LOG、OUT_DATA フォルダが作成されます。



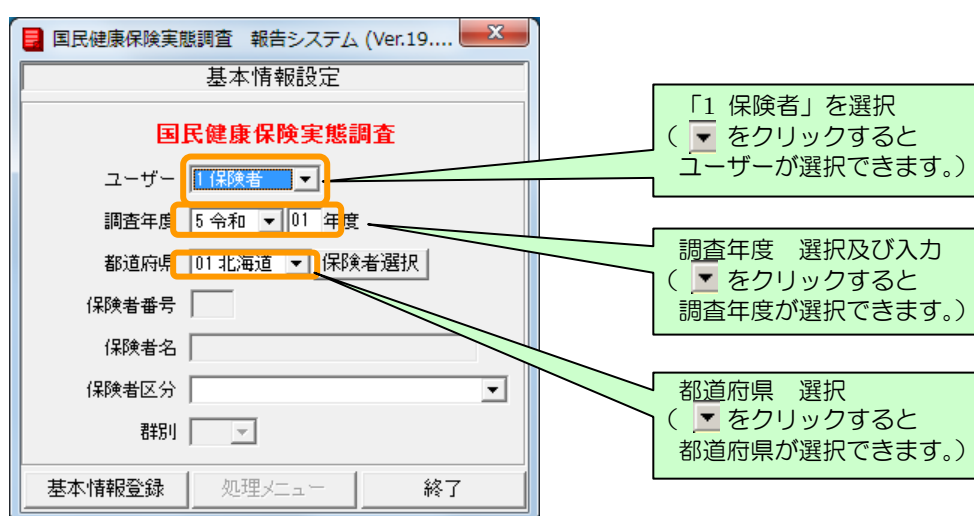
フォルダ名	内容
BIN	報告システムの実行モジュールが格納されています。
DATA	画面から登録した調査票データの一時ファイルが格納されています。
ERR_MSG	調査票修正画面で表示されるエラーメッセージのテキストファイルが格納されています。
IN_DATA	データ受付時に受付したファイルが格納されています。
LOG	画面操作時の LOG ファイルが格納されています。
OUT_DATA	帳票印刷時の一時ファイルが格納されています。
TABLE	各種コード情報のテキストファイルが格納されています。
WR	帳票印刷時のレイアウトファイルが格納されています。

4 基本情報設定と処理メニュー

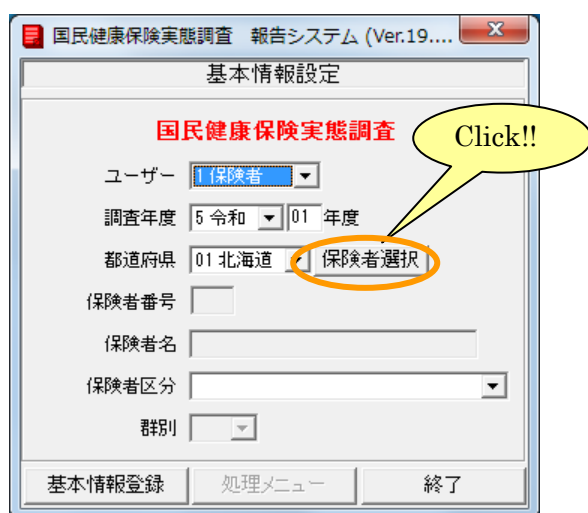
ここでは、調査票登録を行うための基本情報を設定する手順と処理メニューについて説明します。

4-1 基本情報設定

①ユーザー（1 保険者を選択）、調査年度、都道府県を設定します。



②都道府県を選択すると「保険者選択」ボタンがクリックできるようになります。このボタンをクリックして保険者を選択します。



- ③ [保険者選択] 画面が表示されるので、該当する保険者を選択します。保険者を選択したあと [決定] ボタンをクリックすると [基本情報設定] 画面に戻ります。[基本情報設定] 画面には選択した保険者番号、保険者名と群別が表示されます。

No.	名称	保険者	世帯	組合員
001	札幌市	○	○	×
002	函館市	○	○	×
003	小樽市	○	○	×
004	旭川市	○	○	×
005	室蘭市	○	○	×
006	釧路市	○	○	×
007	帯広市	○	○	×
008	北見市	○	○	×
009	夕張市	○	○	×
010	岩見沢市	○	○	×
011	網走市	○	○	×
012	留萌市	○	○	×
013	苫小牧市	○	○	×
014	稚内市	○	○	×
015	美瑛市	○	○	×

国民健康保険実態調査 報告システム (Ver.19....)

基本情報設定

国民健康保険実態調査

ユーザー 1 保険者

調査年度 5 令和 01 年度

都道府県 01 北海道 [保険者選択]

保険者番号 001

保険者名 札幌市

保険者区分

群別 5 E

基本情報登録 処理メニュー 終了



補足

※調査票は保険者単位での作成が基本です。広域連合の保険者で、市町村ごとに作成した場合や、合併したばかりの合併前の市町村ごとに作成した場合は、取りまとめ市町村で調査票磁気ファイルを一つにまとめて提出して下さい。一つにまとめる機能は報告システム(保険者用)の「提出調査票ファイルの作成」機能で対応できます。

- ④保険者区分を選択します。すべての項目を入力した後 [基本情報登録] ボタンをクリックすると、選択した内容が基本情報として設定されます。変更する場合は対象項目を変更後、[基本情報登録] ボタンをクリックします。



補足

※保険者番号と保険者名項目は手入力できません。

※群別は変更できません。

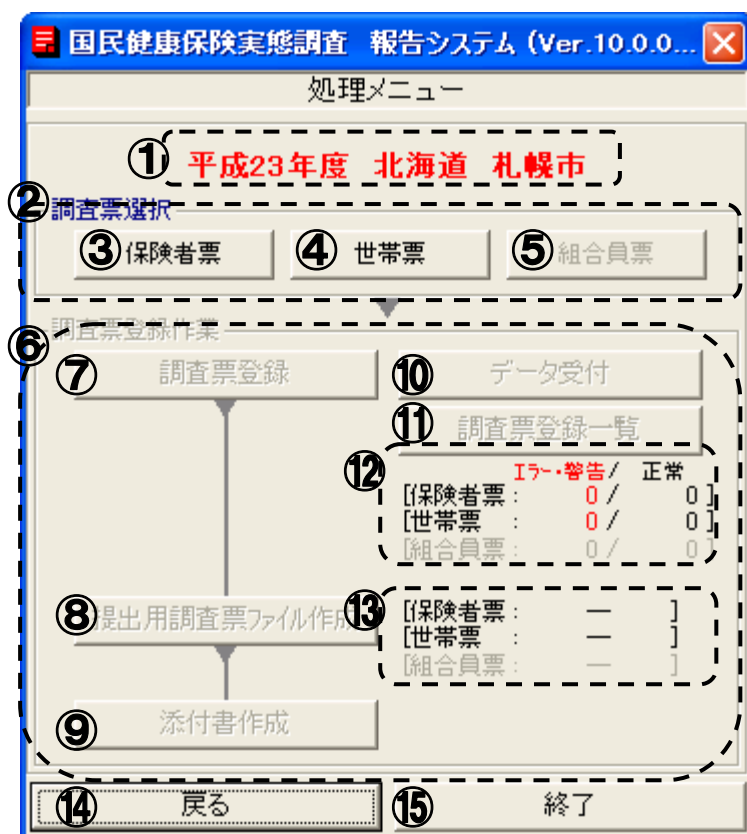
※保険者区分に該当する区分が存在しない場合、又は「全国土木建築組合」の場合は「06 食品、衛生及び税理士等一般業種組合（全国土木建築組合を含む）」を選択して下さい。



注意

※ 調査票データの登録を行った後に [基本情報設定] 画面の基本情報（都道府県番号、保険者番号、保険者区分、群別）を変更すると、既に登録した調査票データの修正が必要になります。
修正対象の調査票データの修正・削除については各調査票の修正・削除の項目を参照してください。

4-2 処理メニュー画面説明



【機能説明】

番号	項目名	項目説明
①	基本情報	〔基本情報設定〕画面で登録した調査年度、保険者情報が表示されます。
②	調査票選択欄	調査票登録作業を行う調査票種類を③～⑤より選択します。選択されている調査票はボタンが赤く表示されます。
③	調査票選択	〔保険者票〕ボタン 保険者票の作成作業を行います。
④		〔世帯票〕ボタン 世帯票の作成作業を行います。
⑤		〔組合員票〕ボタン 組合員票の作成作業を行います。
⑥	調査票登録作業欄	調査票登録作業の各処理を表示します。②調査票選択欄より作業を行う調査票を選択していないと使用できません。
⑦	調査票登録作業	〔調査票登録〕ボタン 調査票の新規・修正・削除・印刷を行います。 >> 5 調査票作成
⑧		〔提出用調査票ファイル作成〕ボタン 提出用調査票ファイルの作成を行います。②調査票選択欄より選択した調査票を1件以上作成していないと使用できません。 >> 5 調査票作成

番号	項目名	項目説明
⑨	[添付書作成] ボタン	添付書の作成を行います。 ※提出用調査票ファイルを作成していないと使用できません。 >> 5 調査票作成
⑩	[データ受付] ボタン	報告システム以外のおシステムで作成した調査票データの受付を行います。 >> 6 データ受付
⑪	[調査票登録一覧] ボタン	作成した調査票の一覧が表示されます。②調査票選択欄より選択した調査票を1件以上作成していないと使用できません。 ※組合員票使用可 >> 5 調査票作成
⑫	登録枚数	作成された調査票の枚数が表示されます。 *エラー・警告 …… エラーもしくは警告のある調査票枚数 *正常 …… 正常な調査票枚数
⑬	作成日	提出用調査票ファイルを作成した日付が表示されます。
⑭	[戻る] ボタン	[基本情報設定] 画面へ戻ります。 >> 4-1 基本情報設定
⑮	[終了] ボタン	報告システムを終了します。 >> 3-5-2 報告システムの終了

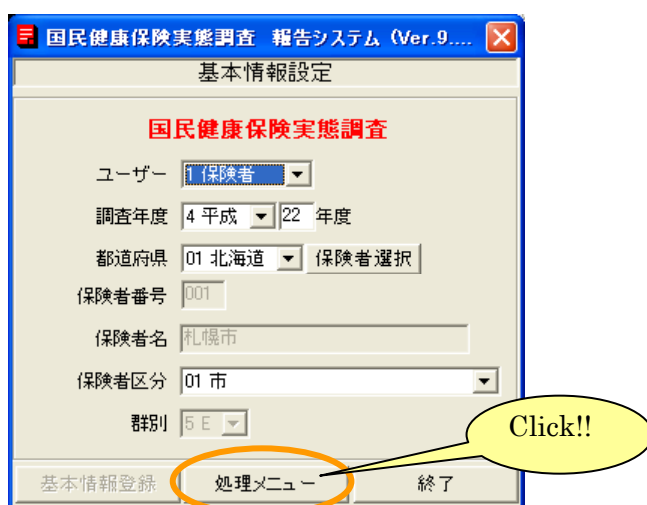
5 調査票作成

ここでは、報告システムを使用して調査票の登録、修正、削除を行う手順について調査票種類ごとに説明します。

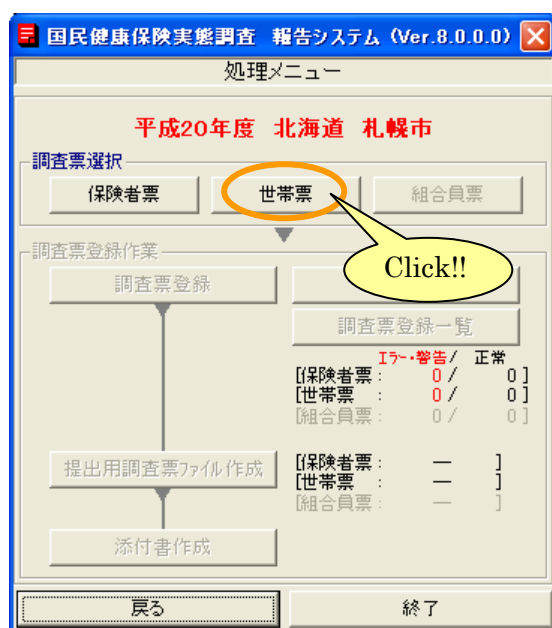
5-1 世帯票

5-1-1 世帯票の入力

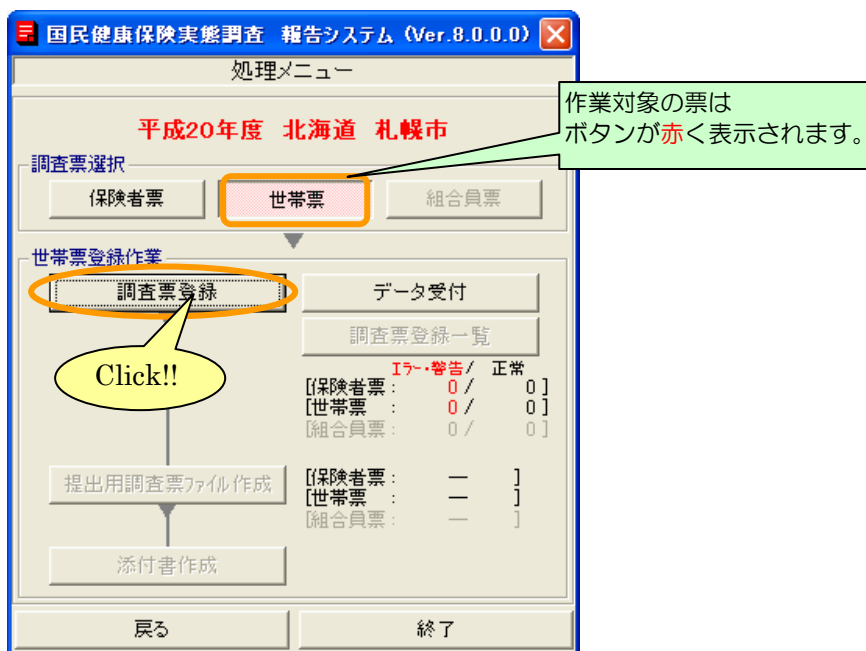
① [基本情報設定] 画面の [処理メニュー] ボタンをクリックします。



② [処理メニュー] 画面が表示されますので、[世帯票] ボタンをクリックします。



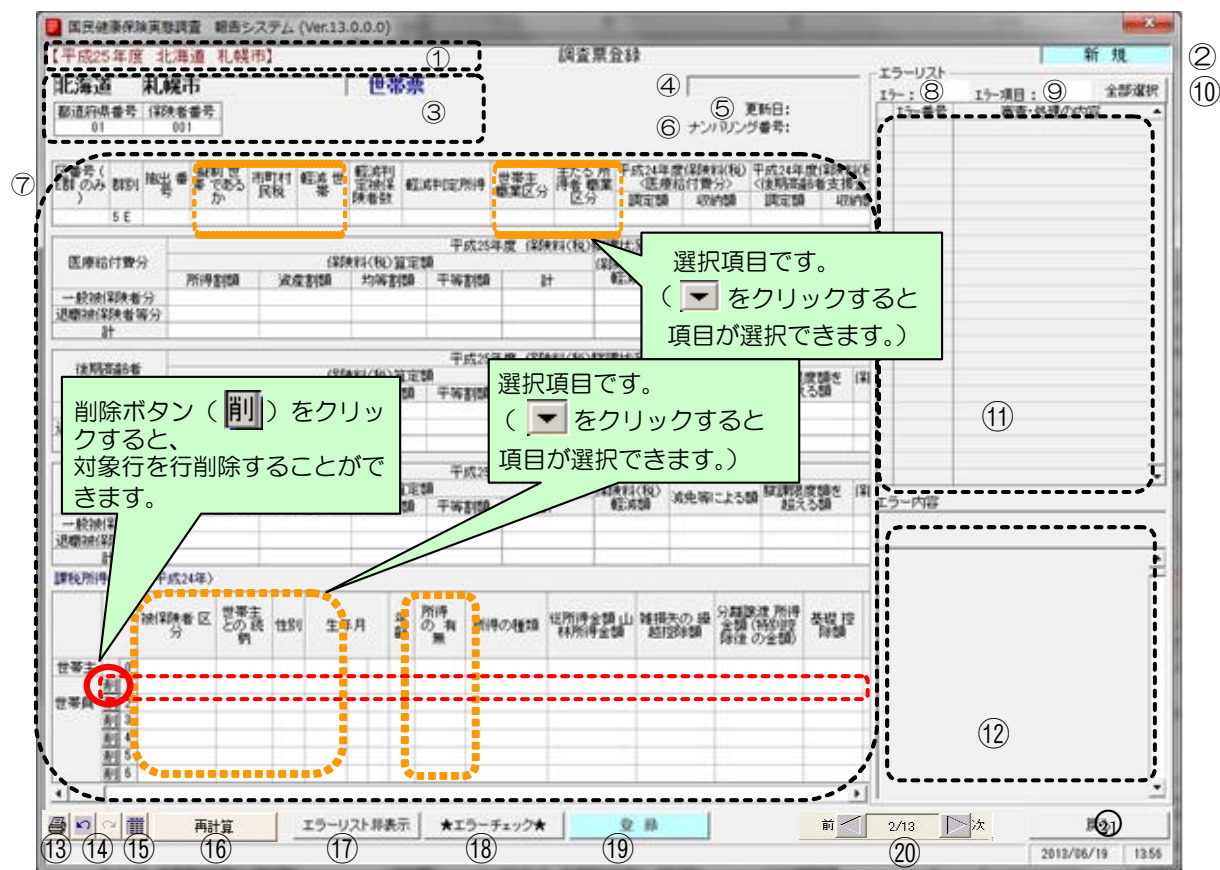
- ③ [世帯票] ボタンをクリックすると、世帯票登録作業欄の [調査票登録] ボタン、
[データ受付] ボタンがクリック可能となり、[世帯票] ボタンは表示が赤く切り替わります。[調査登録] ボタンをクリックします。



- ④ [作業区分] 画面が表示されます。[新規] ボタンをクリックします。
世帯票のデータが登録されていない状態では [新規] ボタンのみ使用可能となっています。



⑤ [新規] ボタンをクリックすると、[調査票登録] 画面が表示されます。



⑥ 世帯票の入力を行います。入力欄の各項目を入力、選択します。

【機能説明】

番号	項目名	項目説明
①	基本情報	[基本情報設定] 画面にて登録した都道府県・保険者が表示されます。
②	作業区分	[作業区分] 画面で選択した作業名が表示されます。
③	基本情報 (調査票)	新規登録処理の場合は、①と同じ情報が表示されます。 修正・削除処理の場合は、調査票に登録されている基本情報が表示されます。 ※修正・削除処理の時、①と違う値が表示されている場合は提出用ファイル作成が行えません。①が間違っている場合は [基本情報設定] 画面、③が間違っている場合は [調査票登録 データ検索] 画面にて修正をして下さい。 >> 4-1 基本情報設定 >> 5-1-6 世帯票の修正
④	エラー区分	エラーチェックを行った際に、エラー区分が背面色を変えて表示されます。 ・エラー (赤) : 重要エラー有 ・警告 (黄) : 警告のみ有 ・正常 (灰) : エラー無 >> 5-1-2 入力内容のチェック
⑤	更新日	表示されている調査票データを更新した日付が表示されます。新規登録作業の場合は空欄となります。
⑥	ナンバリング番号	調査票データの連番を表示します。 ※提出ファイル作成時に再度番号を振り直す為、調査票作成時とは異なる場合がありますのでご注意ください。

番号	項目名	項目説明
⑦	入力欄	調査票の入力を行います。既存データがある場合は、入力内容が表示されます。背面色でエラー状態が確認できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・赤：エラー ・黄：警告 ・青：最多エラー ・白：正常
⑧	エラー	エラー件数が背面色を変えて表示されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・赤：重要エラー有（1件以上） ・黄：警告のみ有（1件以上） ・白：エラー無（0件） ※初期状態は非表示となります。
⑨	エラー項目	エラーとなっている⑦入力欄の項目数が背面色を変えて表示されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・赤：重要エラー有（1件以上） ・黄：警告のみ有（1件以上） ・白：エラー無（0件） ※初期状態は非表示となります。
⑩	[全部選択] ボタン	⑪エラーリストに表示されるすべてのエラーに関連する、⑦入力欄の背面色が赤又は黄に表示されます。また最多エラー箇所については、背面色が青く表示されます。 ※初期状態は非表示となります。
⑪	エラーリスト	エラー番号と簡略したエラー内容が表示されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・エラー番号の左に「！」が表示された時：重要エラー ・エラー番号の左が空欄の時：警告 選択した行の背景が緑色で表示されます。 ※「！」マークのついているエラーは必ず修正しなくてはならないエラーです。 ※初期状態は非表示となります。
⑫	エラー内容	⑪エラーリストで選択したエラー項目の詳細が表示されます。 ※初期状態は非表示となります。
⑬	[調査票印刷] ボタン	作業中の調査票を印刷します。 >> 5-1-5 世帯票の印刷（個別印刷）
⑭	[履歴] ボタン	「元にもどす」「やり直し」を行います。 ⑮【★エラーチェック★】を行った内容が履歴として残ります。ただし、⑳【登録】ボタン、・【戻る】ボタンをクリックした時点で履歴は削除されます。
⑮	[調査票登録一覧] ボタン	【調査票登録一覧】画面を表示します。 ※調査票が1件以上登録されていないと使用できません。 >> 5-1-4 世帯票登録一覧の表示
⑯	[再計算] ボタン	修正処理の場合、自動計算が行われます。 [再計算]ボタンを使用することで、自動計算項目の再計算を行うことができます。 ※新規処理の場合、自動計算が行われるため、表示されません。 ※削除処理の場合、入力不可能のため、表示されません。
⑰	[エラーリスト表示/非表示] ボタン	⑧エラー、⑨エラー項目、⑪エラーリスト、⑫エラー内容の表示/非表示を切り替えます。
⑱	【★エラーチェック★】 ボタン	入力した調査票のエラーチェックを行います。 >> 5-1-2 入力内容のチェック
⑲	[登録] ボタン	表示されている調査票を登録します。⑱【★エラーチェック★】 ボタンをクリックし、エラーチェックを行うことにより使用できるようになります。 >> 5-1-3 世帯票の登録
⑳	[前・次] ボタン	修正対象の調査票を選択することができます。 [前] ボタンについては最初の調査票、[次] ボタンについては最後の調査票を表示しているときは使用できません。 ※新規処理の場合はボタンがありません。 ※削除処理の場合は[次] ボタンのみ使用可となり、次の調査票が削除されている場合はメッセージを表示して【調査票登録 データ検索】画面に戻ります。

番号	項目名	項目説明
⑳	[戻る] ボタン	前画面に戻ります。 表示中の調査票が修正途中で、⑳ [登録] ボタンをクリックしていない場合は登録確認のメッセージが表示されます。



補足

※Enter キー、Tab キーで入力対象が次の項目に移ります。

※入力欄の以下の項目は自動計算され値が表示されます。値を入力することはできません。

【自動計算項目】

対象項目	自動計算内容
医療給付費分 各項目の計	各項目とも一般被保険者分+退職被保険者等分 を算出し表示
後期高齢者支援金分 各項目の計	各項目とも一般被保険者分+退職被保険者等分 を算出し表示
介護納付金分 各項目の計	各項目とも一般被保険者分+退職被保険者等分 を算出し表示
医療給付費分 保険料（税）算定額の計	(所得割額)+(資産割額)+(均等割額)+(平等割額) を算出し表示
後期高齢者支援金分 保険料（税）算定額の計	(所得割額)+(資産割額)+(均等割額)+(平等割額) を算出し表示
介護納付金分 保険料（税）算定額の計	(所得割額)+(資産割額)+(均等割額)+(平等割額) を算出し表示
課税所得の状況の年齢	[生年月]から、調査年度の9月30日時点の年齢を算出し表示
課税所得の状況の基礎控除額	(総所得金額 山林所得金額)+(雑損失の繰越控除額) +(分離譲渡所得金額)+(金額) の値が0より大きい場合は「330,000」を表示
課税所得の状況の課税標準額	(総所得金額 山林所得金額)+(雑損失の繰越控除額) +(分離譲渡所得金額)-(基礎控除額) の値が0より大きい場合は数値を表示 0未満の場合は0を表示
課税所得の状況の各項目の計	各項目の縦計を算出し表示

5-1-2 入力内容のチェック

ここではエラーチェック実行時の操作や画面の表示について説明します。

- ①世帯票の各項目の入力終了後 [★エラーチェック★] ボタンをクリックして入力内容のチェックを行います。

国民健康保険実態調査 報告システム (Ver.13.0.0.0)

【平成25年度 北海道 札幌市】 調査票登録 新規

北海道 札幌市 世帯票

都道府県番号: 01 保険者番号: 001

更新日: ナンパリング番号:

区番号(区群のみ)	群別	抽出番号	世帯制であるか	市町村民税	軽減世帯	軽減判定済保険者数	軽減判定所得	世帯主職業区分	主たる所得者区分	職業	平成24年度保険料(税) (医療給付費分)	平成24年度保険料(税) (後期高齢者支援金分)	平成24年度保険料(税) (介護納付金分)	短期被保険者証等交付状況	保険料(税) 賦課特例措置
5 E		000250	2 否	1 課税	1 非軽減			1 農林水産			174,390	174,390	37,960		

医療給付費分

	平成25年度 保険料(税) 賦課状況					保険料(税) 軽減額	減免等による額	賦課限度額を越える額	保険料(税) 調定額
	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	計				
一般被保険者分	133,110		21,480	21,480	176,070				
退職被保険者等分									
計	133,110		21,480	21,480	176,070				

後期高齢者支援金分

	平成25年度 保険料(税) 賦課状況					保険料(税) 軽減額	減免等による額	賦課限度額を越える額	保険料(税) 調定額
	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	計				
一般被保険者分	50,000				50,000				
退職被保険者等分									
計	50,000				50,000				

介護納付金分

	平成25年度 保険料(税) 賦課状況					保険料(税) 軽減額	減免等による額	賦課限度額を越える額	保険料(税) 調定額
	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	計				
一般被保険者分	28,458		5,860		34,318				
退職被保険者等分									
計	28,458		5,860		34,318				

課税所得の状況(平成24年)

世帯主	被保険者区分	世帯主との続柄	性別	生年月	年齢	所得の有無	所得の種類	従所得金額山林所得金額	雑損失の繰越控除額	分離課税所得金額(特別控除後の金額)	基礎控除額	課税標準額	年金収入額(公的年金等控除前の額)
世帯主	0 1 一般	0 本人	1 男	3 昭和 30 2	58 1 有	06 給与	1,238,400				330,000	908,400	
世帯員	別1												
	別2												
	別3												
	別4												
	別5												
	別6												

エラーリスト表示 ★エラーチェック★ 登録 戻る

2013/06/19 15:02



補足

※ [登録] ボタンはエラーチェック実行後に使用可能となります。

②エラーが存在する場合はエラー区分に「エラー」又は「警告」と表示され、エラーリストにエラー件数、エラー項目数、エラーの一覧が表示されます。入力欄のエラー箇所は背面色が変更されます。

【入力項目の状態】

- ・赤：エラー
- ・黄：警告
- ・青：最多エラー
- ・白：正常


エラーリスト



補足

※エラーリストの任意の行をクリックすると該当箇所のみ背面色が赤又は黄に表示されます。

※エラーが存在していても、[登録] ボタンをクリックすることは可能です。

※ 以下の項目にカーソル () を近づけると吹出しが表示され、内容を確認することができます。

1) エラーリストの審査・処理の内

エラーリスト

エラー: **4** エラー項目: **24** 全部選択

エラー番号	審査・処理の内容
007	世帯主職業区分エラー:コード範囲
170	医療給付金 一般控除額の計
171	007: 世帯主職業区分エラー:コード範囲外
172	医療給付金 一般控除額の計

審査・処理の内容が表示されます。

2) データ表示欄の項目

区番号 (E群 のみ)	群別	抽出 番号	擬制 世帯 であるか	市町村 民税	軽減 世帯
	5 E	000250	2 否	1 課税	1 非軽減
		A05			

項目番号が表示されます。

③エラーリストの任意の行をクリックすると、クリックした行の背面が緑色表示されます。入力欄は選択したエラーに該当する箇所のみ背面が変更されます。エラー内容欄には選択したエラーの詳細内容が表示されます。この表示に基づいて入力欄の修正を行います。



補足

※エラーリストの [全部選択] ボタンをクリックすると、表示項目全てのエラー箇所の背面色が表示されます。又、[全部選択] ボタンクリック時のみ「最多エラー」(青)にてエラー箇所の背面色を表示します。

(「最多エラー」(青)とはエラーリストの全エラー項目に対し、表示項目のエラー箇所が一番多い項目を示します。)

※エラーが存在していても、[登録] ボタンをクリックすることは可能です。

④入力内容が正しい場合は以下のように表示されます。

国民健康保険実態調査 報告システム (Ver.13.0.0.0)

【平成25年度 北海道 札幌市】 調査票登録

北海道 札幌市 世帯票

都道府県番号: 01 保険者番号: 001

エラー区分: 正常

エラーリスト

エラー番号	審査・処理の内容
0	0 全部選択

エラー内容

エラーリストのエラー数 = 0
エラー項目 = 0 になり、
一覧からエラー情報が無くなります。

エラーリスト非表示 ★エラーチェック★ 登録 戻る

2013/06/19 15:30

5-1-3 世帯票の登録

ここでは入力した世帯票を登録する手順を説明します。

①エラーチェックを実行後、[登録] ボタンをクリックします。

国民健康保険実態調査 報告システム (Ver.13.0.0.0)

【平成25年度 北海道 札幌市】 調査票登録 新規

北海道 札幌市 世帯票 正常

更新日: ナンパリング番号:

都道府県番号 | 保険者番号
01 | 001

区番号(群のみ)	群別	抽出番号	擬制世帯であるか	市町村民税	軽減世帯	軽減判定被保険者数	軽減判定所得	世帯主職業区分	主たる所得者職業区分	平成24年度保険料(税) (医療給付費分)	平成24年度保険料(税) (後期高齢者支援金分)	平成24年度保険料(税) (介護納付金分)	短期被保険者証等交付状況	保険料(税)賦課特例措置
5 E		000250	2 否	1 課税	1 非軽減	1	700,000	1 農林水産	1 農林水産	174,390	174,390	100,000		

単位:円

医療給付費分	平成25年度 保険料(税)賦課状況					保険料(税)軽減額	減免等による額	賦課限度額を越える額	保険料(税)調定額	固定資産税額(土地・家屋)(平成25年度)
	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	計					
一般被保険者分	133,110		21,480	21,480	176,070	0	150,000	0	26,000	
退職被保険者等分										
計	133,110		21,480	21,480	176,070	0	150,000	0	26,000	

単位:円

後期高齢者支援金分	平成25年度 保険料(税)賦課状況					保険料(税)軽減額	減免等による額	賦課限度額を越える額	保険料(税)調定額
	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	計				
一般被保険者分	50,000		10,000		60,000		10,000		50,000
退職被保険者等分									
計	50,000		10,000		60,000		10,000		50,000

単位:円

介護納付金分	平成25年度 保険料(税)賦課状況					保険料(税)軽減額	減免等による額	賦課限度額を越える額	保険料(税)調定額
	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	計				
一般被保険者分	28,458		5,860		34,318				34,318
退職被保険者等分									
計	28,458		5,860		34,318				34,318

単位:円

課税所得の状況(平成24年)

被保険者区分	世帯主との続柄	性別	生年月	年齢	所得の有無	所得の種類	従所得金額	山林所得金額	雑損失の繰越控除額	分類課税所得金額(特別控除後の金額)	基礎控除額	課税標準額	年金収入額(公的年金等控除前の額)
世帯主	0 本人	1 男	3 昭和 32 2	56 1	有	06 給与	1,298,400					908,400	
世帯員	1 削												
	2 削												
	3 削												
	4 削												
	5 削												
	6 削												

単位:円

エラーリスト表示 ★エラーチェック★ **登録** 戻る

2013/06/19 15:32



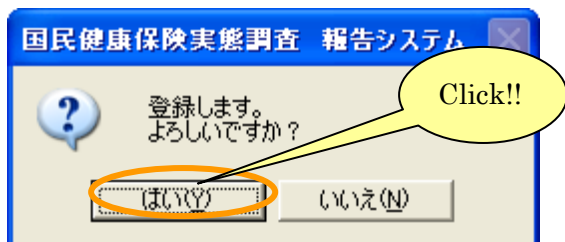
補足

※以下の項目は必須入力項目となります。未入力の場合は[登録] ボタンをクリックするとエラーメッセージが表示されるので、必ず入力してください。

- 抽出番号
- 擬制世帯であるか
- 市町村民税
- 軽減世帯
- 軽減判定被保険者数
- 世帯主職業区分
- 世帯主の被保険者区分
- 世帯主の世帯主との続柄

②メッセージが表示されますので、[はい] をクリックします。

[いいえ] を選択すると、登録を行わず [調査票登録] 画面に戻ります。



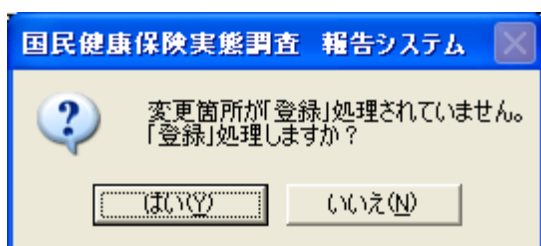
③調査票が登録されると入力内容がクリアされ、次の調査票の新規登録を行うことができます。

[戻る] ボタンをクリックすると、新規登録を終了し [作業区分] 画面に戻ります。

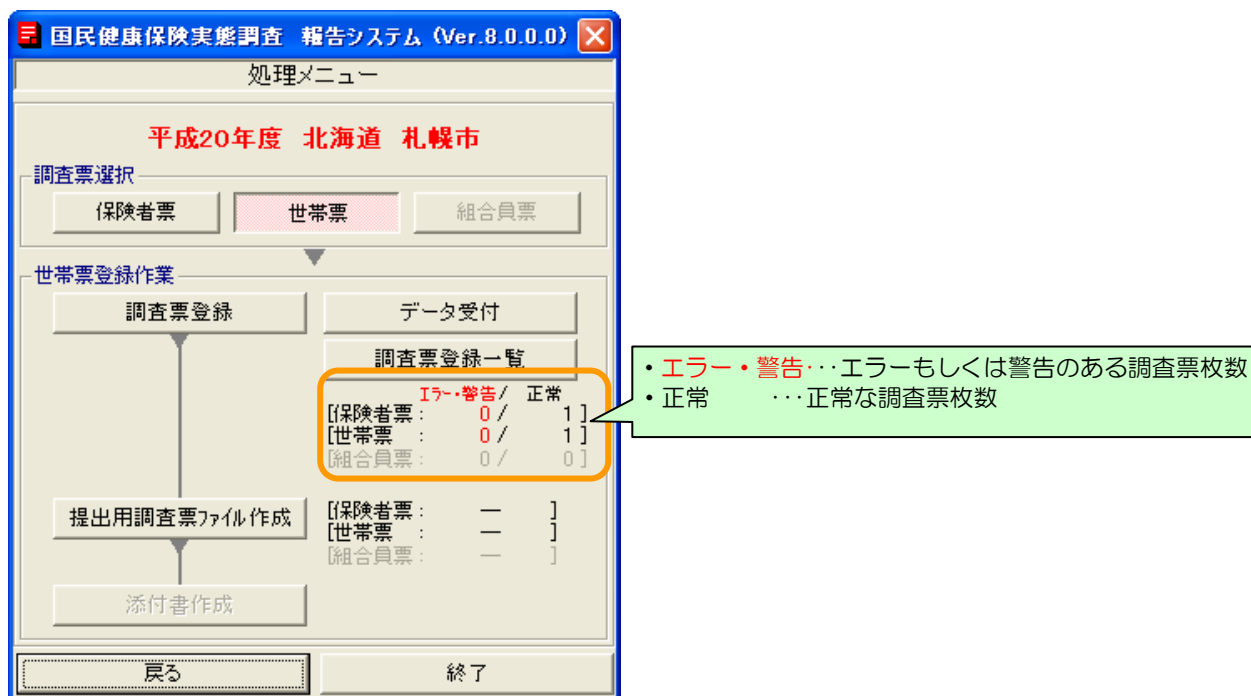


補足

※データの登録をしないで [戻る] ボタンをクリックした場合は、登録確認のメッセージが表示されます。登録する場合は [はい] ボタン、登録しない場合は [いいえ] ボタンをクリックします。



④ [作業区分] 画面の [戻る] ボタンをクリックして [処理メニュー] 画面に戻ると、登録した世帯票の件数が表示されます。



5-1-4 世帯票登録一覧の表示

ここでは調査票登録一覧画面について説明します。

- ① [調査票登録] 画面の [調査票登録一覧] ボタンをクリックします。

国民健康保険実態調査 報告システム (Ver.13.0.0.0)

【平成25年度 北海道 札幌市】 調査票登録 修正

北海道 札幌市 世帯票

都道府県番号 (保険者番号) 01 001 更新日: 2013/06/19 ナンバリング番号: 000000007

区番号 (区のみ)	特別	抽出番号	世帯番号	世帯種別	市町村	軽世帯	経済判定	軽減判定所得	世帯主	主たる所得者	所得区分	平成24年度(保険料(税) <医療給付費分>)	平成24年度(保険料(税) <後期高齢者支援金分>)	平成24年度(保険料(税) <介護納付金分>)	短期保険者証等	(保険料(税) 賦課 特例 措置						
5	E	000250	2	否	1	課税	1	非軽減	1	700,000	1	農林水産	1	農林水産	174,390	174,390	100,000	37,960	2	資格証明	1	経過措置

医療給付費分

平成25年度 保険料(税)課税状況							固定資産税額 (土地・家屋) (平成25年度)	
所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	計	保険料(税) 軽減額	減免等による額	課税限度額を 超える額	保険料(税) 調定額
133,110		21,480	21,480	176,070	0	150,000	0	26,000
133,110		21,480	21,480	176,070	0	150,000	0	26,000

後期高齢者 支援金分

平成25年度 保険料(税)課税状況							固定資産税額 (土地・家屋) (平成25年度)	
所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	計	保険料(税) 軽減額	減免等による額	課税限度額を 超える額	保険料(税) 調定額
50,000		10,000		60,000		10,000		50,000
50,000		10,000		60,000		10,000		50,000

介護納付金分

平成25年度 保険料(税)課税状況							固定資産税額 (土地・家屋) (平成25年度)	
所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	計	保険料(税) 軽減額	減免等による額	課税限度額を 超える額	保険料(税) 調定額
20,458		5,860		34,318				34,318
20,458		5,860		34,318				34,318

課税所得の状況(平成24年)

世帯主	被保険者	区分	世帯主の続柄	性別	生年月	年齢	所得の有無	所得の種類	総所得金額	山林所得金額	雑損失の繰越控除額	分離課税所得金額 (特別控除後の金額)	基礎控除額	課税標準額	年金収入額 (公的年金等 控除前の額)	
世帯主	0	1	一般	0	本人	1	男	3 昭和 32 02 56	1	有	06 給与	1,238,400		330,000	908,400	
副1	1															
副2	2															
副3	3															
副4	4															
副5	5															
副6	6															

前 7/7 次 戻る

2013/06/19 15:49

もしくは、[処理メニュー] 画面の [調査票登録一覧] ボタンをクリックします。

国民健康保険実態調査 報告システム (Ver. 8.0.0.0)

処理メニュー

平成20年度 北海道 札幌市

調査票選択

保険者票 世帯票 組合員票

世帯票登録作業

調査票登録 データ受付

調査票登録一覧

エラー・警告 / 正常

[保険者票 : 0 / 1]

[世帯票 : 0 / 10]

[組合員票 : 0 / 0]

提出用調査票ファイル作成 [保険者票 : 2008/02/19]

[世帯票 : 2008/02/19]

[組合員票 : -]

添付書作成

戻る 終了

② [調査票登録一覧] 画面が表示されます。これまでに登録した世帯票の一覧が表示されます。

国民健康保険実態調査 報告システム (Ver.8.0.0.0)

調査票登録一覧 世帯票

平成20年度 北海道 札幌市

	ナンバリング番号	抽出番号	エラー区分	更新日時
1	000000011	000250	1 エラー	2008/02/26 11:45:37
2	000000012	002250	1 エラー	2008/02/26 11:48:02
3	000000013	004750	0 正常	2008/02/26 13:09:13
4	0100100001	000250	0 正常	2008/02/22 15:11:48
5	0100100002	000750	0 正常	2008/02/22 15:11:48
6	0100100003	001250	1 エラー	2008/02/22 15:11:48
7	0100100004	001750	0 正常	2008/02/22 15:11:48
8	0100100005	002250	0 正常	2008/02/22 15:11:48
9	0100100006	002750	2 警告	2008/02/22 15:11:48
10	0100100007	003250	0 正常	2008/02/22 15:11:48
11	0100100008	003750	0 正常	2008/02/22 15:11:48
12	0100100009	999999	0 正常	2008/02/22 15:11:48
13	0100100010	004750	1 エラー	2008/02/22 15:11:48
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				

13件

調査票一覧印刷 戻る

ヘッダー部
補足 参照



補足

※項目 (ナンバリング番号、抽出番号、エラー区分、更新日時) のヘッダー部分をクリックすると、項目に対して昇順⇄降順に並べ替えを行います。

● 調査票登録一覧の印刷

- ① [調査票一覧印刷] ボタンをクリックすると、この画面の内容が印刷されます。

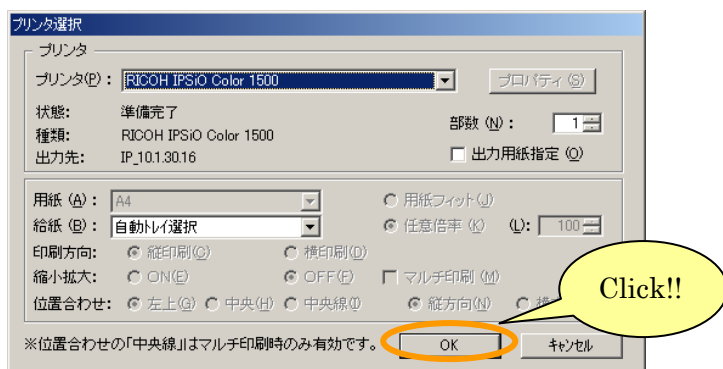
	ナンバリング番号	抽出番号	エラー区分	更新日時
1	0000000011	000250	1 エラー	2008/02/26 11:45:37
2	0000000012	002250	1 エラー	2008/02/26 11:48:02
3	0000000013	004750	0 正常	2008/02/26 13:09:13
4	0100100001	000250	0 正常	2008/02/22 15:11:48
5	0100100002	000750	0 正常	2008/02/22 15:11:48
6	0100100003	001250	1 エラー	2008/02/22 15:11:48
7	0100100004	001750	0 正常	2008/02/22 15:11:48
8	0100100005	002250	0 正常	2008/02/22 15:11:48
9	0100100006	002750	2 警告	2008/02/22 15:11:48
10	0100100007	003250	0 正常	2008/02/22 15:11:48
11	0100100008	003750	0 正常	2008/02/22 15:11:48
12	0100100009	999999	0 正常	2008/02/22 15:11:48
13	0100100010	004750	1 エラー	2008/02/22 15:11:48
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				

13件

調査票一覧印刷

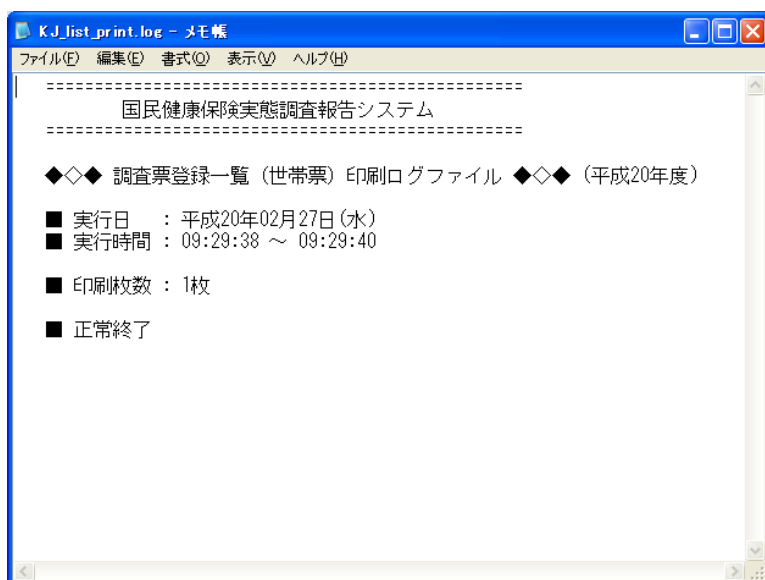
戻る

② [プリンタ選択] 画面が表示されますので、内容を確認して [OK] ボタンをクリックします。



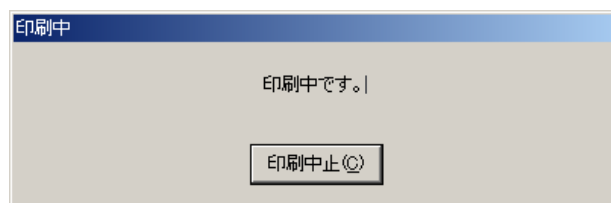
③調査票一覧が印刷され、[調査票登録一覧 (世帯票) 印刷ログファイル] が表示されます。

(この画面を閉じるときは  ボタンをクリックします。)



補足

※印刷中は [印刷中] 画面が表示されます。[印刷中止] ボタンをクリックすると印刷を中断します。



5-1-5 世帯票の印刷(個別印刷)

ここでは入力した世帯票を印刷する手順について説明します。

- ① [調査票登録] 画面の [調査票印刷] ボタンをクリックします。

国民健康保険実施調査 報告システム (Ver.13.0.0.0)

【平成25年度 北海道 札幌市】 調査票登録 修正

北海道 札幌市 世帯票 正常

都道府県番号 01 保険者番号 001 更新日: 2013/06/19
ナンバリング番号: 0000000007

区番号(群のみ)	群別	抽出番号	世帯であるか	市町村民税	軽減世帯	軽減判定保険者数	軽減判定所得	世帯主職業区分	主たる所得者職業区分	平成24年度(保険料(税)〈医療給付費分〉)	平成24年度(保険料(税)〈後期高齢者支援金分〉)	平成24年度(保険料(税)〈介護納付金分〉)	短期被保険者証等交付状況	保険料(税)賦課特例措置						
5E		000250	2	否	1	課税	1	非軽減	1	700,000	1	農林水産	1	農林水産	174,390	174,390	100,000	37,960		

単位:円

医療給付費分		平成25年度 保険料(税)賦課状況					平成24年度(保険料(税)課税状況)			固定資産税額(土地・家屋)(平成25年度)
		所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	計	保険料(税)軽減額	減免等による額	課税限度額を越える額	保険料(税)調定額
一般被保険者分	133,110			21,480	21,480	176,070	0	150,000	0	26,000
退職被保険者等分										
計	133,110			21,480	21,480	176,070	0	150,000	0	26,000

単位:円

後期高齢者支援金分		平成25年度 保険料(税)賦課状況					平成24年度(保険料(税)課税状況)			
		所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	計	保険料(税)軽減額	減免等による額	課税限度額を越える額	保険料(税)調定額
一般被保険者分	50,000			10,000		60,000		10,000		50,000
退職被保険者等分										
計	50,000			10,000		60,000		10,000		50,000

単位:円

介護納付金分		平成25年度 保険料(税)賦課状況					平成24年度(保険料(税)課税状況)			
		所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	計	保険料(税)軽減額	減免等による額	課税限度額を越える額	保険料(税)調定額
一般被保険者分	28,458			5,860		34,318				34,318
退職被保険者等分										
計	28,458			5,860		34,318				34,318

課税所得の状況(平成24年)

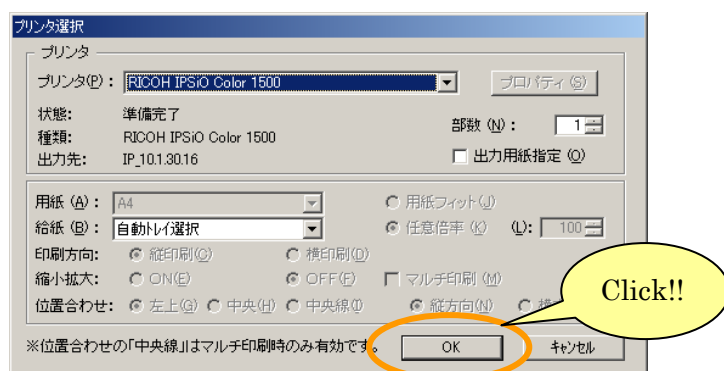
	被保険者区分	世帯主との続柄	性別	生年月	年齢	所得の有無	所得の種類	総所得金額(山林所得金額)	雑損失の繰越控除額	分離課税所得金額(特別控除後の金額)	基礎控除額	課税標準額	年金収入額(公的年金等控除前の額)
世帯主	0	1-一般	0 本人	1 男	3 昭和 32 02	56 1 有	06 給与	1,238,400			330,000	908,400	
世帯員	1												


単位:円

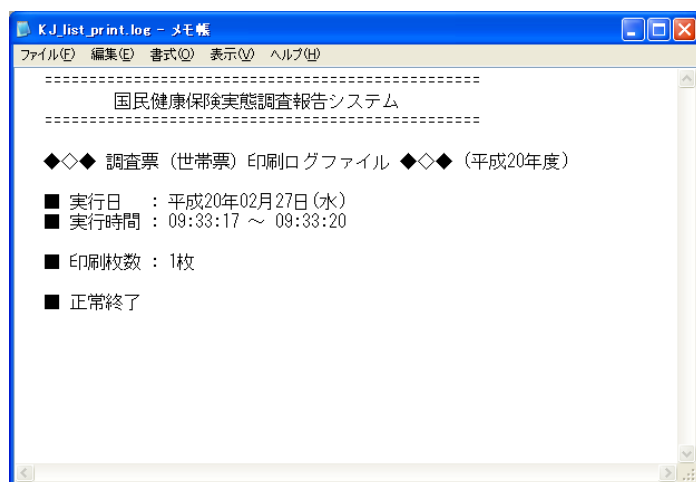
再計算 エラーリスト表示 ★エラーチェック★ 登録 前 7/7 次 戻る

2013/06/19 15:49

② [プリンタ選択] 画面が表示されますので、内容を確認して [OK] ボタンをクリックします。

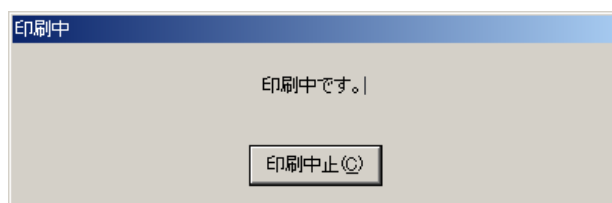


③ [調査票（世帯票）印刷 ログファイル] が表示されます。
（この画面を閉じるときは  ボタンをクリックします。）



補足

※ 印刷中は [印刷中] 画面が表示されます。[印刷中止] ボタンをクリックすると印刷を中断します。



※ 登録した世帯票を一括して印刷する場合は、以下を参照して下さい。

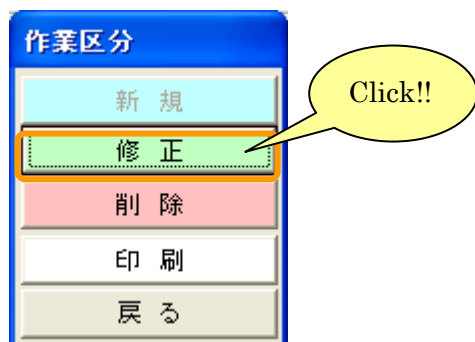
- 一括印刷 >> 5-1-8 世帯票の印刷（一括印刷）

5-1-6 世帯票の修正

ここでは世帯票の入力内容を修正する手順について説明します。

A) 通常の修正

- ① [処理メニュー] 画面にて、[世帯票] ボタンをクリック後、[調査票登録] ボタンをクリックして [作業区分] 画面を表示させます。
- ② [作業区分] 画面の [修正] ボタンをクリックします。



③ [調査票登録データ検索] 画面が表示されます。

ナンバリング番号	抽出番号	エラー区分	更新日時
1	0100100001	0 正常	2008/02/19 15:56:08
2	0100100002	0 正常	2008/02/19 15:22:14
3	0100100003	1 エラー	2008/02/19 15:22:14
4	0100100004	0 正常	2008/02/19 15:22:14
5	0100100005	0 正常	2008/02/19 15:22:14
6	0100100006	2 警告	2008/02/19 15:22:14
7	0100100007	0 正常	2008/02/19 15:22:14
8	0100100008	0 正常	2008/02/19 15:22:14
9	0100100009	0 正常	2008/02/19 15:22:14
10	0100100010	1 エラー	2008/02/19 15:22:14
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

【機能説明】

番号	項目名	項目説明
①	作業区分	[作業区分] 画面で選択した作業名が表示されます。
②	調査票区分指定	作業中の調査票区分を表示します。
③	エラー区分指定	エラー区分を指定します <ul style="list-style-type: none"> ・0 正常 ・1 エラー ・2 警告 ※エラー区分を指定すると一覧が表示されます。
④	[最新] ボタン	最新の該当の調査票データを⑤検索結果一覧に表示します。
⑤	検索結果一覧	登録されている調査票が表示されます。 都道府県番号や保険者番号、群別が [基本情報設定] 画面で設定した内容と一致していないデータは文字色が青色で表示されます。 必須入力項目である抽出番号が未入力のデータは文字色がピンク色で表示されます。
⑥	検索結果件数	⑤検索結果一覧に表示された調査票データの件数が表示されます。
⑦	「不一致分一括修正」ボタン	[基本情報設定] 画面で設定した都道府県番号、保険者番号、群別と一致しないデータ(青文字行)を [基本情報設定] 画面で登録した値に一括修正、または一括削除します。不一致データが存在する時のみ使用できます。
⑧	[戻る] ボタン	[作業区分] 画面に戻ります。

- ④エラー区分を指定して「最新」ボタンをクリックすると、検索結果が表示されます。
修正したいデータをクリックして下さい。

検索条件 選択
(▼をクリックすると項目が選択できます。)

ナンバリング番号	抽出番号	エラー区分	更新日時
1	000000011	1 エラー	2008/02/26 11:45:37
2	000000012	1 エラー	2008/02/26 11:48:02
3	000000013	0 正常	2008/02/26 13:09:13
4	010010001	0 正常	2008/02/22 15:11:48
5	010010002	0 正常	2008/02/22 15:11:48
6	010010003	1 エラー	2008/02/22 15:11:48
7	010010004	0 正常	2008/02/22 15:11:48
8	010010005	0 正常	2008/02/22 15:11:48
9	010010006	2 警告	2008/02/22 15:11:48
10	010010007	0 正常	2008/02/22 15:11:48
11	010010008	0 正常	2008/02/22 15:11:48
12	010010009	0 正常	2008/02/22 15:11:48
13	010010010	1 エラー	2008/02/22 15:11:48
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

ヘッダー部
補足 参照

Click!!

13件

不一致一括修正 戻る



補足

※項目（ナンバリング番号、抽出番号、エラー区分、更新日時）のヘッダー部分をクリックすると、項目に対して昇順⇄降順に並べ替えを行います。

⑤ [調査票登録] 画面が表示されますので、エラーリストに沿って登録内容を修正します。修正終了後、登録作業時と同様に [★エラーチェック★] ボタンをクリックし入力内容を確認します。エラーがなくなったところで [登録] ボタンをクリックすると、確認メッセージが表示されます。[はい] を選択すると修正内容を登録します。[調査票登録] 画面には次のデータが表示されます。

前 3/13 次

次の調査票に進む
最後の調査票を表示している場合は使用できません

現在の報告書 / [データ検索] 画面にて抽出表示された報告書枚数

1つ前の調査票に戻る
最初の調査票を表示している場合は使用できません

 補足

※世帯票の入力、エラーチェック、登録方法等については、以下の章を参照して下さい。

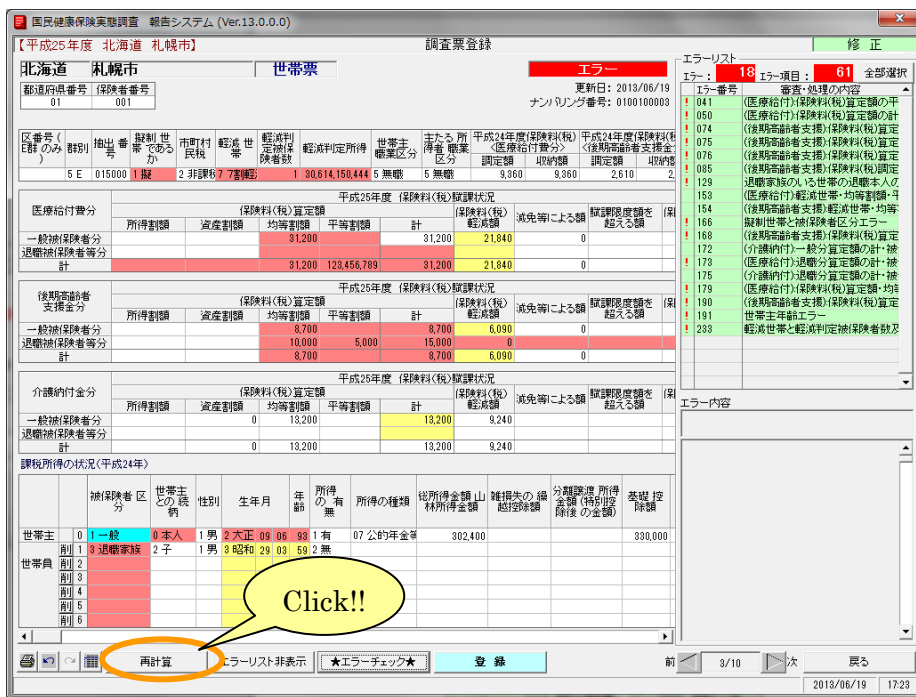
- 世帯票の入力 >>5-1-1 世帯票の入力
- エラーチェック >>5-1-2 入力内容のチェック
- 世帯票の登録 >>5-1-3 世帯票の登録

※エラーが存在していても、[登録] ボタンをクリックすることは可能です。

※修正処理を行った後、[調査票登録 データ検索] 画面に戻ると、画面表示は修正処理前の状態になっています。[最新] ボタンをクリックすると表示内容は更新され、修正処理が反映されます。

※エラーリストの「全部選択」ボタンをクリックすると、表示項目全てのエラー箇所の背面色が表示されます。又、「全部選択」ボタンクリック時のみ「最多エラー」(青)にてエラー箇所の背面色を表示します。「最多エラー」(青)とはエラーリストの全エラー項目に対し、表示項目のエラー箇所が一番多い項目を示します。)

※世帯票の修正時、「調査票登録」画面には「再計算」ボタンが表示されます。このボタンをクリックすると、入力欄の算出値が入る箇所が自動計算され値が表示されます。



【再計算項目】

対象項目	自動計算内容
医療給付費分 各項目の計	各項目とも一般被保険者分+退職被保険者等分 を算出し表示
後期高齢者支援金分 各項目の計	各項目とも一般被保険者分+退職被保険者等分 を算出し表示
介護納付金分 各項目の計	各項目とも一般被保険者分+退職被保険者等分 を算出し表示
医療給付費分 保険料(税)算定額の計	(所得割額)+(資産割額)+(均等割額)+(平等割額) を算出し表示
後期高齢者支援金分 保険料(税)算定額の計	(所得割額)+(資産割額)+(均等割額)+(平等割額) を算出し表示
介護納付金分 保険料(税)算定額の計	(所得割額)+(資産割額)+(均等割額)+(平等割額) を算出し表示
課税所得の状況の基礎控除額	(総所得金額 山林所得金額)+(雑損失の繰越控除額)+(分離譲渡所得金額) の値が0より大きい場合は「330,000」を表示
課税所得の状況の課税標準額	(総所得金額 山林所得金額)+(雑損失の繰越控除額)+(分離譲渡所得金額)-(基礎控除額) の値が0より大きい場合は数値を表示 0未満の場合は0を表示
課税所得の状況の各項目の計	各項目の縦計を求め表示

※課税所得の状況の年齢については、自動算出されます。

B) 基本情報と一致しない調査票データの一括修正

世帯票データの基本情報(都道府県番号、保険者番号、群別)が[基本情報設定]画面で設定した内容と異なる場合、[調査票登録 データ検索]画面の下部に「※青文字=都道府県又は保険者又は群別が基本情報と一致していません」と表示されます。これらの情報を一括修正する場合は以下の処理を行ってください。

①通常の修正処理と同様に、[作業区分]画面の[修正]ボタンをクリックします。

②[調査票登録 データ検索]画面が表示されますので、[不一致分一括修正]ボタンをクリックします(データ行をクリックすることで、通常の修正も行えます)。

※画面表示内容については「5-1-6 世帯票の修正」の【機能説明】を参照してください。

国民健康保険実態調査 報告システム (Ver.8.0.0.0)

調査票登録 データ検索 修正

平成20年度 北海道 札幌市

検索条件
調査票 世帯票 エラー区分 指定なし 最新

	ナンバリング番号	抽出番号	エラー区分	更新日時
1	0100100001	000250	0 正常	2008/02/19 15:22:14
2	0100100002	000750	0 正常	2008/02/19 15:22:14
3	0100100003	001250	1 エラー	2008/02/19 15:22:14
4	0100100004	001750	0 正常	2008/02/19 15:22:14
5	0100100005	002250	0 正常	2008/02/19 15:22:14
6	0100100006	002750	2 警告	2008/02/19 15:22:14
7	0100100007	003250	0 正常	2008/02/19 15:22:14
8	0100100008	003750	0 正常	2008/02/19 15:22:14
9	0100100009	999999	0 正常	2008/02/19 15:22:14
10	0100100010	004750	1 エラー	2008/02/19 15:22:14
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

10件 ※青文字 = 都道府県又は保険者又は群別が基本情報と一致していません

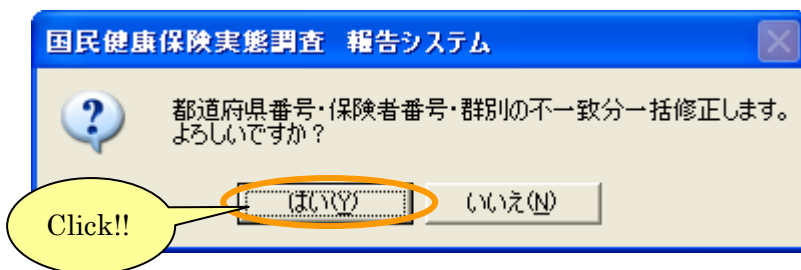
不一致分一括修正 戻る

Click!!

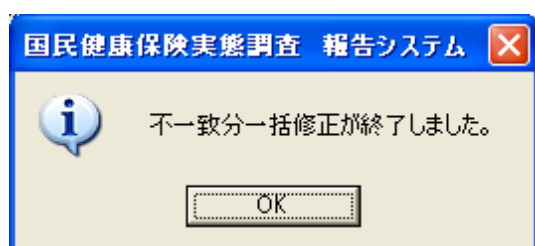
都道府県番号・保険者番号・群別のいずれかが[基本情報設定]画面で登録した値と一致しないデータ

エラー内容表示

- ③一括修正確認メッセージが表示されます。[はい] をクリックすると、不一致分の基本情報 (都道府県番号、保険者番号、群別) を一括修正します。



- ④一括修正が終了すると、以下のメッセージが表示されます。



- ⑤ [調査票登録データ検索] 画面が再表示され、修正されたデータ行は青から黒文字表示されます。

	ナンバリング番号	抽出番号	エラー区分	更新日時
1	000000001	000250	0 正常	2008/02/26 14:08:26
2	000000002	000750	0 正常	2008/02/26 14:08:26
3	000000003	001250	1 エラー	2008/02/26 14:08:26
4	000000004	001750	0 正常	2008/02/26 13:35:03
5	000000005	002250	0 正常	2008/02/26 13:35:03
6	000000006	002750	2 警告	2008/02/26 13:35:04
7	000000007	003250	0 正常	2008/02/26 13:35:04
8	000000008	003750	0 正常	2008/02/26 13:35:04
9	000000009	999999	0 正常	2008/02/26 13:35:04
10	000000010	004750	1 エラー	2008/02/26 13:35:04
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

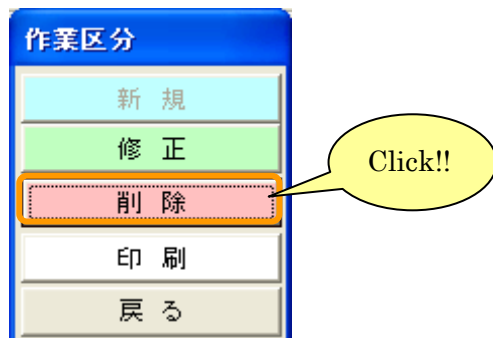
5-1-7 世帯票の削除

ここでは、登録した世帯票を削除する処理について説明します。

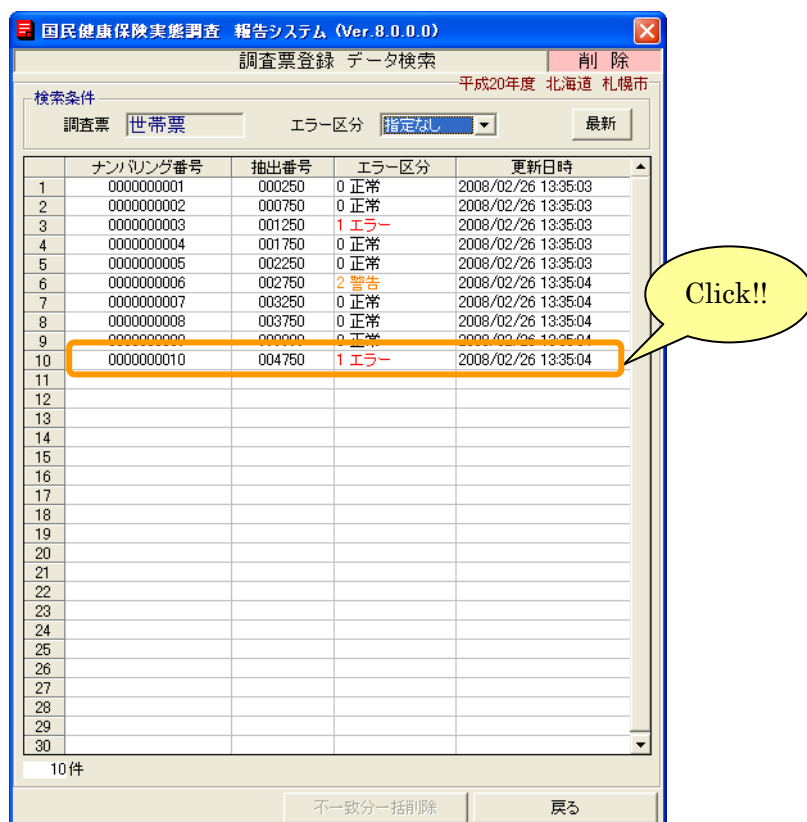
A) 通常削除

① [処理メニュー] 画面にて、[世帯票] ボタンをクリック後、[調査票登録] ボタンをクリックして [作業区分] 画面を表示させます。

② [作業区分] 画面の [削除] ボタンをクリックします。



③ [調査票登録データ検索] 画面が表示されます。エラー区分を指定して、[最新] ボタンをクリックすると検索結果が表示されます。削除したいデータ行をクリックしてください。



※画面表示内容については「5-1-6 世帯票の修正」の【機能説明】を参照してください。

- ④ [調査票登録] 画面にエラーチェックが行われた状態でデータが表示されます。[削除] ボタンをクリックすると確認メッセージが表示され、[はい] を選択すると調査票が削除されます。



補足

※エラーリストの [全部選択] ボタンをクリックすると、表示項目全てのエラー箇所の背面色が表示されます。又、[全部選択] ボタンクリック時のみ「最多エラー」(青) にてエラー箇所の背面色を表示します。

(「最多エラー」(青) とはエラーリストの全エラー項目に対し、表示項目のエラー箇所が一番多い項目を示します。)

※エラーリストの任意行をクリックした直後に「↑」「↓」(上下矢印) キーをクリックすると、エラーリストの選択行が上下に移動し、エラー箇所を連続表示することができます。

B) 基本情報と一致しない調査票データの一括削除

世帯票データの基本情報(都道府県番号、保険者番号、群別)が [基本情報設定] 画面で設定した内容と異なる場合、[調査票登録データ検索] 画面の下部に「※青文字=都道府県又は保険者又は群別が基本情報と一致していません」と表示されます。これらの情報を一括削除する場合は以下の処理を行ってください。

- ①通常の削除処理と同様に、[作業区分] 画面の [削除] ボタンをクリックします。
- ② [調査票登録 データ検索] 画面が表示されますので、[不一致分一括削除] ボタンをクリックして下さい (データ行をクリックすることで、通常の削除も行えます)。

※画面表示内容については「5-1-6 世帯票の修正」の【機能説明】を参照してください。

国民健康保険実態調査 報告システム (Ver.8.0.0.0)

調査票登録 データ検索 削除

平成20年度 北海道 札幌市

検索条件
調査票 世帯票 エラー区分 指定なし 最新

	ナンバリング番号	抽出番号	エラー区分	更新日時
1	0100100001	000250	0 正常	2008/02/19 15:43:12
2	0100100002	000750	0 正常	2008/02/19 15:22:14
3	0100100003	001250	1 エラー	2008/02/19 15:22:14
4	0100100004	001750	0 正常	2008/02/19 15:22:14
5	0100100005	002250	0 正常	2008/02/19 15:22:14
6	0100100006	002750	2 警告	2008/02/19 15:22:14
7	0100100007	003250	0 正常	2008/02/19 15:22:14
8	0100100008	003750	0 正常	2008/02/19 15:22:14
9	0100100009	999999	0 正常	2008/02/19 15:22:14
10	0100100010	004750	1 エラー	2008/02/19 15:22:14
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

10件

※青文字 = 都道府県又は保険者又は群別が基本情報と一致していません

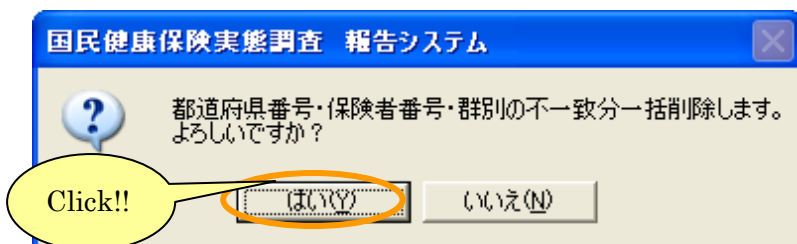
不一致分一括削除

Click!!

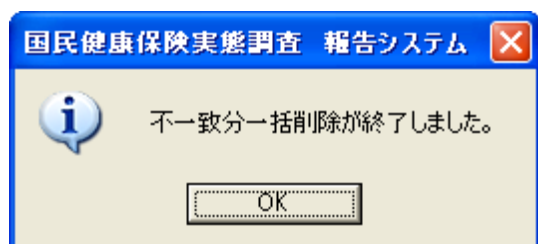
都道府県番号・保険者番号・群別のいずれかが [基本情報設定] 画面で登録した値と一致しないデータ

エラー内容表示

- ③一括削除確認メッセージが表示されます。[はい] をクリックすると、不一致分データが削除されます。



- ④一括削除が終了すると、以下のメッセージが表示されます。



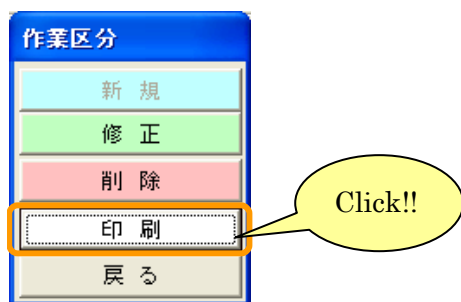
- ⑤ [調査票登録 データ検索] 画面が再表示され、削除されたデータ (青文字行) は一覧から消去されます。



5-1-8 世帯票の印刷(一括印刷)

ここでは登録した全ての世帯票を印刷する手順について説明します。

- ① [処理メニュー] 画面にて [世帯票] ボタンをクリック後、[調査票登録] ボタンをクリックして [作業区分] 画面を表示させます。
- ② [作業区分] 画面の [印刷] ボタンをクリックします。



- ③ [調査票登録 データ検索] 画面が表示されます。画面の内容は世帯票修正、削除時と同様です。エラー区分を指定して [最新] ボタンをクリックし、検索結果を表示させます。[調査票印刷] ボタンをクリックします。

国民健康保険実態調査 報告システム (Ver.8.0.0.0)

調査票登録 データ検索 平成20年度 北海道 札幌市

検索条件 調査票 世帯票 エラー区分 指定なし 最新

ナンバリング番号	抽出番号	エラー区分	更新日時
1	0100100001	0 正常	2008/02/19 15:43:12
2	0100100002	0 正常	2008/02/19 15:22:14
3	0100100003	01 エラー	2008/02/19 15:22:14
4	0100100004	0 正常	2008/02/19 15:22:14
5	0100100005	0 正常	2008/02/19 15:22:14
6	0100100006	02 警告	2008/02/19 15:22:14
7	0100100007	0 正常	2008/02/19 15:22:14
8	0100100008	0 正常	2008/02/19 15:22:14
9	0100100009	0 正常	2008/02/19 15:22:14
10	0100100010	01 エラー	2008/02/19 15:22:14
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

10件 ※青文字 Click!! 又は群別が基本情報と一致していません

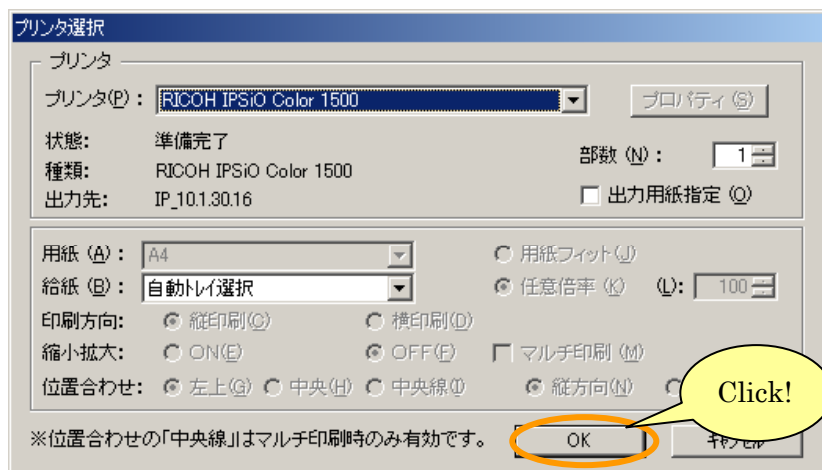
調査票印刷 戻る


検索条件 選択 (▼をクリックすると項目が選択できます。)

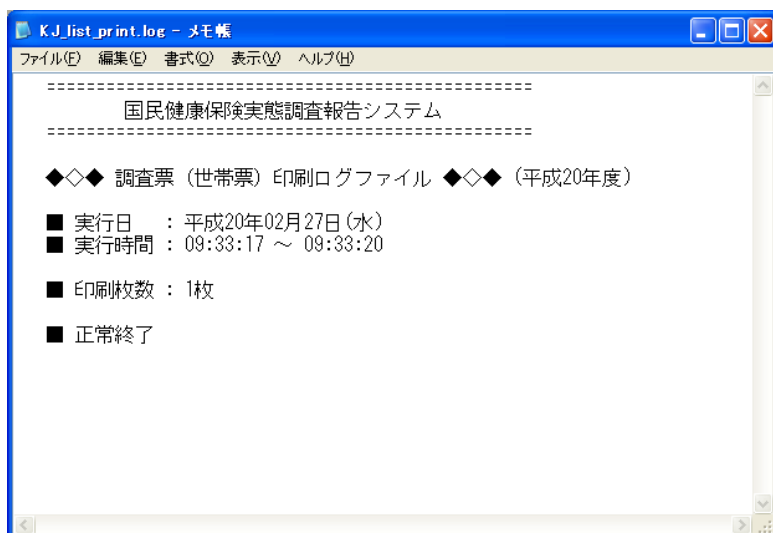
表示している調査票が印刷対象となります。
*印刷対象が多いと印刷時間がかかりますので、ご注意ください。

※画面表示内容については「5-1-6 世帯票の修正」の【機能説明】を参照してください。

④ [プリンタ選択] 画面が表示されますので、内容を確認して [OK] ボタンをクリックします。

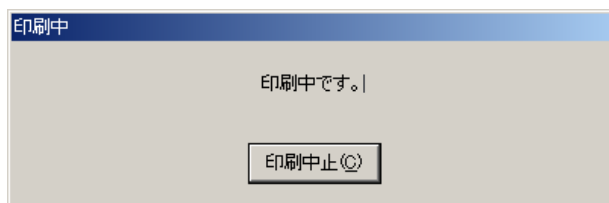


⑤ [調査票（世帯票）印刷ログファイル] が表示されます。
（この画面を閉じるときは  ボタンをクリックします。）



補足

※印刷中は [印刷中] 画面が表示されます。[印刷中止] ボタンをクリックすると印刷は中断します。



※個別印刷する場合は、以下を参照して下さい。

- 個別印刷 >>5-1-5 世帯票の印刷（個別印刷）

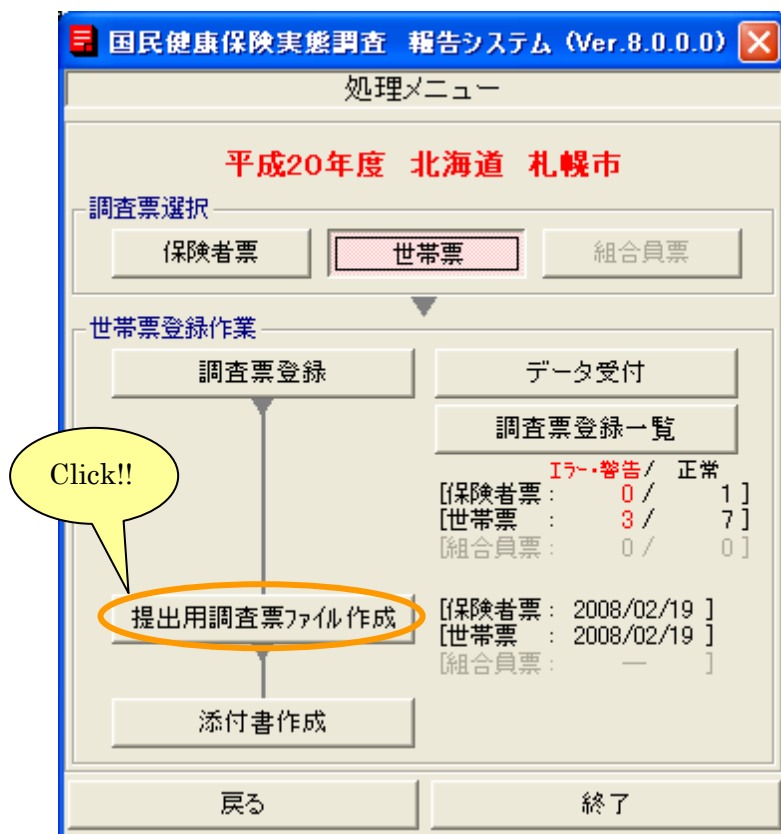
5-1-9 世帯票提出用調査票ファイルの作成

ここでは、都道府県に送付するための提出用調査票ファイルを作成する手順について説明します。

1 台の端末で世帯票登録を行った場合と、複数の端末で登録を行った場合に分けて説明します。

A) 1 台の端末で調査票データ作成を行った場合

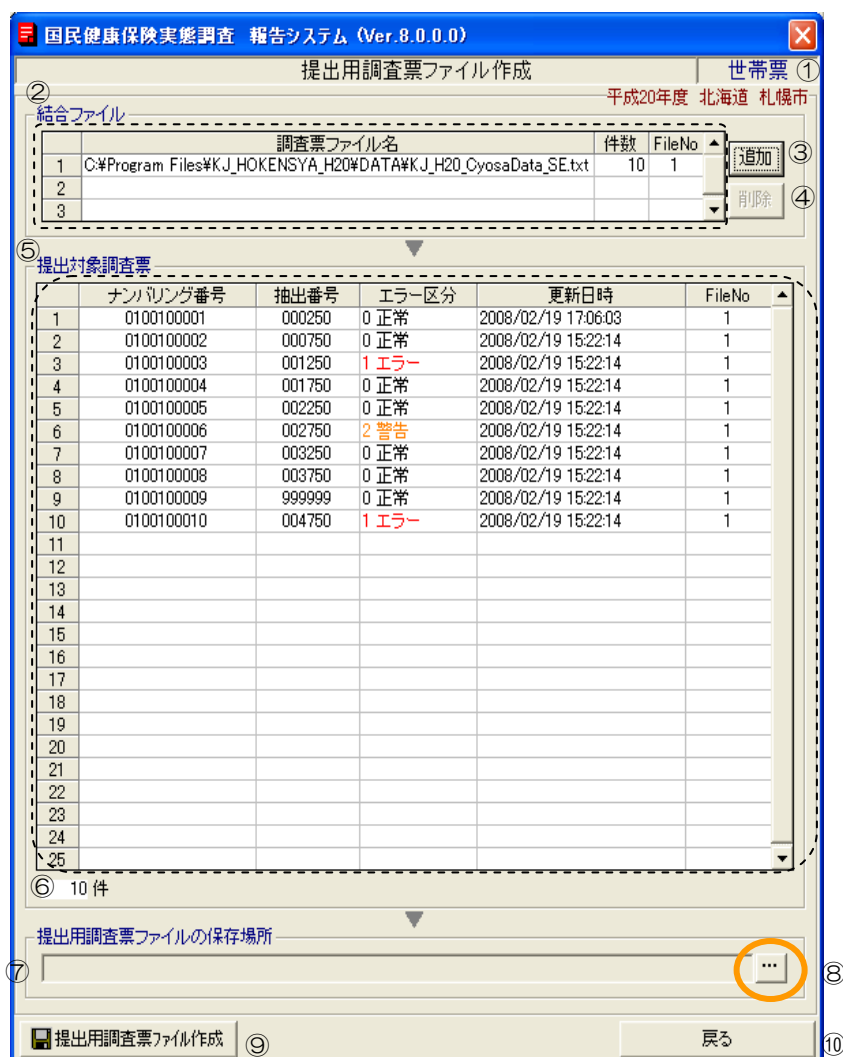
- ① [処理メニュー] 画面にて [世帯票] ボタンをクリック後、[提出用調査票ファイル作成] ボタンをクリックします。



補足


※世帯票が1件以上登録されていないと、[提出用調査票ファイル作成] ボタンは使用できません。

② [提出用調査票ファイル作成] 画面が表示されます。




【機能説明】

番号	項目名	項目説明
①	調査票区分指定	作業中の調査票区分を表示します。
②	結合ファイル欄	調査票ファイル名：提出用調査票ファイルに取りまとめる調査票ファイルを表示します。1行目には当該端末で作成した調査票ファイルが表示されます。 件数：調査票ファイルに登録されている調査票データの件数が表示されます。 FileNo：結合ファイル欄に表示されている調査票ファイルを上から順に番号を振って表示します。
③	[追加] ボタン	取りまとめる調査票ファイルを追加します。
④	[削除] ボタン	③で追加した調査票ファイルを結合ファイル欄より削除します。 ※当該端末で作成した調査票ファイル(1行目)は削除できません。
⑤	提出対象調査票欄	②結合ファイル欄に表示した調査票ファイルに登録されている調査票データが一覧表示されます。
⑥	件数	⑤提出対象調査票欄に表示された調査票データの件数が表示されます。

番号	項目名	項目説明
⑦	提出用調査票ファイル保存場所表示	⑧ [提出用調査票ファイル保存場所指定] ボタンをクリックして取得した提出用調査票ファイルの保存場所が表示されます。
⑧	[提出用調査票ファイル保存場所指定] ボタン ()	[ファイルの保存場所] 画面を表示します。
⑨	[提出用調査票ファイル作成] ボタン	提出用調査票ファイルの作成を行います。 ※提出用調査票ファイルの保存場所を指定しないと使用できません。
⑩	[戻る] ボタン	[処理メニュー] 画面に戻ります。

③ [提出用調査票ファイル保存場所指定] ボタン () をクリックします。



ナンバリング番号	抽出番号	エラー区分	更新日時	FileNo
1	0100100001	0 正常	2008/02/19 17:06:03	1
2	0100100002	0 正常	2008/02/19 15:22:14	1
3	0100100003	1 エラー	2008/02/19 15:22:14	1
4	0100100004	0 正常	2008/02/19 15:22:14	1
5	0100100005	0 正常	2008/02/19 15:22:14	1
6	0100100006	2 警告	2008/02/19 15:22:14	1
7	0100100007	0 正常	2008/02/19 15:22:14	1
8	0100100008	0 正常	2008/02/19 15:22:14	1
9	0100100009	0 正常	2008/02/19 15:22:14	1
10	0100100010	1 エラー	2008/02/19 15:22:14	1
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

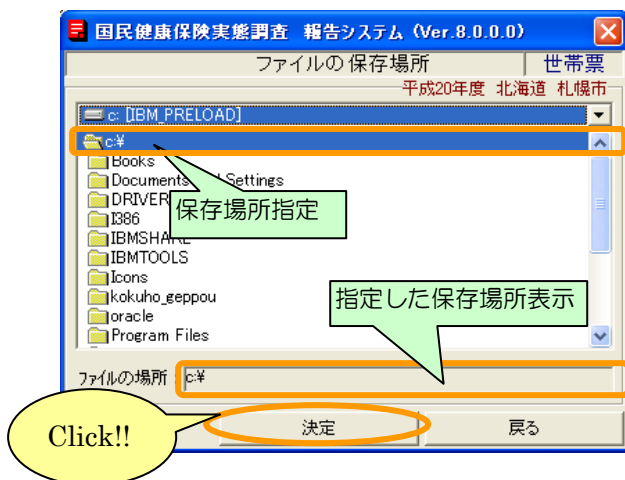


補足

※提出対象調査票一覧に青文字又はピンク文字データが存在する場合、[提出用調査票ファイル作成] ボタンはクリックできません。世帯票の修正又は削除を行ってください。

- **青文字** : [基本情報設定] 画面で設定した基本情報と都道府県番号、保険者番号、群別が一致しないデータ
- **ピンク文字** : 必須項目である「抽出番号」が未入力のデータ

- ④ [ファイルの保存場所] 画面が表示されます。保存場所を指定して [決定] ボタンをクリックします。



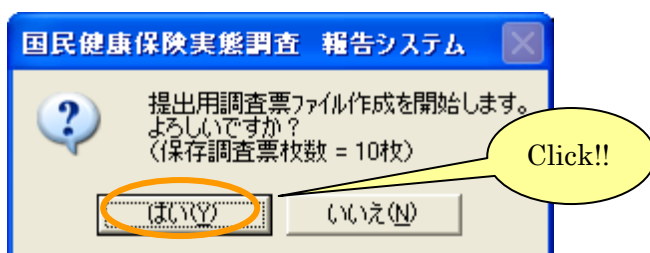
- ⑤ [提出用調査票ファイル作成] 画面に④で指定した保存場所が表示されます。[提出用調査票ファイル作成] ボタンをクリックします。



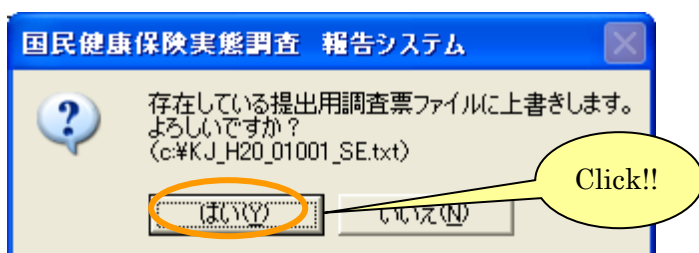
補足

※保存場所が指定されていないと、[提出用調査票ファイル作成] ボタンをクリックしても提出用調査票ファイル作成ができません。

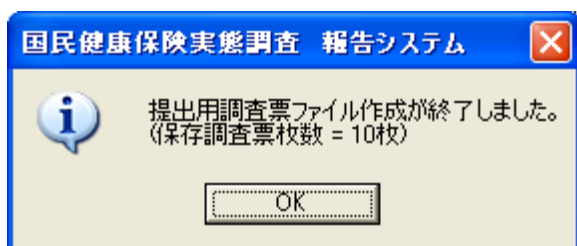
⑥提出用調査票ファイル作成確認メッセージが表示されますので [はい] をクリックします。



⑦保存場所に既に提出用調査票ファイルが存在していると、再度確認メッセージが表示されます。上書きして良い場合は [はい] をクリックして下さい。



⑧提出用調査票ファイル作成が終了するとメッセージが表示されます。



⑨提出用調査票ファイルが④で指定した保存場所に作成されます。提出用調査票ファイルの名称は、変更しないようにお願いします (複数の端末でデータ作成を行っている場合はその限りではありません)。



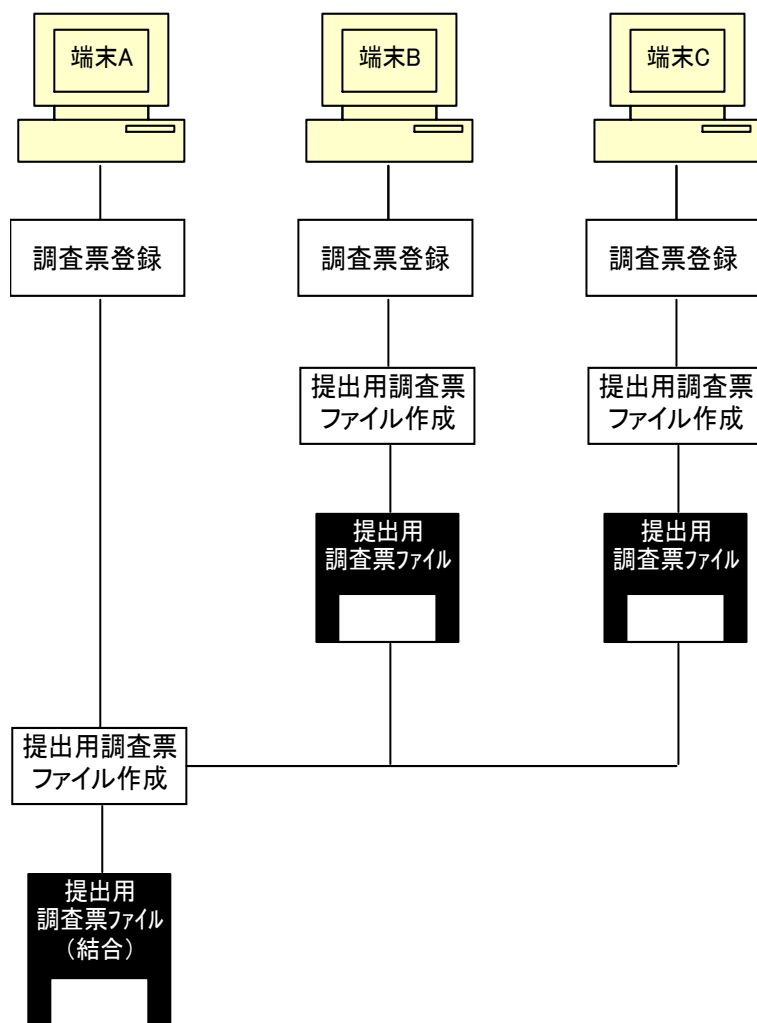
注意

※提出用調査票ファイル作成後に、調査票データの登録、修正、削除を行った場合は、再度提出用調査票ファイルを作成して下さい。

※提出用調査票ファイルを作成すると、調査票内のナンバリング番号を再度振り直す為、調査票修正作業時と番号が変わっている場合がありますので、ご注意ください。

B) 複数の端末でデータ作成を行った場合のみ行う作業

複数の端末を使用して世帯票データを登録した場合は、各端末で作成したデータを必ず世帯票提出用調査票ファイル作成機能にて結合して下さい。



結合する端末（上記の場合は「端末 A」）の提出用調査票ファイル作成時に、他の端末で既に作成しておいた提出用調査票ファイルを追加し、結合した提出用調査票ファイルを作成します。



補足

※追加する調査票データを作成した端末が2台以上の場合は、結合する端末に他の端末で作成した提出用調査票ファイルの名前を変更してコピーするか、提出用調査票ファイルを別々のフォルダに保存しておく必要があります。

※複数端末にて調査票データ作成を行った場合は、必ず1台の端末にて、他端末で作成した提出用調査票ファイルを結合ファイルとして追加し、提出用調査票ファイルを作成して下さい。

- ①結合を行う端末以外の端末について、A) 1 台の端末で調査票データ作成を行った場合を参照し、提出用調査票ファイルを作成して下さい。追加する調査票データを作成した端末が2台以上の場合は、提出用調査票ファイルの名前を変更するか、提出用調査票ファイルを別々のフォルダに保存して下さい。
- ②結合を行う端末にて、1 台の端末で調査票データ作成を行った場合と同様に [提出用調査票ファイル作成] 画面を表示して下さい。画面の表示内容は A) 1 台の端末で調査票データ作成を行った場合を参照して下さい。
- ③他端末で作成した提出用調査票ファイルを結合します。[追加] ボタンをクリックして下さい。

国民健康保険実態調査 報告システム (Ver.8.0.0.0)

提出用調査票ファイル作成 世帯票

平成20年度 北海道 札幌市

結合ファイル

	調査票ファイル名	件数	FileNo
1	C:\Program Files\KJ_HOKENSYA_H20\DATA\KJ_H20_CyosaData_SE.txt	10	1
2			
3			

追加 削除

Click!!

提出対象調査票

	ナンバリング番号	抽出番号	エラー区分	更新日時	FileNo
1	0100100001	000250	0 正常	2008/02/19 17:06:03	1
2	0100100002	000750	0 正常	2008/02/19 15:22:14	1
3	0100100003	001250	1 エラー	2008/02/19 15:22:14	1
4	0100100004	001750	0 正常	2008/02/19 15:22:14	1
5	0100100005	002250	0 正常	2008/02/19 15:22:14	1
6	0100100006	002750	2 警告	2008/02/19 15:22:14	1
7	0100100007	003250	0 正常	2008/02/19 15:22:14	1
8	0100100008	003750	0 正常	2008/02/19 15:22:14	1
9	0100100009	999999	0 正常	2008/02/19 15:22:14	1
10	0100100010	004750	1 エラー	2008/02/19 15:22:14	1
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

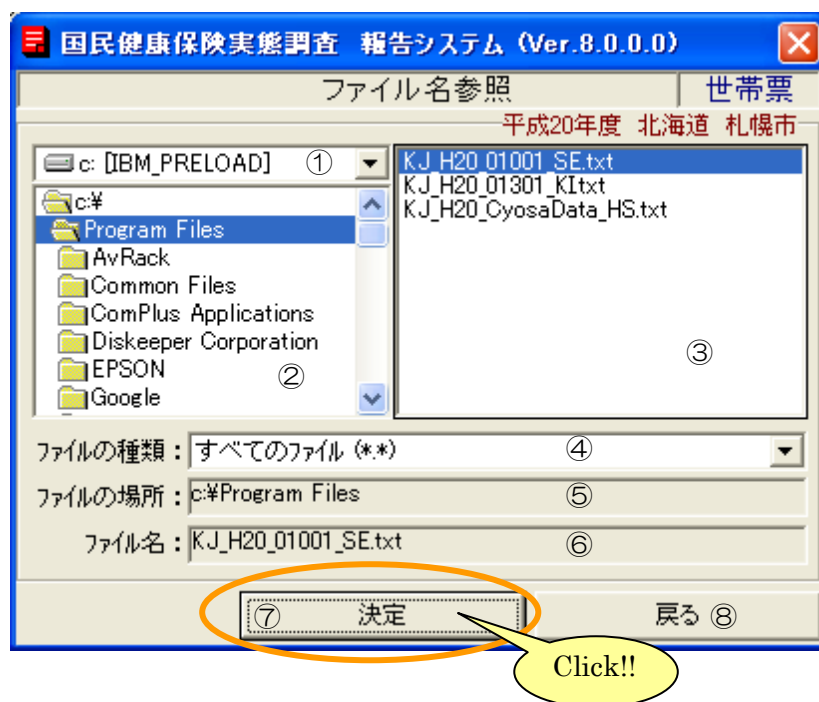
10 件

提出用調査票ファイルの保存場所

提出用調査票ファイル作成 戻る

1 行目には結合を行う端末で作成した調査票ファイルが表示されます。

- ④ [ファイル名参照] 画面が表示されます。結合する提出用調査票ファイルを選択し、[決定] ボタンをクリックして下さい。



【機能説明】

番号	項目名	項目説明
①	ドライブ	パソコンについているドライブの一覧が表示されます。ファイルのあるドライブを選択して下さい。
②	フォルダ	①で選択されているドライブのフォルダが表示されます。ファイルのあるフォルダを選択して下さい。
③	ファイル	②で選択されているフォルダに存在するファイルが表示されます。結合する提出用調査票ファイルを選択して下さい。
④	ファイルの種類	③で表示されるファイルの種類が選択できます。
⑤	ファイルの場所	①、②で指定したファイルの場所が表示されます。
⑥	ファイル名	③で選択したファイルが表示されます。
⑦	[決定] ボタン	入力されたファイルの場所とファイル名を結合する提出用調査票ファイル名として、[提出用調査票ファイル作成] 画面に戻ります。ファイルの場所とファイル名が表示されている場合のみ、使用可となります。
⑧	[戻る] ボタン	ファイルを選択せずに、[提出用調査票ファイル作成] 画面に戻りません。

⑤結合ファイル欄に[ファイル名参照]画面で選択した結合する提出用調査票ファイルが表示され、提出対象調査票には追加された結合ファイルに登録されていた調査票データが全て表示されます。引き続き結合する提出用調査票ファイルの追加を行う場合、③～④の処理を繰り返し行って下さい。結合ファイル追加が終了したら、[提出用調査票ファイル保存場所指定] ボタン (⋮) をクリックします。

国民健康保険実態調査 報告システム (Ver.8.0.0.0)

提出用調査票ファイル作成 世帯票

平成20年度 北海道 札幌市

結合ファイル

	調査票ファイル名	件数	FileNo	
1	C:\Program Files\KJ HOKENSYA H20\DATA\KJ H20_CyosaData_SE.txt	10	1	追加
2	c:\KJ_H20_01001_SE.txt	10	2	削除
3				

結合する提出用調査票ファイル

提出対象調査票

	ナンバリング番号	抽出番号	エラー区分	更新日時	FileNo
1	0000000001	000250	0 正常	2008/02/22 15:11:48	1
2	0000000002	000750	0 正常	2008/02/22 15:11:48	1
3	0000000003	001250	1 エラー	2008/02/22 15:11:48	1
4	0000000004	001750	0 正常	2008/02/22 15:11:48	1
5	0000000005	002250	0 正常	2008/02/22 15:11:48	1
6	0000000006	002750	2 警告	2008/02/22 15:11:48	1
7	0000000007	003250	0 正常	2008/02/22 15:11:48	1
8	0000000008	003750	0 正常	2008/02/22 15:11:48	1
9	0000000009	999999	0 正常	2008/02/22 15:11:48	1
10	0000000010	004750	1 エラー	2008/02/22 15:11:48	1
11	0100100001	000250	0 正常	2008/02/19 17:06:03	2
12	0100100002	000750	0 正常	2008/02/19 15:22:14	2
13	0100100003	001250	1 エラー	2008/02/19 15:22:14	2
14	0100100004	001750	0 正常	2008/02/19 15:22:14	2
15	0100100005	002250	0 正常	2008/02/19 15:22:14	2
16	0100100006	002750	2 警告	2008/02/19 15:22:14	2
17	0100100007	003250	0 正常	2008/02/19 15:22:14	2
18	0100100008	003750	0 正常	2008/02/19 15:22:14	2
19	0100100009	999999	0 正常	2008/02/19 15:22:14	2
20	0100100010	004750	1 エラー	2008/02/19 15:22:14	2
21					
22					
23					
24					
25					

追加された調査票データ

提出用調査票ファイルの保存場所

提出用調査票ファイル作成 戻る

Click!!

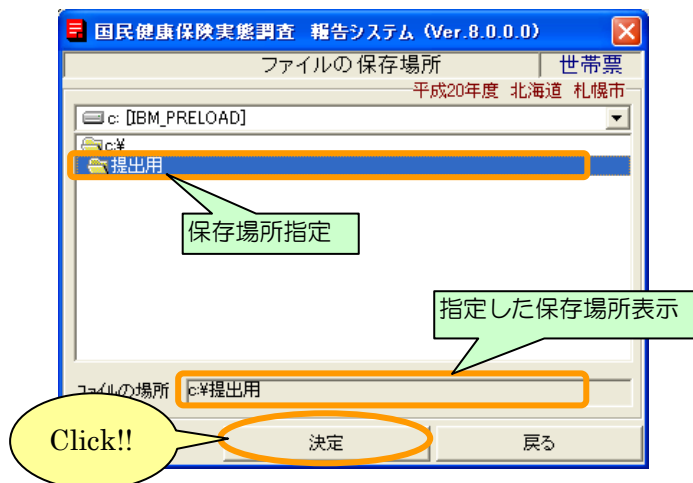


補足

※提出対象調査票一覧に青文字又はピンク文字データが存在する場合、[提出用調査票ファイル作成] ボタンはクリックできません。世帯票の修正又は削除を行ってください。

- **青文字** : [基本情報設定] 画面で設定した基本情報と都道府県番号、保険者番号、群別が一致しないデータ
- **ピンク文字** : 必須項目である「抽出番号」が未入力のデータ

- ⑥ [ファイルの保存場所] 画面が表示されます。保存場所を指定して [決定] ボタンをクリックします。



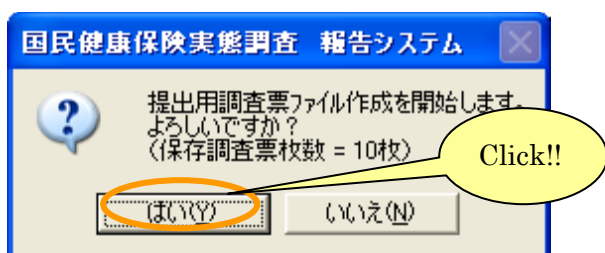
- ⑦ [提出用調査票ファイル作成] 画面に⑥で指定した保存場所が表示されます。[提出用調査票ファイル作成] ボタンをクリックします。



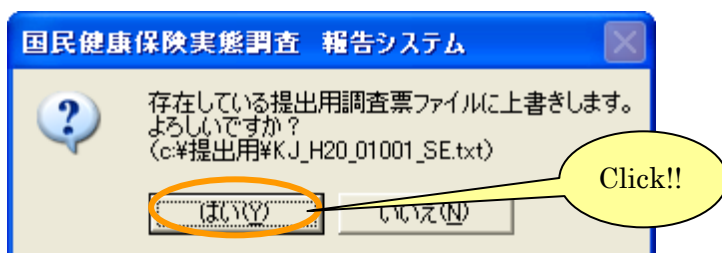
補足

- ※保存場所が指定されていないと、[提出用調査票ファイル作成] ボタンをクリックしても提出用調査票ファイル作成ができません。

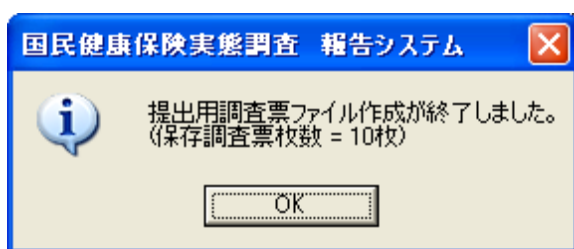
⑧提出用調査票ファイル作成確認メッセージが表示されますので [はい] をクリックします。



⑨保存場所に既に提出用調査票ファイルが存在していると、再度確認メッセージが表示されます。上書きして良い場合は [はい] をクリックして下さい。



⑩提出用調査票ファイル作成が終了するとメッセージが表示されます。



⑪提出用調査票ファイルが⑥で指定した保存場所に作成されます。提出用調査票ファイルの名称は、変更しないようにお願いします。



注意

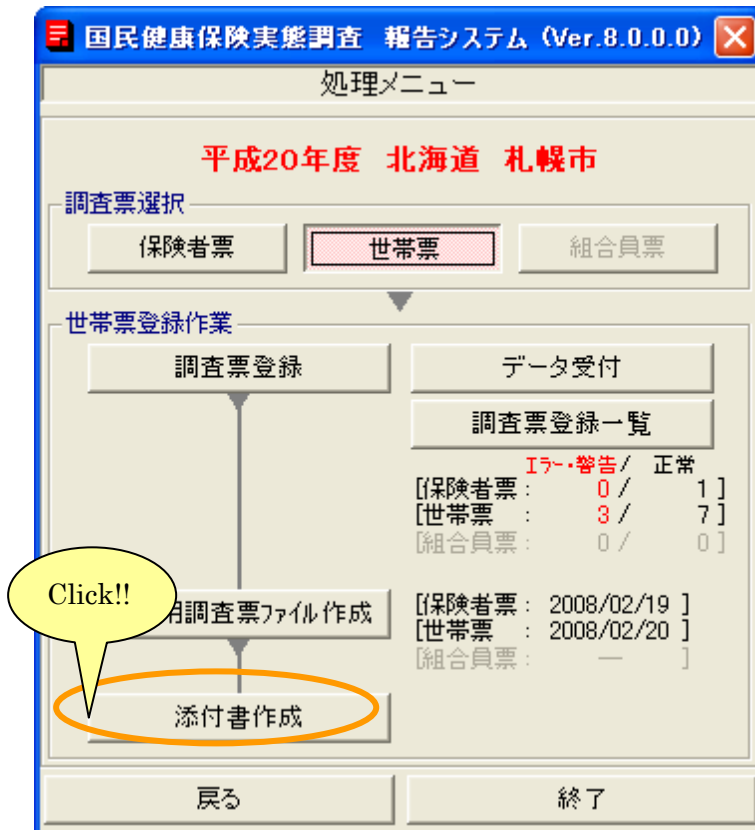
※提出用調査票ファイル作成後に、調査票データの登録、修正、削除を行った場合は、再度提出用調査票ファイルを作成して下さい。

※提出用調査票ファイルを作成すると、調査票内のナンバリング番号を再度振り直す為、調査票修正作業時と番号が変わっている場合がありますので、ご注意下さい。

5-1-10 添付書の作成

ここでは、世帯票提出用調査票ファイルとともに都道府県に送付する添付書を作成する手順について説明します。

①処理メニュー画面の「添付書作成」ボタンをクリックします。



補足

※ 「添付書作成」ボタンは、提出用調査票ファイルが作成されていないと使用できません。

② [添付書作成] 画面が表示されます。

①

②

③

④

【機能説明】

番号	項目名	項目説明
①	基本情報	[基本情報設定] 画面で設定した基本情報（都道府県、保険者）が表示されます。
②	添付書内容	「調査年9月30日現在世帯数」欄を入力します。 「被調査世帯数」には報告システムで登録した世帯票枚数が自動的に表示されます。
③	[添付書印刷] ボタン	添付書が印刷されます。
④	[戻る] ボタン	[処理メニュー] 画面に戻ります。

③「調査年9月30日現在世帯数」欄を入力します。

④入力が終了したら、[添付書印刷] ボタンをクリックします。


都道府県		01 北海道	
保険者番号	001	保険者名	札幌市
群別	平成27年9月30日 現在世帯数	被調査世帯数	
E			1

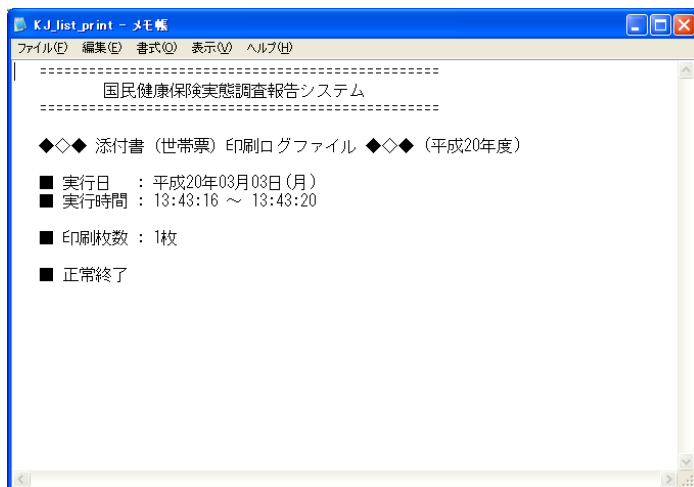
⑤ [プリンタ選択] 画面が表示されますので、内容を確認して [OK] ボタンをクリックします。

プリンタ
プリンタ(P): RICOH IPSiO Color 1500
状態: 準備完了
種類: RICOH IPSiO Color 1500
出力先: IP_10.1.30.16
部数(N): 1
出力用紙指定(O):

用紙(A): A4
給紙(B): 自動トレイ選択
印刷方向: 縦印刷(O) 横印刷(H)
縮小拡大: ON(E) OFF(F) マルチ印刷(M)
位置合わせ: 左上(G) 中央(H) 中央線(Q) 縦方向(N) 横方向(O)

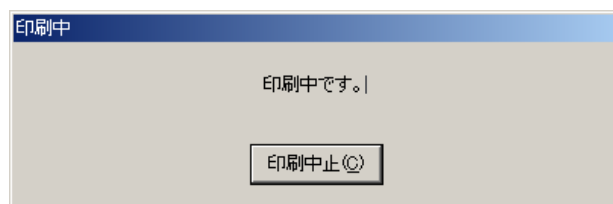
※位置合わせの「中央線」はマルチ印刷時のみ有効です。
OK キャンセル

- ⑥ [添付書（世帯票）印刷 ログファイル] が表示されます。
（この画面を閉じるときは  ボタンをクリックします。）



補足

※印刷中は [印刷中] 画面が表示されます。[印刷中止] ボタンをクリックすると印刷を中断します。



6 データ受付

ここでは、報告システム以外の他システム（以降、他システム）で作成した調査票データを報告システムに取り込む手順について説明します。



補足

※他システムを使用してデータ作成を行う場合のファイルレイアウトについては、磁気媒体作成仕様書を参照して下さい。



注意

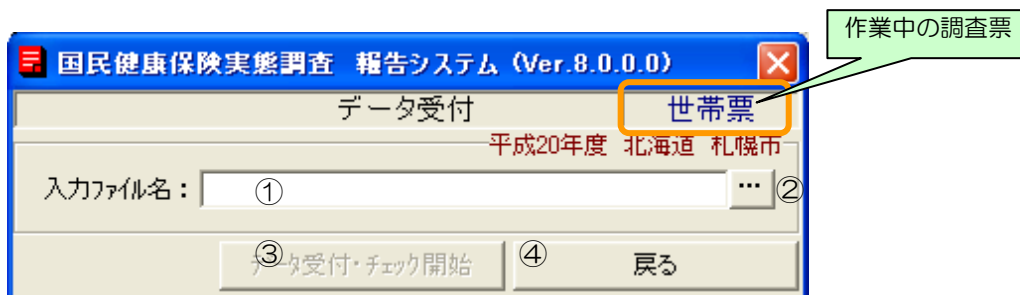
※既に調査票の登録件数が1件以上ある場合、データ受付を行うと、既存の調査票は削除されますので、ご注意下さい。

①調査票選択欄からデータ受付を行う世帯票を選択します。調査票登録作業欄の「データ受付」ボタンをクリックします。

エラー・警告 / 正常	
[保険者票 : 0 / 1]	
[世帯票 : 3 / 7]	
[組合員票 : 0 / 0]	

[保険者票 : 2008/02/19]	
[世帯票 : 2008/02/20]	
[組合員票 : —]	

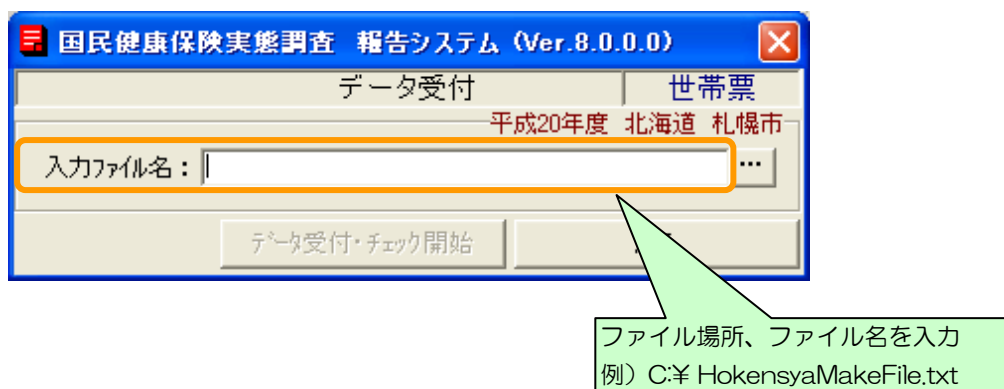
- ② [データ受付] 画面が表示されます。入力ファイル名に他システムで作成した調査票ファイルが存在するフォルダを (a) 直接入力するか、(b) [ファイル名参照] ボタン (⋮) をクリックして [ファイル名参照] 画面にてファイルを選択して下さい。



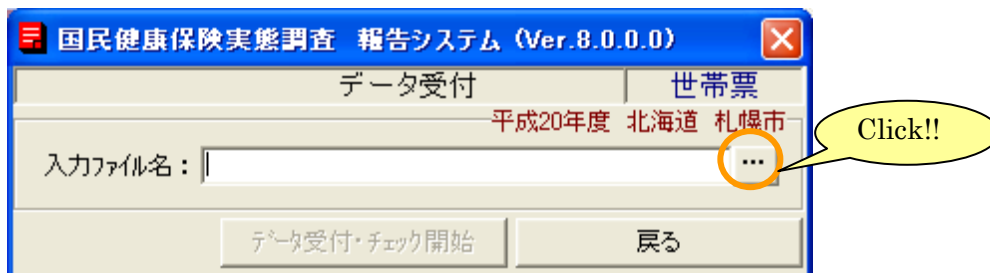
【機能説明】

番号	項目名	項目説明
①	入力ファイル名	報告システムに取り込むファイル名を入力します。
②	[ファイル名参照] ボタン (⋮)	[ファイル名参照] 画面を表示します。
③	[データ受付・チェック開始] ボタン	他システムで作成したファイルを取り込み、内容のチェックを行います。
④	[戻る] ボタン	[処理メニュー] 画面に戻ります。

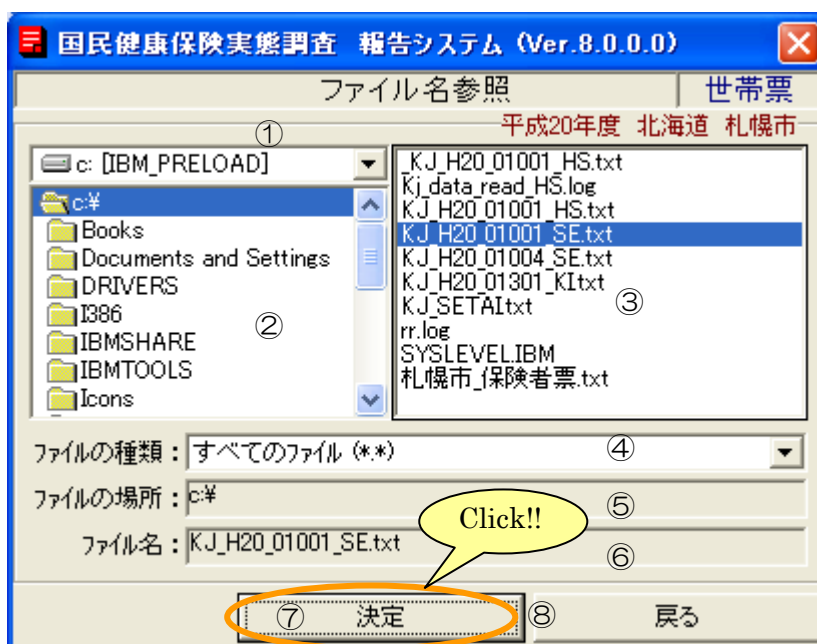
- (a) 入力ファイル名に他システムで作成した調査票データファイルを直接入力する場合はファイルの場所、ファイル名を手入力して下さい。



(b-1) [ファイル名参照] 画面にて他システムで作成した調査票ファイルを選択する場合は、
[ファイル名参照] ボタンをクリックして下さい。



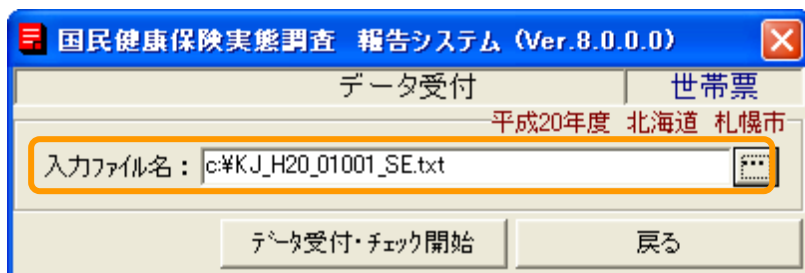
(b-2) [ファイル名参照] 画面が表示されますので、ファイルを選択し [決定] ボタンを
クリックして下さい。



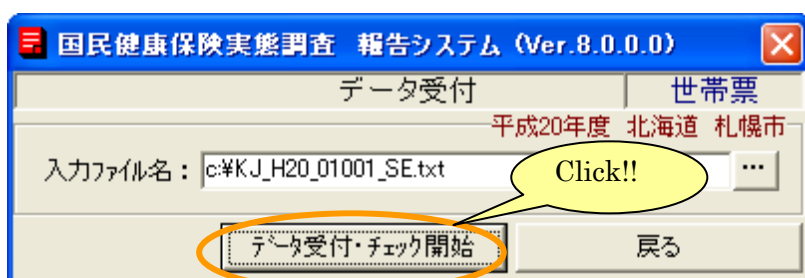
【機能説明】

番号	項目名	項目説明
①	ドライブ	パソコンについているドライブの一覧が表示されます。ファイルのあるドライブを選択して下さい。
②	フォルダ	①で選択されているドライブのフォルダが表示されます。ファイルのあるフォルダを選択して下さい。
③	ファイル	②で選択されているフォルダに存在するファイルが表示されます。受付する調査票ファイルを選択して下さい。
④	ファイルの種類	③で表示されるファイルの種類が選択できます。
⑤	ファイルの場所	①、②で指定したファイルの場所が表示されます。
⑥	ファイル名	③で選択したファイルが表示されます。
⑦	[決定] ボタン	入力されたファイルの場所とファイル名を入力ファイル名として、[データ受付] 画面に戻ります。ファイルの場所とファイル名が表示されている場合のみ、使用可となります。
⑧	[戻る] ボタン	ファイルを選択せずに、[データ受付] 画面に戻ります。

(b-3) [データ受付] 画面に戻り、選択したファイルが入力ファイル名に表示されます。

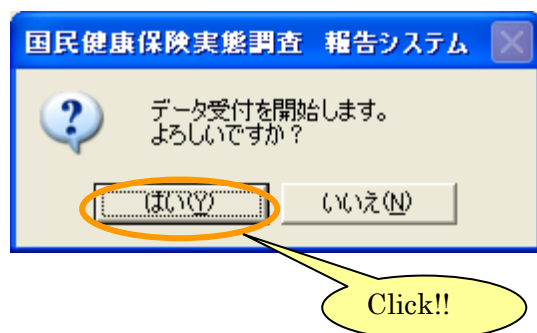



③ [データ受付・チェック開始] ボタンをクリックします。



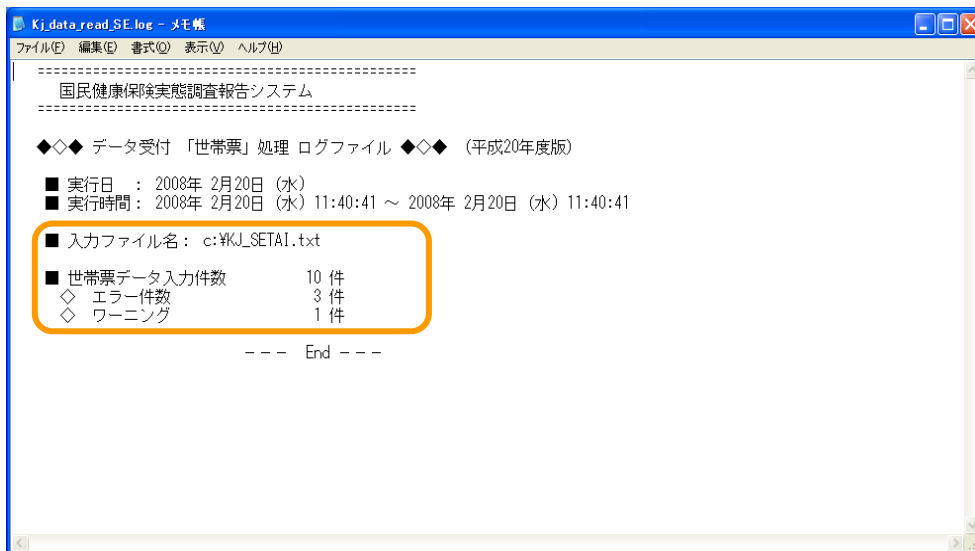
④確認メッセージが表示されますので、[はい] をクリックして下さい。

[いいえ] を選択すると、データ受付を行わず [データ受付] 画面に戻ります。



- ⑤データ受付処理が終了すると、「データ受付処理 ログファイル」が表示されます。
 (この画面を閉じる時には  ボタンをクリックします。)

* 1) データ受付が正常に終了した場合



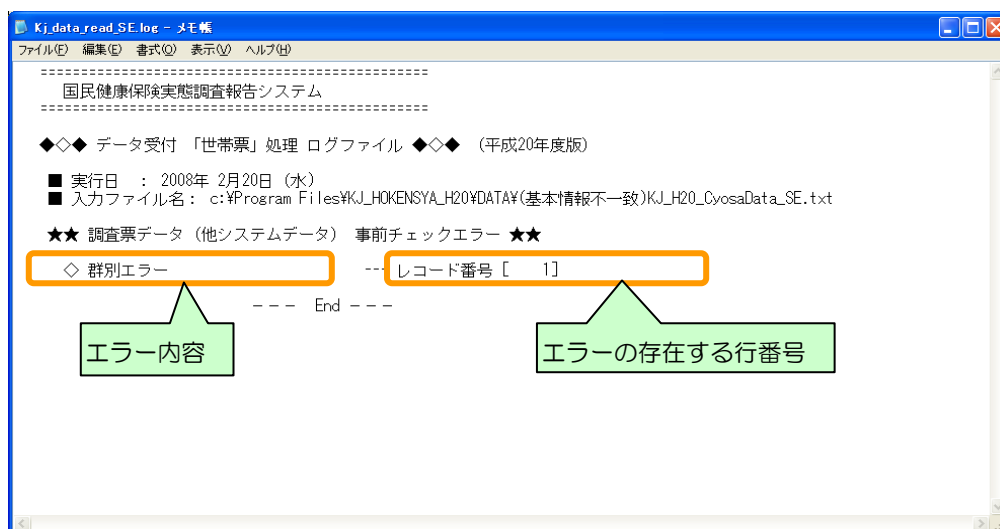
【項目説明】

項目名	項目説明
■入力ファイル名	受付したファイル名称
■世帯票データ入力件数	受付した調査票件数
◇エラー件数	エラーのあった調査票件数 (警告のみも含む)
◇ワーニング	警告のみの調査票件数

* 2) 入力ファイルに不正な点がある場合

以下のような「データ受付処理 ログファイル」が表示されます。

不正な点を修正し、再度データ受付を行って下さい。



【エラーメッセージ一覧】

エラー内容	対処方法
調査年度不正	入力ファイルの調査年度が「基本情報設定」画面で設定した調査年度と違います。調査年度を修正して下さい。
ファイルサイズエラー	入力ファイルのファイルサイズが実施要領の磁気媒体仕様と違っていています。入力ファイルを確認して下さい。
1レコードサイズ不正	入力ファイルのレコードサイズが実施要領の磁気媒体仕様と違っていています。入力ファイルを確認して下さい。
都道府県番号不正	入力ファイルの都道府県番号が「基本情報設定」画面で設定した都道府県番号と違います。都道府県番号を修正して下さい。
保険者番号不正	入力ファイルの保険者番号が「基本情報設定」画面で設定した保険者番号と違います。保険者番号を修正して下さい。
群別エラー	入力ファイルの保険者区分が「基本情報設定」画面で設定した保険者区分と違います。保険者番号を修正して下さい。
調査票種別不正	入力ファイルの調査票種別が処理メニュー調査票登録で指定した調査票と違います。入力ファイルと確認してください。
個人レコード数範囲エラー	入力ファイルの世帯員個人レコード数が正しくありません。個人レコード数を修正して下さい。



注意

※受付データの基本情報（都道府県番号、保険者番号、保険者区分（世帯票・組合員票は群別）が「基本情報設定」画面で設定した基本情報と異なる場合、データ受付は行えません。

※受付を行ったデータにエラーがある場合は、各調査票の「調査票の修正」を参照して修正作業を行ってください。

7 付録（エラーチェック条件）

7-1 世帯票

別紙参照（[ここをクリックすると移動します](#)）

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1: エラー 2: ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の場合にエラーとする)	項目番号
000	1	入力要領指定文字外エラー	項目に入力要領指定外の文字が含まれている	
001	1	都道府県番号エラー: コード範囲外	「都道府県番号」は 01~47 の範囲であり、以下のコードに対応する 01: 北海道 02: 青森県 03: 岩手県 04: 宮城県 05: 秋田県 06: 山形県 07: 福島県 08: 茨城県 09: 栃木県 10: 群馬県 11: 埼玉県 12: 千葉県 13: 東京都 14: 神奈川県 15: 新潟県 16: 富山県 17: 石川県 18: 福井県 19: 山梨県 20: 長野県 21: 岐阜県 22: 静岡県 23: 愛知県 24: 三重県 25: 滋賀県 26: 京都府 27: 大阪府 28: 兵庫県 29: 奈良県 30: 和歌山県 31: 鳥取県 32: 島根県 33: 岡山県 34: 広島県 35: 山口県 36: 徳島県 37: 香川県 38: 愛媛県 39: 高知県 40: 福岡県 41: 佐賀県 42: 長崎県 43: 熊本県 44: 大分県 45: 宮崎県 46: 鹿児島県 47: 沖縄県 (式) 01 ≤ A01 ≤ 47	A01
002	1	保険者番号エラー: コード範囲外	「保険者番号」 < 300 又は 「保険者番号」 >= 400 であること (式) A02 < 300 or 400 ≤ A02	A02
003	1	群別エラー: コード範囲外	「群別番号」は 1~5 の範囲であり、以下のコードに対応する 1:A群 2:B群 3:C群 4:D群 5:E群 (式) 1 ≤ A04 ≤ 5	A04
004	1	擬制世帯エラー: コード範囲外	「擬制世帯」は 1~2 の範囲であり、以下のコードに対応する 1: 擬制世帯 2: 擬制世帯でない (式) 1 ≤ A06 ≤ 2	A06
005	1	市町村民税エラー: コード範囲外	「市町村民税」は 1~2 の範囲であり、以下のコードに対応する 1: 課税 2: 非課税 (式) 1 ≤ A07 ≤ 2	A07
006	1	軽減世帯エラー: コード範囲外	「軽減世帯」は 1~8 の範囲であり、以下のコードに対応する 1: 非軽減 2: 2割軽減 3: 3割軽減 4: 4割軽減 5: 5割軽減(8を除く) 6: 6割軽減 7: 7割軽減 8: 8割軽減(国保法施行令第29条の7第5項第5号イ又は地方税法施行令第56条の89第2項第4号イによる) (式) 1 ≤ A08 ≤ 8	A08
007	1	世帯主職業区分エラー: コード範囲外	「世帯主職業区分」は 1~6 の範囲であり、以下のコードに対応する 1: 農林水産業 2: その他の自営業 3: 被用者 4: その他 5: 無職 6: 不詳 (式) 1 ≤ A09 ≤ 6	A09
008	1	主たる所得者職業区分エラー: コード範囲外	「主たる所得者職業区分」はスペース(無記入)もしくは1~6 の範囲であり、以下のコードに対応する ただし、本項目は主たる所得者が世帯主でない場合にのみ入力すること 入力しない場合はスペースとする 1: 農林水産業 2: その他の自営業 3: 被用者 4: その他 5: 無職 6: 不詳 (式) 1 ≤ A11 ≤ 6 or A11 = スペース	A11
009	1	(医療給付): 前年度保険料(税) 調定額エラー	「前年度保険料(税)調定額」はスペース(無記入)もしくは0円以上、限度額円以内の範囲であること (式) 0 ≤ A13 ≤ 限度額 or A13 = スペース	A13
010	1	(医療給付): 前年度保険料(税) 取納額エラー 1	「前年度保険料(税)取納額」は「前年度保険料(税)調定額」がスペース(無記入)又は0円の時、スペース(無記入)又は0円であること (式) A13 = スペース or A13 = 0 → A14 = スペース or A14 = 0 A18 = スペース or A18 = 0 → A19 = スペース or A19 = 0 A15 = スペース or A15 = 0 → A16 = スペース or A16 = 0	A14, A13
011	1	(医療給付): 前年度保険料(税) 取納額エラー 2	「前年度保険料(税)取納額」は「前年度保険料(税)調定額」がスペース以外(記入有りの時、0円以上、「前年度保険料(税)調定額」以下の範囲内であること (式) 0 < A13 → 0 ≤ A14 ≤ A13 0 < A18 → 0 ≤ A19 ≤ A18 0 < A15 → 0 ≤ A16 ≤ A15	A14, A13
012	1	(後期高齢者支援): 前年度保険料(税) 調定額エラー	「前年度保険料(税)調定額」はスペース(無記入)もしくは0円以上、限度額円以内の範囲であること (式) 0 ≤ A18 ≤ 限度額 or A18 = スペース	A18

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1: エラー 2: ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の場合にエラーとする)	項目番号
013	1	(後期高齢者支援):前年度保険料(税) 取納額エラー1	「前年度保険料(税)取納額」は「前年度保険料(税)調定額」がスペース(無記入)又は0円の時、スペース(無記入)又は0円であること (式) A13=スペース or A13=0 → A14=スペース or A14=0 A18=スペース or A18=0 → A19=スペース or A19=0 A15=スペース or A15=0 → A16=スペース or A16=0	A19, A18
014	1	(後期高齢者支援):前年度保険料(税) 取納額エラー2	「前年度保険料(税)取納額」は「前年度保険料(税)調定額」がスペース以外(記入有りの時、0円以上、「前年度保険料(税)調定額」以下の範囲内であること (式) 0<A13 → 0≤A14≤A13 0<A18 → 0≤A19≤A18 0<A15 → 0≤A16≤A15	A19, A18
015	1	(介護納付):前年度保険料(税) 調定額エラー	「前年度保険料(税)調定額」はスペース(無記入)もしくは0円以上、限度額以内の範囲内であること (式)0≤A15≤限度額 or A15=スペース	A15
016	1	(介護納付):前年度保険料(税) 取納額エラー1	「前年度保険料(税)取納額」は「前年度保険料(税)調定額」がスペース(無記入)又は0円の時、スペース(無記入)又は0円であること (式) A13=スペース or A13=0 → A14=スペース or A14=0 A18=スペース or A18=0 → A19=スペース or A19=0 A15=スペース or A15=0 → A16=スペース or A16=0	A16, A15
017	1	(介護納付):前年度保険料(税) 取納額エラー2	「前年度保険料(税)取納額」は「前年度保険料(税)調定額」がスペース以外(記入有りの時、0円以上、「前年度保険料(税)調定額」以下の範囲内であること (式) 0<A13 → 0≤A14≤A13 0<A18 → 0≤A19≤A18 0<A15 → 0≤A16≤A15	A16, A15
018	1	短期被保険者証等交付状況エラー:コード範囲外	「保険証の種類」は1~3の範囲であり、以下のコードに対応する 1:短期証 2:資格証明書 3:交付なし (式)1≤A20≤3	A20
019	1	保険料(税) 賦課特例措置エラー:コード範囲外	「保険料(税)賦課特例措置」は1~8の範囲であり、以下のコードに対応する 1:特例措置非該当 2:旧国保被保険者合算軽減 3:平等割半額 4:平等割1/4軽減 5:旧国保被保険者合算軽減かつ平等割半額 6:旧国保被保険者合算軽減かつ平等割1/4軽減 7:被扶養者であった者に対する緩和措置 8:その他 (式)1≤A21≤8	A21
020	1	(医療給付):保険料(税)算定額の所得割額 エラー(一般)	「保険料(税)算定額 所得割額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B01 or B01 = スペース 0 ≤ B21 or B21 = スペース 0 ≤ E01 or E01 = スペース 0 ≤ E21 or E21 = スペース 0 ≤ C01 or C01 = スペース 0 ≤ C21 or C21 = スペース	B01
021	1	(医療給付):保険料(税)算定額の所得割額 エラー(退職)	「保険料(税)算定額 所得割額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B01 or B01 = スペース 0 ≤ B21 or B21 = スペース 0 ≤ E01 or E01 = スペース 0 ≤ E21 or E21 = スペース 0 ≤ C01 or C01 = スペース 0 ≤ C21 or C21 = スペース	B21
022	1	(医療給付):保険料(税)算定額の資産割額 エラー(一般)	「保険料(税)算定額 資産割額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B02 or B02 = スペース 0 ≤ B22 or B22 = スペース 0 ≤ E02 or E02 = スペース 0 ≤ E22 or E22 = スペース 0 ≤ C02 or C02 = スペース 0 ≤ C22 or C22 = スペース	B02
023	1	(医療給付):保険料(税)算定額の資産割額 エラー(退職)	「保険料(税)算定額 資産割額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B02 or B02 = スペース 0 ≤ B22 or B22 = スペース 0 ≤ E02 or E02 = スペース 0 ≤ E22 or E22 = スペース 0 ≤ C02 or C02 = スペース 0 ≤ C22 or C22 = スペース	B22
024	1	(医療給付):保険料(税)算定額の均等割額 エラー(一般)	「保険料(税)算定額 均等割額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B03 or B03 = スペース 0 ≤ B23 or B23 = スペース 0 ≤ E03 or E03 = スペース 0 ≤ E23 or E23 = スペース 0 ≤ C03 or C03 = スペース 0 ≤ C23 or C23 = スペース	B03
025	1	(医療給付):保険料(税)算定額の均等割額 エラー(退職)	「保険料(税)算定額 均等割額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B03 or B03 = スペース 0 ≤ B23 or B23 = スペース 0 ≤ E03 or E03 = スペース 0 ≤ E23 or E23 = スペース 0 ≤ C03 or C03 = スペース 0 ≤ C23 or C23 = スペース	B23

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1: エラー 2: ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の場合にエラーとする)	項目番号
026	1	(医療給付):保険料(税)算定額の平等割額 エラー (一般)	「保険料(税)算定額 平等割額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B04 or B04 = スペース 0 ≤ B24 or B24 = スペース 0 ≤ E04 or E04 = スペース 0 ≤ E24 or E24 = スペース 0 ≤ C04 or C04 = スペース 0 ≤ C24 or C24 = スペース	B04
027	1	(医療給付):保険料(税)算定額の平等割額 エラー (退職)	「保険料(税)算定額 平等割額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B04 or B04 = スペース 0 ≤ B24 or B24 = スペース 0 ≤ E04 or E04 = スペース 0 ≤ E24 or E24 = スペース 0 ≤ C04 or C04 = スペース 0 ≤ C24 or C24 = スペース	B24
028	1	(医療給付):保険料(税)軽減額 エラー (一般)	「保険料(税)軽減額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B06 or B06 = スペース 0 ≤ B26 or B26 = スペース 0 ≤ E06 or E06 = スペース 0 ≤ E26 or E26 = スペース 0 ≤ C06 or C06 = スペース 0 ≤ C26 or C26 = スペース	B06
029	1	(医療給付):保険料(税)軽減額 エラー (退職)	「保険料(税)軽減額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B06 or B06 = スペース 0 ≤ B26 or B26 = スペース 0 ≤ E06 or E06 = スペース 0 ≤ E26 or E26 = スペース 0 ≤ C06 or C06 = スペース 0 ≤ C26 or C26 = スペース	B26
030	1	(医療給付):減免等による額 エラー (一般)	「減免等による額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B07 or B07 = スペース 0 ≤ B27 or B27 = スペース 0 ≤ E07 or E07 = スペース 0 ≤ E27 or E27 = スペース 0 ≤ C07 or C07 = スペース 0 ≤ C27 or C27 = スペース	B07
031	1	(医療給付):減免等による額 エラー (退職)	「減免等による額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B07 or B07 = スペース 0 ≤ B27 or B27 = スペース 0 ≤ E07 or E07 = スペース 0 ≤ E27 or E27 = スペース 0 ≤ C07 or C07 = スペース 0 ≤ C27 or C27 = スペース	B27
032	1	(医療給付):賦課限度額を超える額 エラー (一般)	「賦課限度額を超える額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B08 or B08 = スペース 0 ≤ B28 or B28 = スペース 0 ≤ E08 or E08 = スペース 0 ≤ E28 or E28 = スペース 0 ≤ C08 or C08 = スペース 0 ≤ C28 or C28 = スペース	B08
033	1	(医療給付):賦課限度額を超える額 エラー (退職)	「賦課限度額を超える額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B08 or B08 = スペース 0 ≤ B28 or B28 = スペース 0 ≤ E08 or E08 = スペース 0 ≤ E28 or E28 = スペース 0 ≤ C08 or C08 = スペース 0 ≤ C28 or C28 = スペース	B28
034	1	(医療給付):保険料(税)調定額 エラー (一般)	「保険料(税)調定額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B09 or B09 = スペース 0 ≤ B29 or B29 = スペース 0 ≤ E09 or E09 = スペース 0 ≤ E29 or E29 = スペース 0 ≤ C09 or C09 = スペース 0 ≤ C29 or C29 = スペース	B09
035	1	(医療給付):保険料(税)調定額 エラー (退職)	「保険料(税)調定額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B09 or B09 = スペース 0 ≤ B29 or B29 = スペース 0 ≤ E09 or E09 = スペース 0 ≤ E29 or E29 = スペース 0 ≤ C09 or C09 = スペース 0 ≤ C29 or C29 = スペース	B29
036	1	(医療給付):固定資産税額 エラー (一般)	「固定資産税額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B10 or B10 = スペース 0 ≤ B30 or B30 = スペース	B10
037	1	(医療給付):固定資産税額 エラー (退職)	「固定資産税額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B10 or B10 = スペース 0 ≤ B30 or B30 = スペース	B30
038	1	(医療給付):保険料(税)算定額の所得割額 計エラー	(計) = (一般被保険者分) + (退職被保険者等分) であること また 計欄が空欄の場合でも正しくチェックすること	B41, B01, B21
039	1	(医療給付):保険料(税)算定額の資産割額 計エラー	(計) = (一般被保険者分) + (退職被保険者等分) であること また 計欄が空欄の場合でも正しくチェックすること	B42, B02, B22
040	1	(医療給付):保険料(税)算定額の均等割額 計エラー	(計) = (一般被保険者分) + (退職被保険者等分) であること また 計欄が空欄の場合でも正しくチェックすること	B43, B03, B23

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1: エラー 2: ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の場合にエラーとする)	項目番号
041	1	(医療給付):保険料(税)算定額の平等割額 計エラー	(計) = (一般被保険者分) + (退職被保険者等分) であること また、計欄が空欄の場合でも正しくチェックすること	B44, B04, B24
042	1	(医療給付):保険料(税)算定額 計エラー	(計) = (一般被保険者分) + (退職被保険者等分) であること また、計欄が空欄の場合でも正しくチェックすること	B45, B05, B25
043	1	(医療給付):保険料(税)軽減額 計エラー	(計) = (一般被保険者分) + (退職被保険者等分) であること また、計欄が空欄の場合でも正しくチェックすること	B46, B06, B26
044	1	(医療給付):減免等による額 計エラー	(計) = (一般被保険者分) + (退職被保険者等分) であること また、計欄が空欄の場合でも正しくチェックすること	B47, B07, B27
045	1	(医療給付):賦課限度額を超える額 計エラー	(計) = (一般被保険者分) + (退職被保険者等分) であること また、計欄が空欄の場合でも正しくチェックすること	B48, B08, B28
046	1	(医療給付):保険料(税)調定額 計エラー-1	(計) = (一般被保険者分) + (退職被保険者等分) であること また、計欄が空欄の場合でも正しくチェックすること	B49, B09, B29
047	1	(医療給付):固定資産税額 計エラー	(計) = (一般被保険者分) + (退職被保険者等分) であること また、計欄が空欄の場合でも正しくチェックすること	B50, B10, B30
048	1	(医療給付):保険料(税)算定額の一般被保険者分 計エラー	「保険料(税)算定額」の計は、 「所得割額」 +「資産割額」 +「均等割額」 +「平等割額」と同じであること (許容誤差は100円未満) (式) B05-(B01+B02+B03+B04) = ±100 B25-(B21+B22+B23+B24) = ±100	B05, B01, B02, B03, B04
049	1	(医療給付):保険料(税)算定額の退職被保険者等分 計エラー	「保険料(税)算定額」の計は、 「所得割額」 +「資産割額」 +「均等割額」 +「平等割額」と同じであること (許容誤差は100円未満) (式) B05-(B01+B02+B03+B04) = ±100 B25-(B21+B22+B23+B24) = ±100	B25, B21, B22, B23, B24
050	1	(医療給付):保険料(税)算定額の計 計エラー	「保険料(税)算定額」の計は、 「所得割額」 +「資産割額」 +「均等割額」 +「平等割額」と同じであること (許容誤差は200円未満) (式) B45-(B41+B42+B43+B44) = ±200	B45, B41, B42, B43, B44
051	1	(医療給付):保険料(税)調定額の一般被保険者分エラー	「保険料(税)調定額」の計は、 「保険料(税)算定額」 -「保険料(税)軽減額」 -「減免等による額」 -「賦課限度額を超える額」と同じであること (許容範囲は100円未満) (式) B09-(B05-B06-B07-B08) = ±100 B29-(B25-B26-B27-B28) = ±100	B09, B05, B06, B07, B08
052	1	(医療給付):保険料(税)調定額の退職被保険者等分エラー	「保険料(税)調定額」の計は、 「保険料(税)算定額」 -「保険料(税)軽減額」 -「減免等による額」 -「賦課限度額を超える額」と同じであること (許容範囲は100円未満) (式) B09-(B05-B06-B07-B08) = ±100 B29-(B25-B26-B27-B28) = ±100	B29, B25, B26, B27, B28
053	1	(医療給付):保険料(税)調定額 計エラー-2	「保険料(税)調定額」の計は、 「保険料(税)算定額」 -「保険料(税)軽減額」 -「減免等による額」 -「賦課限度額を超える額」と同じであること (許容範囲は200円未満) (式) B49-(B45-B46-B47-B48) = ±200	B49, B45, B46, B47, B48
054	1	(医療給付):保険料(税)調定額 計エラー-3	「保険料(税)調定額」の計は、0円以上限度額円以下であること (式) 0 ≤ B49 ≤ 限度額	B49
055	2	(医療給付):保険料(税)調定額 計エラー-4	「保険料(税)算定額計」が0円より大きい場合、 「保険料(税)調定額」は、0円以上であること (式) 0 < B45 → 0 ≤ B49	B49, B45
056	1	(後期高齢者支援):保険料(税)算定額の所得割額 エラー (一般)	「保険料(税)算定額 所得割額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B01 or B01 = スペース 0 ≤ B21 or B21 = スペース 0 ≤ E01 or E01 = スペース 0 ≤ E21 or E21 = スペース 0 ≤ C01 or C01 = スペース 0 ≤ C21 or C21 = スペース	E01
057	1	(後期高齢者支援):保険料(税)算定額の所得割額 エラー (退職)	「保険料(税)算定額 所得割額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B01 or B01 = スペース 0 ≤ B21 or B21 = スペース 0 ≤ E01 or E01 = スペース 0 ≤ E21 or E21 = スペース 0 ≤ C01 or C01 = スペース 0 ≤ C21 or C21 = スペース	E21
058	1	(後期高齢者支援):保険料(税)算定額の資産割額 エラー (一般)	「保険料(税)算定額 資産割額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B02 or B02 = スペース 0 ≤ B22 or B22 = スペース 0 ≤ E02 or E02 = スペース 0 ≤ E22 or E22 = スペース 0 ≤ C02 or C02 = スペース 0 ≤ C22 or C22 = スペース	E02

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1: エラー 2: ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の場合にエラーとする)	項目番号
059	1	(後期高齢者支援):保険料(税)算定額の資産割額 エラー (退職)	「保険料(税)算定額 資産割額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B02 or B02 = スペース 0 ≤ B22 or B22 = スペース 0 ≤ E02 or E02 = スペース 0 ≤ E22 or E22 = スペース 0 ≤ C02 or C02 = スペース 0 ≤ C22 or C22 = スペース	E22
060	1	(後期高齢者支援):保険料(税)算定額の均等割額 エラー (一般)	「保険料(税)算定額 均等割額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B03 or B03 = スペース 0 ≤ B23 or B23 = スペース 0 ≤ E03 or E03 = スペース 0 ≤ E23 or E23 = スペース 0 ≤ C03 or C03 = スペース 0 ≤ C23 or C23 = スペース	E03
061	1	(後期高齢者支援):保険料(税)算定額の均等割額 エラー (退職)	「保険料(税)算定額 均等割額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B03 or B03 = スペース 0 ≤ B23 or B23 = スペース 0 ≤ E03 or E03 = スペース 0 ≤ E23 or E23 = スペース 0 ≤ C03 or C03 = スペース 0 ≤ C23 or C23 = スペース	E23
062	1	(後期高齢者支援):保険料(税)算定額の平等割額 エラー (一般)	「保険料(税)算定額 平等割額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B04 or B04 = スペース 0 ≤ B24 or B24 = スペース 0 ≤ E04 or E04 = スペース 0 ≤ E24 or E24 = スペース 0 ≤ C04 or C04 = スペース 0 ≤ C24 or C24 = スペース	E04
063	1	(後期高齢者支援):保険料(税)算定額の平等割額 エラー (退職)	「保険料(税)算定額 平等割額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B04 or B04 = スペース 0 ≤ B24 or B24 = スペース 0 ≤ E04 or E04 = スペース 0 ≤ E24 or E24 = スペース 0 ≤ C04 or C04 = スペース 0 ≤ C24 or C24 = スペース	E24
064	1	(後期高齢者支援):保険料(税)軽減額 エラー (一般)	「保険料(税)軽減額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B06 or B06 = スペース 0 ≤ B26 or B26 = スペース 0 ≤ E06 or E06 = スペース 0 ≤ E26 or E26 = スペース 0 ≤ C06 or C06 = スペース 0 ≤ C26 or C26 = スペース	E06
065	1	(後期高齢者支援):保険料(税)軽減額 エラー (退職)	「保険料(税)軽減額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B06 or B06 = スペース 0 ≤ B26 or B26 = スペース 0 ≤ E06 or E06 = スペース 0 ≤ E26 or E26 = スペース 0 ≤ C06 or C06 = スペース 0 ≤ C26 or C26 = スペース	E26
066	1	(後期高齢者支援):減免等による額 エラー (一般)	「減免等による額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B07 or B07 = スペース 0 ≤ B27 or B27 = スペース 0 ≤ E07 or E07 = スペース 0 ≤ E27 or E27 = スペース 0 ≤ C07 or C07 = スペース 0 ≤ C27 or C27 = スペース	E07
067	1	(後期高齢者支援):減免等による額 エラー (退職)	「減免等による額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B07 or B07 = スペース 0 ≤ B27 or B27 = スペース 0 ≤ E07 or E07 = スペース 0 ≤ E27 or E27 = スペース 0 ≤ C07 or C07 = スペース 0 ≤ C27 or C27 = スペース	E27
068	1	(後期高齢者支援):賦課限度額を超える額 エラー (一般)	「賦課限度額を超える額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B08 or B08 = スペース 0 ≤ B28 or B28 = スペース 0 ≤ E08 or E08 = スペース 0 ≤ E28 or E28 = スペース 0 ≤ C08 or C08 = スペース 0 ≤ C28 or C28 = スペース	E08
069	1	(後期高齢者支援):賦課限度額を超える額 エラー (退職)	「賦課限度額を超える額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B08 or B08 = スペース 0 ≤ B28 or B28 = スペース 0 ≤ E08 or E08 = スペース 0 ≤ E28 or E28 = スペース 0 ≤ C08 or C08 = スペース 0 ≤ C28 or C28 = スペース	E28
070	1	(後期高齢者支援):保険料(税)調定額 エラー (一般)	「保険料(税)調定額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B09 or B09 = スペース 0 ≤ B29 or B29 = スペース 0 ≤ E09 or E09 = スペース 0 ≤ E29 or E29 = スペース 0 ≤ C09 or C09 = スペース 0 ≤ C29 or C29 = スペース	E09

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1: エラー 2: ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の場合にエラーとする)	項目番号
071	1	(後期高齢者支援):保険料(税)調定額 エラー (退職)	「保険料(税)調定額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B09 or B09 = スペース 0 ≤ B29 or B29 = スペース 0 ≤ E09 or E09 = スペース 0 ≤ E29 or E29 = スペース 0 ≤ C09 or C09 = スペース 0 ≤ C29 or C29 = スペース	E29
072	1	(後期高齢者支援):保険料(税)算定額の所得割額 計エラー	(計) = (一般被保険者分) + (退職被保険者等分) であること また、計欄が空欄の場合でも正しくチェックすること	E41, E01, E21
073	1	(後期高齢者支援):保険料(税)算定額の資産割額 計エラー	(計) = (一般被保険者分) + (退職被保険者等分) であること また、計欄が空欄の場合でも正しくチェックすること	E42, E02, E22
074	1	(後期高齢者支援):保険料(税)算定額の均等割額 計エラー	(計) = (一般被保険者分) + (退職被保険者等分) であること また、計欄が空欄の場合でも正しくチェックすること	E43, E03, E23
075	1	(後期高齢者支援):保険料(税)算定額の平等割額 計エラー	(計) = (一般被保険者分) + (退職被保険者等分) であること また、計欄が空欄の場合でも正しくチェックすること	E44, E04, E24
076	1	(後期高齢者支援):保険料(税)算定額 計エラー	(計) = (一般被保険者分) + (退職被保険者等分) であること また、計欄が空欄の場合でも正しくチェックすること	E45, E05, E25
077	1	(後期高齢者支援):保険料(税)軽減額 計エラー	(計) = (一般被保険者分) + (退職被保険者等分) であること また、計欄が空欄の場合でも正しくチェックすること	E46, E06, E26
078	1	(後期高齢者支援):減免等による額 計エラー	(計) = (一般被保険者分) + (退職被保険者等分) であること また、計欄が空欄の場合でも正しくチェックすること	E47, E07, E27
079	1	(後期高齢者支援):賦課限度額を超える額 計エラー	(計) = (一般被保険者分) + (退職被保険者等分) であること また、計欄が空欄の場合でも正しくチェックすること	E48, E08, E28
080	1	(後期高齢者支援):保険料(税)調定額 計エラー 1	(計) = (一般被保険者分) + (退職被保険者等分) であること また、計欄が空欄の場合でも正しくチェックすること	E49, E09, E29
081	1	(後期高齢者支援):保険料(税)算定額の一般被保険者分 計エラー	「保険料(税)算定額」の計は、「所得割額」+「資産割額」+「均等割額」+「平等割額」と同じであること (許容誤差は100円未満) (式) E05-(E01+E02+E03+E04) < ±100 E25-(E21+E22+E23+E24) < ±100	E05, E01, E02, E03, E04
082	1	(後期高齢者支援):保険料(税)算定額の退職被保険者等分 計エラー	「保険料(税)算定額」の計は、「所得割額」+「資産割額」+「均等割額」+「平等割額」と同じであること (許容誤差は100円未満) (式) E05-(E01+E02+E03+E04) < ±100 E25-(E21+E22+E23+E24) < ±100	E25, E21, E22, E23, E24
083	1	(後期高齢者支援):保険料(税)算定額の計 計エラー	「保険料(税)算定額」の計は、「所得割額」+「資産割額」+「均等割額」+「平等割額」と同じであること (許容誤差は200円未満) (式) E45-(E41+E42+E43+E44) < ±200	E45, E41, E42, E43, E44
084	1	(後期高齢者支援):保険料(税)調定額の一般被保険者分 計エラー	「保険料(税)調定額」の計は、「保険料(税)算定額」-「保険料(税)軽減額」-「減免等による額」-「賦課限度額を超える額」と同じであること (許容範囲は100円未満) (式) E09-(E05-E06-E07-E08) < ±100 E29-(E25-E26-E27-E28) < ±100	E09, E05, E06, E07, E08
085	1	(後期高齢者支援):保険料(税)調定額の退職被保険者等分 計エラー	「保険料(税)調定額」の計は、「保険料(税)算定額」-「保険料(税)軽減額」-「減免等による額」-「賦課限度額を超える額」と同じであること (許容範囲は100円未満) (式) E09-(E05-E06-E07-E08) < ±100 E29-(E25-E26-E27-E28) < ±100	E29, E25, E26, E27, E28
086	1	(後期高齢者支援):保険料(税)調定額 計エラー 2	「保険料(税)調定額」の計は、「保険料(税)算定額」-「保険料(税)軽減額」-「減免等による額」-「賦課限度額を超える額」と同じであること (許容範囲は200円未満) (式) E49-(E45-E46-E47-E48) < ±200	E49, E45, E46, E47, E48
087	1	(後期高齢者支援):保険料(税)調定額 計エラー 3	「保険料(税)調定額」の計は、0円より大きく、限度額以下であること (式) 0 < E49 ≤ 限度額	E49
088	2	(後期高齢者支援):保険料(税)調定額 計エラー 4	「保険料(税)算定額計」が0円より大きい場合、「保険料(税)調定額」は、0円以上であること (式) 0 < E45 → 0 ≤ E49	E49, E45
089	1	(介護納付):保険料(税)算定額の所得割額 エラー (一般)	「保険料(税)算定額 所得割額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B01 or B01 = スペース 0 ≤ B21 or B21 = スペース 0 ≤ E01 or E01 = スペース 0 ≤ E21 or E21 = スペース 0 ≤ C01 or C01 = スペース 0 ≤ C21 or C21 = スペース	C01

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1: エラー 2: ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の場合にエラーとする)	項目番号
090	1	(介護納付)：保険料(税)算定額の所得割額 エラー(退職)	「保険料(税)算定額 所得割額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ B01 or B01 = スペース 0 ≦ B21 or B21 = スペース 0 ≦ E01 or E01 = スペース 0 ≦ E21 or E21 = スペース 0 ≦ C01 or C01 = スペース 0 ≦ C21 or C21 = スペース	C21
091	1	(介護納付)：保険料(税)算定額の資産割額 エラー(一般)	「保険料(税)算定額 資産割額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ B02 or B02 = スペース 0 ≦ B22 or B22 = スペース 0 ≦ E02 or E02 = スペース 0 ≦ E22 or E22 = スペース 0 ≦ C02 or C02 = スペース 0 ≦ C22 or C22 = スペース	C02
092	1	(介護納付)：保険料(税)算定額の資産割額 エラー(退職)	「保険料(税)算定額 資産割額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ B02 or B02 = スペース 0 ≦ B22 or B22 = スペース 0 ≦ E02 or E02 = スペース 0 ≦ E22 or E22 = スペース 0 ≦ C02 or C02 = スペース 0 ≦ C22 or C22 = スペース	C22
093	1	(介護納付)：保険料(税)算定額の均等割額 エラー(一般)	「保険料(税)算定額 均等割額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ B03 or B03 = スペース 0 ≦ B23 or B23 = スペース 0 ≦ E03 or E03 = スペース 0 ≦ E23 or E23 = スペース 0 ≦ C03 or C03 = スペース 0 ≦ C23 or C23 = スペース	C03
094	1	(介護納付)：保険料(税)算定額の均等割額 エラー(退職)	「保険料(税)算定額 均等割額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ B03 or B03 = スペース 0 ≦ B23 or B23 = スペース 0 ≦ E03 or E03 = スペース 0 ≦ E23 or E23 = スペース 0 ≦ C03 or C03 = スペース 0 ≦ C23 or C23 = スペース	C23
095	1	(介護納付)：保険料(税)算定額の平等割額 エラー(一般)	「保険料(税)算定額 平等割額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ B04 or B04 = スペース 0 ≦ B24 or B24 = スペース 0 ≦ E04 or E04 = スペース 0 ≦ E24 or E24 = スペース 0 ≦ C04 or C04 = スペース 0 ≦ C24 or C24 = スペース	C04
096	1	(介護納付)：保険料(税)算定額の平等割額 エラー(退職)	「保険料(税)算定額 平等割額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ B04 or B04 = スペース 0 ≦ B24 or B24 = スペース 0 ≦ E04 or E04 = スペース 0 ≦ E24 or E24 = スペース 0 ≦ C04 or C04 = スペース 0 ≦ C24 or C24 = スペース	C24
097	1	(介護納付)：保険料(税)軽減額 エラー (一般)	「保険料(税)軽減額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ B06 or B06 = スペース 0 ≦ B26 or B26 = スペース 0 ≦ E06 or E06 = スペース 0 ≦ E26 or E26 = スペース 0 ≦ C06 or C06 = スペース 0 ≦ C26 or C26 = スペース	C06
098	1	(介護納付)：保険料(税)軽減額 エラー (退職)	「保険料(税)軽減額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ B06 or B06 = スペース 0 ≦ B26 or B26 = スペース 0 ≦ E06 or E06 = スペース 0 ≦ E26 or E26 = スペース 0 ≦ C06 or C06 = スペース 0 ≦ C26 or C26 = スペース	C26
099	1	(介護納付)：減免等による額 エラー (一般)	「減免等による額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ B07 or B07 = スペース 0 ≦ B27 or B27 = スペース 0 ≦ E07 or E07 = スペース 0 ≦ E27 or E27 = スペース 0 ≦ C07 or C07 = スペース 0 ≦ C27 or C27 = スペース	C07
100	1	(介護納付)：減免等による額 エラー (退職)	「減免等による額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ B07 or B07 = スペース 0 ≦ B27 or B27 = スペース 0 ≦ E07 or E07 = スペース 0 ≦ E27 or E27 = スペース 0 ≦ C07 or C07 = スペース 0 ≦ C27 or C27 = スペース	C27
101	1	(介護納付)：賦課限度額を超える額 エラー (一般)	「賦課限度額を超える額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≦ B08 or B08 = スペース 0 ≦ B28 or B28 = スペース 0 ≦ E08 or E08 = スペース 0 ≦ E28 or E28 = スペース 0 ≦ C08 or C08 = スペース 0 ≦ C28 or C28 = スペース	C08

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1: エラー 2: ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の場合にエラーとする)	項目番号
102	1	(介護納付):賦課限度額を超える額 エラー (退職)	「賦課限度額を超える額」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B08 or B08 = スペース 0 ≤ B28 or B28 = スペース 0 ≤ E08 or E08 = スペース 0 ≤ E28 or E28 = スペース 0 ≤ C08 or C08 = スペース 0 ≤ C28 or C28 = スペース	C28
103	1	(介護納付):保険料(税)調定額 エラー (一般)	「保険料(税)調定額」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B09 or B09 = スペース 0 ≤ B29 or B29 = スペース 0 ≤ E09 or E09 = スペース 0 ≤ E29 or E29 = スペース 0 ≤ C09 or C09 = スペース 0 ≤ C29 or C29 = スペース	C09
104	1	(介護納付):保険料(税)調定額 エラー (退職)	「保険料(税)調定額」は、 スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式) 0 ≤ B09 or B09 = スペース 0 ≤ B29 or B29 = スペース 0 ≤ E09 or E09 = スペース 0 ≤ E29 or E29 = スペース 0 ≤ C09 or C09 = スペース 0 ≤ C29 or C29 = スペース	C29
105	1	(介護納付):保険料(税)算定額の所得割額 計エラー	(計) = (一般被保険者分) + (退職被保険者等分) であること また 計欄が空欄の場合でも正しくチェックすること	C41, C01, C21
106	1	(介護納付):保険料(税)算定額の資産割額 計エラー	(計) = (一般被保険者分) + (退職被保険者等分) であること また 計欄が空欄の場合でも正しくチェックすること	C42, C02, C22
107	1	(介護納付):保険料(税)算定額の均等割額 計エラー	(計) = (一般被保険者分) + (退職被保険者等分) であること また 計欄が空欄の場合でも正しくチェックすること	C43, C03, C23
108	1	(介護納付):保険料(税)算定額の平等割額 計エラー	(計) = (一般被保険者分) + (退職被保険者等分) であること また 計欄が空欄の場合でも正しくチェックすること	C44, C04, C24
109	1	(介護納付):保険料(税)算定額 計エラー	(計) = (一般被保険者分) + (退職被保険者等分) であること また 計欄が空欄の場合でも正しくチェックすること	C45, C05, C25
110	1	(介護納付):保険料(税)軽減額 計エラー	(計) = (一般被保険者分) + (退職被保険者等分) であること また 計欄が空欄の場合でも正しくチェックすること	C46, C06, C26
111	1	(介護納付):減免等による額 計エラー	(計) = (一般被保険者分) + (退職被保険者等分) であること また 計欄が空欄の場合でも正しくチェックすること	C47, C07, C27
112	1	(介護納付):賦課限度額を超える額 計エラー	(計) = (一般被保険者分) + (退職被保険者等分) であること また 計欄が空欄の場合でも正しくチェックすること	C48, C08, C28
113	1	(介護納付):保険料(税)調定額 計エラー 1	(計) = (一般被保険者分) + (退職被保険者等分) であること また 計欄が空欄の場合でも正しくチェックすること	C49, C09, C29
114	1	(介護納付):保険料(税)算定額の一般被保険者分 計エラー	「保険料(税)算定額」の計は、 「所得割額」 +「資産割額」 +「均等割額」 +「平等割額」と同じであること (許容誤差は100円未満) (式) C05-(C01+C02+C03+C04) < ±100 C25-(C21+C22+C23+C24) < ±100	C05, C01, C02, C03, C04
115	1	(介護納付):保険料(税)算定額の退職被保険者等分 計エラー	「保険料(税)算定額」の計は、 「所得割額」 +「資産割額」 +「均等割額」 +「平等割額」と同じであること (許容誤差は100円未満) (式) C05-(C01+C02+C03+C04) < ±100 C25-(C21+C22+C23+C24) < ±100	C25, C21, C22, C23, C24
116	1	(介護納付):保険料(税)算定額の計 エラー	「保険料(税)算定額」の計は、 「所得割額」 +「資産割額」 +「均等割額」 +「平等割額」と同じであること (許容誤差は200円未満) (式) C45-(C41+C42+C43+C44) < ±200	C45, C41, C42, C43, C44
117	1	(介護納付):保険料(税)調定額の一般被保険者分 計エラー	「保険料(税)調定額」の計は、 「保険料(税)算定額」 -「保険料(税)軽減額」 -「減免等による額」 -「賦課限度額を超える額」と同じであること (許容範囲は100円未満) (式) C09-(C05-C06-C07-C08) < ±100 C29-(C25-C26-C27-C28) < ±100	C09, C05, C06, C07, C08
118	1	(介護納付):保険料(税)調定額の退職被保険者等分 計エラー	「保険料(税)調定額」の計は、 「保険料(税)算定額」 -「保険料(税)軽減額」 -「減免等による額」 -「賦課限度額を超える額」と同じであること (許容範囲は100円未満) (式) C09-(C05-C06-C07-C08) < ±100 C29-(C25-C26-C27-C28) < ±100	C29, C25, C26, C27, C28
119	1	(介護納付):保険料(税)調定額 計エラー 2	「保険料(税)調定額」の計は、 「保険料(税)算定額」 -「保険料(税)軽減額」 -「減免等による額」 -「賦課限度額を超える額」と同じであること (許容範囲は200円未満) (式) C49-(C45-C46-C47-C48) < ±200	C49, C45, C46, C47, C48
120	1	(介護納付):保険料(税)調定額 計エラー 3	「保険料(税)調定額」の計は、0円以上 限度額以下であること (式) 0 ≤ C49 ≤ 限度額	C49

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1: エラー 2: ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の場合にエラーとする)	項目番号
121	2	(介護納付)保険料(税)調定額 計エラー4	「保険料(税)算定額計」が0円より大きい場合、 「保険料(税)調定額」は、0円以上であること (式) $0 < C45 \rightarrow 0 \leq C49$	C49, C45
122	1	世帯主/世帯員情報エラー	「世帯主/世帯員」情報は1人以上存在すること	D01-0, D02-0, D03-0
123	1	被保険者区分エラー (世帯主) 1	世帯主の「被保険者区分」は、 1~4 の範囲であり、以下のコードに対応する 1: 一般 2: 退職本人 3: 退職家族 4: 擬制世帯主 (式) $1 \leq D02-0(\sim 9) \leq 4$	D02-0
124-1 (~9)	1	被保険者区分エラー (世帯員)	世帯員の「被保険者区分」は、 1~3 の範囲であり、以下のコードに対応する 1: 一般 2: 退職本人 3: 退職家族 (式) $1 \leq D02-1(\sim 9) \leq 3$	D02-1 (~9)
125	1	世帯主との続柄エラー (世帯主)	世帯主の「世帯主との続柄」は 0: 本人 であること (式) $D03-0 = 0$	D03-0
126-1 (~9)	1	世帯主との続柄エラー(世帯員)	世帯員の「世帯主との続柄」は 1~4 の範囲であり、以下のコードに対応する 1: 配偶者 2: 子 3: 父母 4: その他 (式) $1 \leq D03-1(\sim 9) \leq 4$	D03-1 (~9)
127	1	世帯主との続柄 と 配偶者エラー	配偶者は各世帯に1人以下であること	D03-1, D03-2, D03-3, D03-4, D03-5, D03-6, D03-7, D03-8, D03-9
128	2	退職家族のいる世帯の退職本人の存在 エラー1	世帯主・世帯員の「被保険者区分」に 2: 退職本人 が存在する場合、 その2: 退職本人 は世帯に1人であること	D02-0, D02-1, D02-2, D02-3, D02-4, D02-5, D02-6, D02-7, D02-8, D02-9
129	1	退職家族のいる世帯の退職本人の存在 エラー2	世帯主・世帯員の「被保険者区分」に 3: 退職家族 が存在する場合 他行の世帯主・世帯員に 2: 退職本人 が 存在すること	D02-0, D02-1, D02-2, D02-3, D02-4, D02-5, D02-6, D02-7, D02-8, D02-9
130-0 (~9)	1	性別エラー	「性別」は 1~2 の範囲であり、 以下のコードに対応する 1: 男 2: 女 (式) $1 \leq D04 \leq 2$	D04-0 (~9)
131-0 (~9)	1	配偶者の性別エラー	世帯員の配偶者の性別は、世帯主と違うこと	D04-1 (~9), D04-0, D03-1 (~9)
132	1	世帯主 生年月エラー	生年月データ不正 「生年月 元号」を (a) 「生年月 年」を (b) 「生年月 月」を (c) と対応し 下記の通りとする ◇ [元号] [元号] は 1 ≤ a ≤ 5 の範囲である a=1 「明治」 a=2 「大正」 a=3 「昭和」 a=4 「平成」 a=5 「令和」 [元号] は 調査年度の年号以下である ◇ [元号と年] a=1 「明治」 1 ≤ b ≤ 45 a=2 「大正」 1 ≤ b ≤ 15 a=3 「昭和」 1 ≤ b ≤ 64 a=4 「平成」 1 ≤ b ≤ 31 1 ≤ b ≤ (その年号での調査対象年度) ◇ [元号と年と月] a=1 「明治」 b=45 のとき c=1 a=3 「昭和」 b=1 のとき c=12 b=64 のとき c=1 a=4 「平成」 b=平成の調査対象年度のとき 1 ≤ c ≤ 9 b=31 のとき 1 ≤ c ≤ 4 a=5 「令和」 b=令和の調査対象年度のとき 1 ≤ c ≤ 9 b=1 のとき 5 ≤ c ≤ 12 ※ 上記以外の年は、1 ≤ c ≤ 12 である	D05-0
133-1 (~12)	1	世帯員 生年月エラー	生年月データ不正 「生年月 元号」を (a) 「生年月 年」を (b) 「生年月 月」を (c) と対応し 下記の通りとする ◇ [元号] [元号] は 3 ≤ a ≤ 5 の範囲である a=3 「昭和」 a=4 「平成」 a=5 「令和」 [元号] は 調査年度の年号以下である ◇ [元号と年] a=3 「昭和」 1 ≤ b ≤ 64 a=4 「平成」 1 ≤ b ≤ 31 1 ≤ b ≤ (その年号での調査対象年度) ◇ [元号と年と月] a=3 「昭和」 b=64 のとき c=1 a=4 「平成」 b=平成の調査対象年度のとき 1 ≤ c ≤ 9 b=31 のとき 1 ≤ c ≤ 4 a=5 「令和」 b=令和の調査対象年度のとき 1 ≤ c ≤ 9 b=1 のとき 5 ≤ c ≤ 12 ※ 上記以外の年は、1 ≤ c ≤ 12 である	D05-1 (~12)
134	2	世帯主年齢エラー	「世帯主の続柄」は 0: 本人 である場合、 「世帯主年齢」は15歳以上であること 「被保険者区分」1~3の場合、75歳未満であること (式) D03-0 = 0 → 15 ≤ 世帯主の年齢 or D03-0 = 0 → 1 < D02-0 < 3 → 世帯主の年齢 < 75歳0月	D03-0, D05-0
135-1 (~9)	2	世帯員の年齢エラー	「世帯員年齢」は0歳以上75歳未満であること (式) $0 \leq \text{世帯員の年齢} < 75\text{歳}0\text{月}$	D05-1 (~9)

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1: エラー 2: ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の場合にエラーとする)	項目番号
136-0(～9)	1	世帯主、世帯員 続納年齢エラー1 (配偶者)	「世帯主/世帯員の続納」が1.配偶者で「性別」が1:男の時、年齢は18歳以上であること	D03-0(～9), D04-0(～9), D05-0(～9)
137-0(～9)	1	世帯主、世帯員 続納年齢エラー2 (配偶者)	「世帯主/世帯員の続納」が1.配偶者で「性別」が2:女の時、年齢は16歳以上であること	D03-0(～9), D04-0(～9), D05-0(～9)
138-0(～9)	2	世帯主との続納 年齢差エラー (子供)	「世帯員の続納」が2.子の時、世帯主の年齢より小さいこと	D03-0, D05-0(～9)
139-0(～9)	2	被保険者区分と生年月の相関チェック エラー1	「被保険者区分」が2.退職本人の場合、年齢は55～65歳1月未満であること	D02-0(～9), D05-0(～9)
140-0(～9)	2	被保険者区分と生年月の相関チェック エラー2	「被保険者区分」が3.退職家族の場合、年齢は65歳1月未満であること	D02-0(～9), D05-0(～9)
141-0(～9)	1	所得の種類エラー1	「所得の種類」は、「所得の有無」が1.有または4.有(特)の場合、01～11の範囲であり、以下のコードに対応する 01:営業所得 02:農業所得 03:その他の事業所得 04:不動産所得 05:利子・配当所得 06:給与所得 07:公的年金等所得 08:譲渡所得 09:山林所得 10:その他の所得 11:不詳 (式)D06 = 1 or 4 → 1 ≤ D07 ≤ 11	D07-0, D06-0(～9)
142-0(～9)	1	所得の種類エラー2	「所得の種類」は、「所得の有無」が2.無もしくは3.不詳の場合、スペースであること (式)D06 = 2 or 3 の時、D07 = スペース	D07-0(～9), D06-0(～9)
143-0(～9)	1	雑損失の繰越控除額エラー	「雑損失の繰越控除額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式)0 ≤ D12 or D12 = スペース	D12-0(～9)
144-0(～9)	1	分離譲渡所得金額エラー	「分離譲渡所得金額」は、スペース(無記入)もしくは0円以上であること (式)0 ≤ D13 or D13 = スペース	D13-0(～9)
145-0(～9)	2	所得の有無と総所得・山林所得金額の相関エラー (所得有)	「所得の有無」が1.有の場合、「総所得・山林所得金額」、「雑損失の繰越控除額」、「分離譲渡所得金額」にいずれかが1円以上であること (式)D06 = 1 の時、 0 < D08 or 0 < D12 or 0 < D13	D06-0(～9), D08-0(～9), D12-0(～9), D13-0(～9)
146-0(～9)	1	所得の有無と総所得・山林所得金額の相関エラー (所得無もしくは不詳)	「所得の有無」が2.無もしくは3.不詳の場合、「総所得・山林所得金額」は0円未満であること、「雑損失の繰越控除額」、「分離譲渡所得金額」は0円であること (式)D06 = 2 or 3 の時、 D08 < 1 and D12 = 0 and D13 = 0	D06-0(～9), D08-0(～9), D12-0(～9), D13-0(～9)
147-0(～9)	1	基礎控除額エラー	「基礎控除額」は、スペース(無記入)もしくは0円 または 330,000円 であること (式)D15 = 0 or D15 = 330,000	D15-0(～9)
148-0(～9)	1	課税標準額エラー	「課税標準額」は、「総所得・山林所得金額」+「雑損失の繰越控除額」+「分離譲渡所得金額」-「基礎控除額」の値と同じであること または 「総所得・山林所得金額」+「雑損失の繰越控除額」+「分離譲渡所得金額」の合計が「基礎控除額」以下である場合、0であること (式)D16 = D08+D12+D13-D15 or D08+D12+D13 ≤ D15 → D16 = 0	D16-0(～9), D08-0(～9), D12-0(～9), D13-0(～9), D15-0(～9)
149-0(～9)	1	年金収入額エラー1	「年金収入額」は、スペース(無記入)もしくは0円 以上であること (式)0 ≤ D17 or D17 = スペース	D17-0(～9)
150-0(～9)	1	年金収入額エラー2	「所得の種類」が07:公的年金等のとき、「年金収入額」は1円以上であること (式)D07 = 7 → 0 < D17	D17-0, D17-1, D17-2, D17-3, D17-4, D17-5, D17-6, D17-7, D17-8, D17-9, D07-0, D07-1, D07-2, D07-3, D07-4, D07-5, D07-6, D07-7, D07-8, D07-9
151-0(～9)	2	年金収入額エラー3	「年金収入額」は1000万円 未満であること (式)D17 < 10,000,000	D17-0(～9)
152	2	年金収入対象者エラー	「年金収入額」が1円以上の場合、調査対象年度の9月30日現在、年齢が55歳以上であること (式)0 < D17 → 55 ≤ 世帯主/世帯員の年齢	D17-0(～9), D05-0(～9)

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1: エラー 2: ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の場合にエラーとする)	項目番号
153	1	(医療給付)軽減世帯・均等割額・平等割額・保険料(税)軽減額の相関エラー	<p>軽減世帯」「均等割額」「平等割額」の「保険料(税)軽減額」の相関エラーは、</p> <p>◆2割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と「平等割額」の和に0.2を乗じた金額と「保険料(税)軽減額」が等しい (許容範囲は10%) (式) $A08-2 \rightarrow B06 \times 0.9 < (B03+B04) \times 0.2 < B06 \times 1.1$ $A08-2 \rightarrow B26 \times 0.9 < (B23+B24) \times 0.2 < B26 \times 1.1$ $A08-2 \rightarrow B46 \times 0.9 < (B43+B44) \times 0.2 < B46 \times 1.1$</p> <p>◆3割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と「平等割額」の和に0.3を乗じた金額と「保険料(税)軽減額」が等しい (許容範囲は10%) (式) $A08-3 \rightarrow B06 \times 0.9 < (B03+B04) \times 0.3 < B06 \times 1.1$ $A08-3 \rightarrow B26 \times 0.9 < (B23+B24) \times 0.3 < B26 \times 1.1$ $A08-3 \rightarrow B46 \times 0.9 < (B43+B44) \times 0.3 < B46 \times 1.1$</p> <p>◆4割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と「平等割額」の和に0.4を乗じた金額と「保険料(税)軽減額」が等しい (許容範囲は10%) (式) $A08-4 \rightarrow B06 \times 0.9 < (B03+B04) \times 0.4 < B06 \times 1.1$ $A08-4 \rightarrow B26 \times 0.9 < (B23+B24) \times 0.4 < B26 \times 1.1$ $A08-4 \rightarrow B46 \times 0.9 < (B43+B44) \times 0.4 < B46 \times 1.1$</p> <p>◆5割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と「平等割額」の和に0.5を乗じた金額と「保険料(税)軽減額」が等しい (許容範囲は10%) (式) $A08-5 \rightarrow B06 \times 0.9 < (B03+B04) \times 0.5 < B06 \times 1.1$ $A08-5 \rightarrow B26 \times 0.9 < (B23+B24) \times 0.5 < B26 \times 1.1$ $A08-5 \rightarrow B46 \times 0.9 < (B43+B44) \times 0.5 < B46 \times 1.1$</p> <p>◆6割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と「平等割額」の和に0.6を乗じた金額と「保険料(税)軽減額」が等しい (許容範囲は10%) (式) $A08-6 \rightarrow B06 \times 0.9 < (B03+B04) \times 0.6 < B06 \times 1.1$ $A08-6 \rightarrow B26 \times 0.9 < (B23+B24) \times 0.6 < B26 \times 1.1$ $A08-6 \rightarrow B46 \times 0.9 < (B43+B44) \times 0.6 < B46 \times 1.1$</p> <p>◆7割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と「平等割額」の和に0.7を乗じた金額と「保険料(税)軽減額」が等しい (許容範囲は10%) (式) $A08-7 \rightarrow B06 \times 0.9 < (B03+B04) \times 0.7 < B06 \times 1.1$ $A08-7 \rightarrow B26 \times 0.9 < (B23+B24) \times 0.7 < B26 \times 1.1$ $A08-7 \rightarrow B46 \times 0.9 < (B43+B44) \times 0.7 < B46 \times 1.1$</p> <p>◆8割軽減世帯 (国保法施行令第29条の7第5項第5号イ又は地方税法施行令第56条の89第2項第4号イによる)のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と「平等割額」の和に0.5を乗じた金額と「保険料(税)軽減額」が等しい (許容範囲は10%) (式) $A08-8 \rightarrow B06 \times 0.9 < (B03+B04) \times 0.5 < B06 \times 1.1$ $A08-8 \rightarrow B26 \times 0.9 < (B23+B24) \times 0.5 < B26 \times 1.1$ $A08-8 \rightarrow B46 \times 0.9 < (B43+B44) \times 0.5 < B46 \times 1.1$</p>	A08, B43, B44, B46, B03, B04, B06, B23, B24, B26

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1: エラー 2: ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の場合にエラーとする)	項目番号
154	1	(後期高齢者支援)・軽減世帯・均等割額・平等割額・保険料(税)軽減額の相関エラー	<p>「軽減世帯」「均等割額」「平等割額」「保険料(税)軽減額」の相関エラーは、</p> <p>◆2割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と「平等割額」の和に0.2を乗じた金額と「保険料(税)軽減額」が等しい (許容範囲は10%) (式) A08-2 → $E06 \times 0.9 \div (E03 + E04) \times 0.2 \times E46 \times 1.1$ A08-2 → $E26 \times 0.9 \div (E23 + E24) \times 0.2 \times E26 \times 1.1$ A08-2 → $E46 \times 0.9 \div (E43 + E44) \times 0.2 \times E46 \times 1.1$</p> <p>◆3割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と「平等割額」の和に0.3を乗じた金額と「保険料(税)軽減額」が等しい (許容範囲は10%) (式) A08-3 → $E06 \times 0.9 \div (E03 + E04) \times 0.3 \times E06 \times 1.1$ A08-3 → $E26 \times 0.9 \div (E23 + E24) \times 0.3 \times E26 \times 1.1$ A08-3 → $E46 \times 0.9 \div (E43 + E44) \times 0.3 \times E46 \times 1.1$</p> <p>◆4割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と「平等割額」の和に0.4を乗じた金額と「保険料(税)軽減額」が等しい (許容範囲は10%) (式) A08-4 → $E06 \times 0.9 \div (E03 + E04) \times 0.4 \times E06 \times 1.1$ A08-4 → $E26 \times 0.9 \div (E23 + E24) \times 0.4 \times E26 \times 1.1$ A08-4 → $E46 \times 0.9 \div (E43 + E44) \times 0.4 \times E46 \times 1.1$</p> <p>◆5割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と「平等割額」の和に0.5を乗じた金額と「保険料(税)軽減額」が等しい (許容範囲は10%) (式) A08-5 → $E06 \times 0.9 \div (E03 + E04) \times 0.5 \times E06 \times 1.1$ A08-5 → $E26 \times 0.9 \div (E23 + E24) \times 0.5 \times E26 \times 1.1$ A08-5 → $E46 \times 0.9 \div (E43 + E44) \times 0.5 \times E46 \times 1.1$</p> <p>◆6割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と「平等割額」の和に0.6を乗じた金額と「保険料(税)軽減額」が等しい (許容範囲は10%) (式) A08-6 → $E06 \times 0.9 \div (E03 + E04) \times 0.6 \times E06 \times 1.1$ A08-6 → $E26 \times 0.9 \div (E23 + E24) \times 0.6 \times E26 \times 1.1$ A08-6 → $E46 \times 0.9 \div (E43 + E44) \times 0.6 \times E46 \times 1.1$</p> <p>◆7割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と「平等割額」の和に0.7を乗じた金額と「保険料(税)軽減額」が等しい (許容範囲は10%) (式) A08-7 → $E06 \times 0.9 \div (E03 + E04) \times 0.7 \times E06 \times 1.1$ A08-7 → $E26 \times 0.9 \div (E23 + E24) \times 0.7 \times E26 \times 1.1$ A08-7 → $E46 \times 0.9 \div (E43 + E44) \times 0.7 \times E46 \times 1.1$</p> <p>◆8割軽減世帯 (国保法施行令第29条の7第5項第5号イ又は地方税法施行令第56条の89第2項第4号イによる)のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と「平等割額」の和に0.5を乗じた金額と「保険料(税)軽減額」が等しい (許容範囲は10%) (式) A08-8 → $E06 \times 0.9 \div (E03 + E04) \times 0.5 \times E06 \times 1.1$ A08-8 → $E26 \times 0.9 \div (E23 + E24) \times 0.5 \times E26 \times 1.1$ A08-8 → $E46 \times 0.9 \div (E43 + E44) \times 0.5 \times E46 \times 1.1$</p>	A08, E43, E44, E46, E03, E04, E06, E23, E24, E26

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1: エラー 2: ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の場合にエラーとする)	項目番号
155	1	(介護納付) 軽減世帯・均等割額・平等割額・保険料(税)軽減額の相関エラー	<p>「軽減世帯」「均等割額」「平等割額」「保険料(税)軽減額」の相関エラーは、</p> <p>◆2割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と「平等割額」の和に0.2を乗じた金額と「保険料(税)軽減額」が等しい (許容範囲は10%) (式) A08=2 → C06 × 0.9 < (C03+C04) × 0.2 < C46 × 1.1 A08=2 → C26 × 0.9 < (C23+C24) × 0.2 < C26 × 1.1 A08=2 → C46 × 0.9 < (C43+C44) × 0.2 < C46 × 1.1</p> <p>◆3割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と「平等割額」の和に0.3を乗じた金額と「保険料(税)軽減額」が等しい (許容範囲は10%) (式) A08=3 → C06 × 0.9 < (C03+C04) × 0.3 < C06 × 1.1 A08=3 → C26 × 0.9 < (C23+C24) × 0.3 < C26 × 1.1 A08=3 → C46 × 0.9 < (C43+C44) × 0.3 < C46 × 1.1</p> <p>◆4割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と「平等割額」の和に0.4を乗じた金額と「保険料(税)軽減額」が等しい (許容範囲は10%) (式) A08=4 → C06 × 0.9 < (C03+C04) × 0.4 < C06 × 1.1 A08=4 → C26 × 0.9 < (C23+C24) × 0.4 < C26 × 1.1 A08=4 → C46 × 0.9 < (C43+C44) × 0.4 < C46 × 1.1</p> <p>◆5割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と「平等割額」の和に0.5を乗じた金額と「保険料(税)軽減額」が等しい (許容範囲は10%) (式) A08=5 → C06 × 0.9 < (C03+C04) × 0.5 < C06 × 1.1 A08=5 → C26 × 0.9 < (C23+C24) × 0.5 < C26 × 1.1 A08=5 → C46 × 0.9 < (C43+C44) × 0.5 < C46 × 1.1</p> <p>◆6割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と「平等割額」の和に0.6を乗じた金額と「保険料(税)軽減額」が等しい (許容範囲は10%) (式) A08=6 → C06 × 0.9 < (C03+C04) × 0.6 < C06 × 1.1 A08=6 → C26 × 0.9 < (C23+C24) × 0.6 < C26 × 1.1 A08=6 → C46 × 0.9 < (C43+C44) × 0.6 < C46 × 1.1</p> <p>◆7割軽減世帯のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と「平等割額」の和に0.7を乗じた金額と「保険料(税)軽減額」が等しい (許容範囲は10%) (式) A08=7 → C06 × 0.9 < (C03+C04) × 0.7 < C06 × 1.1 A08=7 → C26 × 0.9 < (C23+C24) × 0.7 < C26 × 1.1 A08=7 → C46 × 0.9 < (C43+C44) × 0.7 < C46 × 1.1</p> <p>◆5割軽減世帯 (国法施行令第29条の7第5項第5号イ又は地方税法施行令第56条の89第2項第4号イによる)のとき、 保険料(税)算定額内訳の「均等割額」と「平等割額」の和に0.5を乗じた金額と「保険料(税)軽減額」が等しい (許容範囲は10%) (式) A08=8 → C06 × 0.9 < (C03+C04) × 0.5 < C06 × 1.1 A08=8 → C26 × 0.9 < (C23+C24) × 0.5 < C26 × 1.1 A08=8 → C46 × 0.9 < (C43+C44) × 0.5 < C46 × 1.1</p>	A08, C43, C44, C46, C03, C04, C06, C23, C24, C26
156	1	(医療給付) 軽減世帯 と 保険料(税)軽減額 エラー	<p>「保険料(税)軽減額」がある時、 「軽減世帯」であること (式) $2 \leq A08 \leq 8 \rightarrow 0 < B46$</p>	A08, B46
157	1	(後期高齢者支援) 軽減世帯 と 保険料(税)軽減額 エラー	<p>「保険料(税)軽減額」がある時、 「軽減世帯」であること (式) $2 \leq A08 \leq 8 \rightarrow 0 < E46$</p>	A08, E46
158	1	(介護納付) 軽減世帯 と 保険料(税)軽減額 エラー	<p>「保険料(税)軽減額」がある時、 軽減世帯で「保険料算定額」が1円以上であること (式) $2 \leq A08 \leq 8 \text{ and } 0 < C45 \rightarrow 0 < C46$</p>	A08, C45, C46
159	2	世帯主の職業・区分 と 所得の種類 エラー	<p>「世帯主の職業区分」が5無職のとき、 「世帯主の所得種類」は 04.不動産 又は 05.利子・配当 又は 07.公的年金等 又は 08.譲渡 又は 09.山林 又は 10.その他 又は 11.不詳 もしくはスペースであること (式) A09 = 5 → D07-0 は04,05,07,08,09,10,11, スペースである</p>	A09, D07-0
160	1	(医療給付) 保険料(税)算定額 と 賦課限度額を越える額エラー	<p>「保険料(税)算定額」から「保険料(税)軽減額」及び、「減免等による額」を減じた額が「賦課限度額」より多い場合、 「賦課限度額を越える額」が1円以上であること (式) 賦課限度額 < B45-B46-B47 → 0 < B48 賦課限度額 < E45-E46-E47 → 0 < E48 賦課限度額 < C45-C46-C47 → 0 < C48</p>	B45, B46, B47, B48
161	1	(後期高齢者支援) 保険料(税)算定額 と 賦課限度額を越える額エラー	<p>「保険料(税)算定額」から「保険料(税)軽減額」及び、「減免等による額」を減じた額が「賦課限度額」より多い場合、 「賦課限度額を越える額」が1円以上であること (式) 賦課限度額 < B45-B46-B47 → 0 < B48 賦課限度額 < E45-E46-E47 → 0 < E48 賦課限度額 < C45-C46-C47 → 0 < C48</p>	E45, E46, E47, E48

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1: エラー 2: ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の場合にエラーとする)	項目番号
162	1	(介護納付)：保険料(税)算定額と賦課限度額を超える額エラー	「保険料(税)算定額」から「保険料(税)軽減額」及び、「減免等による額」を減じた額が賦課限度額より多い場合、 「賦課限度額を超える額」が1円以上であること (式) 賦課限度額 < B45-B46-B47 → 0 < B48 賦課限度額 < E45-E46-E47 → 0 < E48 賦課限度額 < C45-C46-C47 → 0 < C48	C46, C46, C47, C48
163	1	(医療給付)：保険料(税)調定額と賦課限度額を超える額エラー	「賦課限度額を超える額」が0円以上の場合、 「保険料(税)調定額」は賦課限度額以下であること (式) 0 < B48 → B49 ≤ 賦課限度額 0 < E48 → E49 ≤ 賦課限度額 0 < C48 → C49 ≤ 賦課限度額	B48, B49
164	1	(後期高齢者支援)：保険料(税)調定額と賦課限度額を超える額エラー	「賦課限度額を超える額」が0円以上の場合、 「保険料(税)調定額」は賦課限度額以下であること (式) 0 < B48 → B49 ≤ 賦課限度額 0 < E48 → E49 ≤ 賦課限度額 0 < C48 → C49 ≤ 賦課限度額	E48, E49
165	1	(介護納付)：保険料(税)調定額と賦課限度額を超える額エラー	「賦課限度額を超える額」が0円以上の場合、 「保険料(税)調定額」は賦課限度額以下であること (式) 0 < B48 → B49 ≤ 賦課限度額 0 < E48 → E49 ≤ 賦課限度額 0 < C48 → C49 ≤ 賦課限度額	C48, C49
166	1	擬制世帯と被保険者区分エラー	「擬制世帯であるか」が1:擬(擬制世帯)の場合、 「世帯主の被保険者区分」は4:擬制世帯主であること (式) A06=1 → D02-0=4	A06, D02-0
167	2	(医療給付)：保険料(税)算定額の平等割額と区分エラー	「被保険者区分」が1:一般の世帯員が1人以上いる場合、退職被保険者等分の「保険料(税)算定額」の「平等割額」は0円であること (式) D02-0(～9)=1 → B24=0	E24, D02-0, D02-1, D02-2, D02-3, D02-4, D02-5, D02-6, D02-7, D02-8, D02-9
168	1	(後期高齢者支援)：保険料(税)算定額の平等割額と区分エラー	「被保険者区分」が1:一般の世帯員が1人以上いる場合、退職被保険者等分の「保険料(税)算定額」の「平等割額」は0円であること (式) D02-0(～9)=1 → E24=0	E24, D02-0, D02-1, D02-2, D02-3, D02-4, D02-5, D02-6, D02-7, D02-8, D02-9
169	2	(介護納付)：保険料(税)算定額の平等割額と区分エラー	調査対象年度9月30日現在で40歳以上65歳未満で 「被保険者区分」が1:一般の世帯員が1人以上いる場合、退職被保険者等分の「保険料(税)算定額」の「平等割額」は0円であること (式) 40 ≤ 世帯員の年齢 < 65 and D02-0(～9)=1 → C24=0	C24, D02-0, D02-1, D02-2, D02-3, D02-4, D02-5, D02-6, D02-7, D02-8, D02-9, D05-0, D05-1, D05-2, D05-3, D05-4, D05-5, D05-6, D05-7, D05-8, D05-9
170	1	(医療給付)：一般算定額の計・被保険者区分エラー	「被保険者区分」が1:一般の世帯員が1人以上いる場合、一般被保険者分の「保険料算定額計」が1円以上であること。 また、一般被保険者分の「保険料算定額計」が1円以上である場合、「被保険者区分」が1:一般の世帯員が1人以上いること (式) D02-0(～9)=1 → 0 < B05	B05, D02-0, D02-1, D02-2, D02-3, D02-4, D02-5, D02-6, D02-7, D02-8, D02-9
171	1	(後期高齢者支援)：一般算定額の計・被保険者区分エラー	「被保険者区分」が1:一般の世帯員が1人以上いる時、一般被保険者分の「保険料算定額計」が1円以上であること。 また、一般被保険者分の「保険料算定額計」が1円以上である場合、「被保険者区分」が1:一般の世帯員が1人以上いること (式) D02-0(～9)=1 → 0 < E05	E05, D02-0, D02-1, D02-2, D02-3, D02-4, D02-5, D02-6, D02-7, D02-8, D02-9
172	2	(介護納付)：一般算定額の計・被保険者区分エラー	調査対象年度9月30日現在において40歳以上65歳未満で被保険者区分が1:一般の世帯員が1人以上いる場合、一般被保険者分の「保険料算定額計」が1円以上であること。 また、一般被保険者分の「保険料算定額計」が1円以上である場合、調査対象年度が9月30日現在において40歳以上65歳未満で被保険者区分が1:一般の世帯員が1人以上いること (式) 40 ≤ 世帯員の年齢 < 65 and D02-0(～9)=1 → 0 < C05	C05, D02-0, D02-1, D02-2, D02-3, D02-4, D02-5, D02-6, D02-7, D02-8, D02-9, D05-0, D05-1, D05-2, D05-3, D05-4, D05-5, D05-6, D05-7, D05-8, D05-9
173	1	(医療給付)：退職算定額の計・被保険者区分エラー	「被保険者区分」が2:退職本人または3:退職家族の世帯員が1人以上いる場合、退職被保険者等分の「保険料算定額計」が1円以上であること。 また、退職被保険者等分の「保険料算定額計」が1円以上である場合、「被保険者区分」が2:退職本人または3:退職家族の世帯員が1人以上いること (式) D02-0(～9)=2or3 → 0 < B25	B25, D02-0, D02-1, D02-2, D02-3, D02-4, D02-5, D02-6, D02-7, D02-8, D02-9
174	1	(後期高齢者支援)：退職算定額の計・被保険者区分エラー	「被保険者区分」が2:退職本人または3:退職家族の世帯員が1人以上いる場合、退職被保険者等分の「保険料算定額計」が1円以上であること。 また、退職被保険者等分の「保険料算定額計」が1円以上である場合、「被保険者区分」が2:退職本人または3:退職家族の世帯員が1人以上いること (式) D02-0(～9)=2or3 → E25=0	E25, D02-0, D02-1, D02-2, D02-3, D02-4, D02-5, D02-6, D02-7, D02-8, D02-9

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1: エラー 2: ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の場合にエラーとする)	項目番号
175	2	(介護納付):退職算定額計・被保険者区分 エラー	調査対象年度9月30日現在において40歳以上65歳未満で「被保険者区分」が2:退職本人 または 3:退職家族の世帯員が1人以上いる場合、退職被保険者等分の「保険料算定額計」が1円以上であること また、退職被保険者等分の「保険料算定額計」が1円以上である場合、調査対象年度9月30日現在において40歳以上65歳未満で「被保険者区分」が2:退職本人 または 3:退職家族の世帯員が1人以上いること (式) 40 ≤ 世帯員の年齢 < 65 and D02-0(〜9) = 2or3 → C25>0	C25, D02-0, D02-1, D02-2, D02-3, D02-4, D02-5, D02-6, D02-7, D02-8, D02-9, D05-0, D05-1, D05-2, D05-3, D05-4, D05-5, D05-6, D05-7, D05-8, D05-9
176	2	軽減世帯と減額対象所得 エラー1	「軽減世帯」が2割軽減世帯の場合、(世帯所得-15万円×(65歳以上で年金収入額が1円以上の人数))は(33万円+(51万円×被保険者数))以下であること。 (式) A08=2 → D08の計+D12の計+D13の計-(150,000×65 ≤ 年齢 and D17-0(〜12) > 0)である人数) ≤ 330,000+(510,000×被保険者数) ※被保険者数の求め方 A06=1(擬制世帯) → 世帯員数 A06=2(擬制世帯でない) → 世帯員数+1(世帯主)	A08, D02-0, D05-0, D08-0, D12-0, D13-0, D17-0, D02-1, D05-1, D08-1, D12-1, D13-1, D17-1, D02-2, D05-2, D08-2, D12-2, D13-2, D17-2, D02-3, D05-3, D08-3, D12-3, D13-3, D17-3, D02-4, D05-4, D08-4, D12-4, D13-4, D17-4, D02-5, D05-5, D08-5, D12-5, D13-5, D17-5, D02-6, D05-6, D08-6, D12-6, D13-6, D17-6, D02-7, D05-7, D08-7, D12-7, D13-7, D17-7, D02-8, D05-8, D08-8, D12-8, D13-8, D17-8, D02-9, D05-9, D08-9, D12-9, D13-9, D17-9, D02-10, D05-10, D08-10, D12-10, D13-10, D17-10, D02-11, D05-11, D08-11, D12-11, D13-11, D17-11, D02-12, D05-12, D08-12, D12-12, D13-12, D17-12
177	2	軽減世帯と減額対象所得 エラー2	「軽減世帯」が3.3割軽減世帯 4.4割軽減世帯 5.5割軽減世帯の場合、(世帯所得-15万円×(65歳以上で年金収入額が1円以上の人数))は(33万円+(28万円×被保険者数))以下であること。 (式) A08=3or4or5 → D08の計+D12の計+D13の計-(150,000×65 ≤ 年齢 and D17-0(〜12) > 0)である人数) ≤ (330,000+280,000×被保険者数) ※被保険者数の求め方 A06=1(擬制世帯) → 世帯員数 A06=2(擬制世帯でない) → 世帯員数+1(世帯主)	A08, D02-0, D05-0, D08-0, D12-0, D13-0, D17-0, D02-1, D05-1, D08-1, D12-1, D13-1, D17-1, D02-2, D05-2, D08-2, D12-2, D13-2, D17-2, D02-3, D05-3, D08-3, D12-3, D13-3, D17-3, D02-4, D05-4, D08-4, D12-4, D13-4, D17-4, D02-5, D05-5, D08-5, D12-5, D13-5, D17-5, D02-6, D05-6, D08-6, D12-6, D13-6, D17-6, D02-7, D05-7, D08-7, D12-7, D13-7, D17-7, D02-8, D05-8, D08-8, D12-8, D13-8, D17-8, D02-9, D05-9, D08-9, D12-9, D13-9, D17-9, D02-10, D05-10, D08-10, D12-10, D13-10, D17-10, D02-11, D05-11, D08-11, D12-11, D13-11, D17-11, D02-12, D05-12, D08-12, D12-12, D13-12, D17-12
178	2	軽減世帯と減額対象所得 エラー3	「軽減世帯」が6.6割軽減世帯 7.7割軽減世帯 8.8割軽減世帯 (国保法施行令第29条の7第5項第5号イ又は地方税法施行令第56条の8第2項第4号イによる)の場合、(世帯所得-15万円×(65歳以上で年金収入額が1円以上の人数))は33万円以下であること。 (式) A08=6or7or8 → D08の計+D12の計+D13の計-(150,000×65 ≤ 年齢 and D17-0(〜12) > 0)である人数) ≤ 330,000	A08, D02-0, D05-0, D08-0, D12-0, D13-0, D17-0, D02-1, D05-1, D08-1, D12-1, D13-1, D17-1, D02-2, D05-2, D08-2, D12-2, D13-2, D17-2, D02-3, D05-3, D08-3, D12-3, D13-3, D17-3, D02-4, D05-4, D08-4, D12-4, D13-4, D17-4, D02-5, D05-5, D08-5, D12-5, D13-5, D17-5, D02-6, D05-6, D08-6, D12-6, D13-6, D17-6, D02-7, D05-7, D08-7, D12-7, D13-7, D17-7, D02-8, D05-8, D08-8, D12-8, D13-8, D17-8, D02-9, D05-9, D08-9, D12-9, D13-9, D17-9, D02-10, D05-10, D08-10, D12-10, D13-10, D17-10, D02-11, D05-11, D08-11, D12-11, D13-11, D17-11, D02-12, D05-12, D08-12, D12-12, D13-12, D17-12
179	1	(医療給付):保険料(税)算定額・均等割額の一般・退職と被保険者区分 エラー	「保険料(税)算定額・均等割額」の一般と世帯構成員の「退職本人」または「退職家族」の人数を乗じた金額と「保険料(税)算定額・均等割額」の退職分と世帯構成員の「一般」の人数を乗じた金額が等しいこと (式) (D02の列の値=1)の列数×B23 = (D02の列の値=2or3)の列数×B03	B03, B23, D02-0, D02-1, D02-2, D02-3, D02-4, D02-5, D02-6, D02-7, D02-8, D02-9
180	2	(医療給付):保険料(税)算定額・「所得割額」と「課税標準額」エラー1	「保険料(税)算定額・所得割額」と「課税標準額」は、所得割額がある場合、以下の条件を満たすこと 世帯主が擬制世帯主以外で世帯主・世帯員の課税標準額の合計値がある時、世帯主・世帯員の課税標準額の合計値を0.5乗算した値が、所得割額以上であること (式) D02-0 ≠ 4 and (D16の列合計) ≠ 0 → B41 ≤ (D16の列合計) × 0.5	B41, D02-0, D16-0, D16-1, D16-2, D16-3, D16-4, D16-5, D16-6, D16-7, D16-8, D16-9
181	2	(医療給付):保険料(税)算定額・「所得割額」と「課税標準額」エラー2	「保険料(税)算定額・所得割額」と「課税標準額」は、所得割額がある場合、以下の条件を満たすこと 世帯主が擬制世帯主で世帯員の課税標準額の合計値がある時、世帯員の課税標準額の合計値を0.5乗算した値が、所得割額以上であること (式) D02-0 = 4 and (D16の列合計-D16-0) ≠ 0 → B41 ≤ (D16の列合計) × 0.5	B41, D02-0, D16-1, D16-2, D16-3, D16-4, D16-5, D16-6, D16-7, D16-8, D16-9
182	2	(医療給付):保険料(税)算定額の平等割額と区分 エラー	「退職被保険者等分」の「平等割額」が0円 かつ「一般被保険者等分」の「平等割額」が1円以上の場合、「被保険者区分」が1:一般の世帯員が1人以上いること (式) B24=0 and 0 < B04 → D02-0(〜9)=1	B04, B24, D02-0, D02-1, D02-2, D02-3, D02-4, D02-5, D02-6, D02-7, D02-8, D02-9
183	2	(後期高齢者支援):保険料(税)算定額の平等割額と区分 エラー	「退職被保険者等分」の「平等割額」が0円 かつ「一般被保険者等分」の「平等割額」が1円以上の場合、「被保険者区分」が1:一般の世帯員が1人以上いること (式) E24=0 and 0 < E04 → D02-0(〜9)=1	E04, E24, D02-0, D02-1, D02-2, D02-3, D02-4, D02-5, D02-6, D02-7, D02-8, D02-9

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1: エラー 2: ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の場合にエラーとする)	項目番号
184	2	(介護納付)：保険料(税)算定額の平等割額と区分 エラー	「退職被保険者等分」の「平等割額」が0円 かつ 「一般被保険者分」の「平等割額」が1円以上 の場合、 40歳以上65歳未満の 「被保険者区分」が「1:一般」の世帯員が1人以上いること (式) C24=0 and 0<C04 → 40≦世帯員の年齢<65 and D02-0(～9)=1	C04, C24, D02-0, D05-0, D02-1, D05-1, D02-2, D05-2, D02-3, D05-3, D02-4, D05-4, D02-5, D05-5, D02-6, D05-6, D02-7, D05-7, D02-8, D05-8, D02-9, D05-9
185	1	被保険者区分エラー (世帯主) 2	世帯主の「被保険者区分」が4:擬制世帯主の場合、世帯員が存在すること	A06, D02-0
186	2	(医療給付)：保険料(税)算定額の資産割額と固定資産税額の相関エラー (一般)	保険料(税)算定額内訳の 「資産割額」が1円以上の場合、 「固定資産税額」も1円以上であること (式) 0<B02 → 0<B10	B02, B10
187	2	(医療給付)：保険料(税)算定額の資産割額と固定資産税額の相関エラー (退職)	保険料(税)算定額内訳の 「資産割額」が1円以上の場合、 「固定資産税額」も1円以上であること (式) 0<B22 → 0<B30	B22, B30
188	2	(医療給付)：保険料(税)算定額の資産割額と固定資産税額の相関エラー (計)	保険料(税)算定額内訳の 「資産割額」が1円以上の場合、 「固定資産税額」も1円以上であること (式) 0<B42 → 0<B50	B42, B50
189	1	(後期高齢者支援)：前年度保険料(税) 収納額エラー	「前年度保険料(税) 収納額」はスペース(無記入)であること (式) A19=スペース	A19
190	1	(後期高齢者支援)：保険料(税)算定額・均等割額の一般・退職と被保険者区分 エラー	「保険料(税)算定額・均等割額」の一般分と世帯構成員の「退職本人」または「退職家族」の人数を乗じた金額と、 「保険料(税)算定額・均等割額」の退職分と世帯構成員の「一般」の人数を乗じた金額が等しいこと (式) (D02の列の値=1)の列数×E23 =(D02の列の値=2or3)の列数×E03	E03, E23, D02-0, D02-1, D02-2, D02-3, D02-4, D02-5, D02-6, D02-7, D02-8, D02-9
191	1	世帯主年齢エラー	「世帯主の続柄」は0本人 である場合、 「世帯主年齢」は110歳未満であること 「被保険者区分」1～3の場合、75歳1月未満であること (式) D03-0 = 0 → 世帯主の年齢 < 110 or D03-0 = 0 → 1 <= D02-0 <= 3 → 世帯主の年齢 < 75歳1月	D02_0, D03-0, D05-0
192-0(～9)	1	世帯員年齢エラー	「世帯員年齢」は0歳以上75歳1月未満であること (式) 0 ≦ 世帯員の年齢 < 75歳1月	D05-0(～9)
193-0(～9)	1	所得の有無エラー：コード範囲外	「所得の有無」は1～4の範囲であり、以下のコードに対応する 1:有 2:無 3:不詳 4:有(特例対象被保険者等の給与所得有) (式) 1≦D06-0(～9)≦4	D06-0(～9)
194-0(～9)	2	所得の有無と総所得・山林所得金額の相関エラー	「所得の有無」が4:有(特)の場合、 「総所得・山林所得」が1円以上であること (式) D06-0(～9)=4 → 0<D08-0(～9)	D08-0(～9), D06-0(～9)
195-0(～12)	1	所得の有無エラー	「被保険者区分」が1～4の場合、「所得の有無」は、1～4であること。 (式) 1≦D02-0(～12)≦4 → 1≦D06-0(～12)≦4	D02-0(～12), D06-0(～12)
196	2	(後期高齢者支援)：前年度保険料(税) 調定額エラー	「前年度保険料(税) 調定額(医療給付費分)」が1円以上の場合、 「前年度保険料(税) 調定額(後期高齢者支援金分)」が0でないこと (式) A13 > 0 → A18 > 0	A13, A18
197	2	(医療給付)：前年度保険料(税) 調定額エラー	「前年度保険料(税) 調定額(後期高齢者支援金分)」が1円以上の場合、 「前年度保険料(税) 調定額(医療給付費分)」が0でないこと (式) A18 > 0 → A13 > 0	A13, A18
198	1	保険料(税) 賦課特例措置と軽減世帯、軽減額の相関エラー	「保険料(税) 賦課特例措置」が2または3の場合、 「軽減世帯」が「1:非軽減」でないこと 「保険料(税) 賦課特例措置」が2または3または6の場合、 「保険料(税) 軽減額」が0でないこと (式) A21=2 Or 3 Or 6 → A08 ≠ 1 A21=2 Or 3 Or 6 → B46 > 0	A08, A21, B46
199	2	(医療給付)：保険料(税)算定額の平等割額 計エラー	「保険料(税) 賦課特例措置」が3または5の場合、 同保険者内の「保険料(税) 賦課特例措置」が3または5の世帯において、 平等割額合計額が一致していること (式) (当該世帯) A21=3 Or 5 And (同保険者内) A21=3 Or 5 → (当該世帯) B44 = (同保険者内) B44	A21, B44
200	2	(後期高齢者支援)：保険料(税)算定額の平等割額 計エラー	「保険料(税) 賦課特例措置」が3または5の場合、 同保険者内の「保険料(税) 賦課特例措置」が3または5の世帯において、 平等割額合計額が一致していること (式) (当該世帯) A21=3 Or 5 And (同保険者内) A21=3 Or 5 → (当該世帯) E44 = (同保険者内) E44	A21, E44

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1: エラー 2: ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の場合にエラーとする)	項目番号
201	2	(医療給付):保険料(税)算定額の平等割額 計エラー	「保険料(税)賦課特例措置」が1の場合、 同保険者内の「保険料(税)賦課特例措置」 が1の世帯において、 平等割額合計額が一致していること (式) (当該世帯) A21=1 And (同保険者内) A21 = 1 → (当該世帯) B44 = (同保険者内) B44	A21, B44
202	2	(後期高齢者支援):保険料(税)算定額の平等割額 計エラー	「保険料(税)賦課特例措置」が1の場合、 同保険者内の「保険料(税)賦課特例措置」 が1の世帯において、 平等割額合計額が一致していること (式) (当該世帯) A21=1 And (同保険者内) A21 = 1 → (当該世帯) E44 = (同保険者内) E44	A21, E44
203	1	減免等による額 計エラー	「保険料(税)賦課特例措置」が7の場合、 減免等による額の合計が0でないこと (式) A21=7 → B47+E47+C47 > 0	A21, B47, E47, C47
204	1	課税標準額 エラー	課税標準額は0以上であること (式) D16-0(～12) ≥ 0	D16-0(～12)
205	1	(医療給付):保険料(税)算定額の一般被保険者分 計エラー	世帯に一般被保険者がいない場合、 一般被保険者分保険料(税)算定額は 0またはスペース(無記入)であること (式) D02-0(～12) < 1 → B05 = 0 Or スペース	D02-0(～12), B05
206	1	(後期高齢者支援):保険料(税)算定額の一般被保険者分 計エラー	世帯に一般被保険者がいない場合、 一般被保険者分保険料(税)算定額は 0またはスペース(無記入)であること (式) D02-0(～12) < 1 → E05 = 0 Or スペース	D02-0(～12), E05
207	1	(介護納付):保険料(税)算定額の一般被保険者分 計エラー	世帯に一般被保険者がいない場合、 一般被保険者分保険料(税)算定額は 0またはスペース(無記入)であること (式) D02-0(～12) < 1 → C05 = 0 Or スペース	D02-0(～12), C05
208	1	(医療給付):保険料(税)算定額の退職被保険者等分 計エラー	世帯に退職被保険者等がない場合、 退職被保険者分保険料(税)算定額は 0またはスペース(無記入)であること (式) D02-0(～12) < 2 Or 3 → B25 = 0 Or スペース	D02-0(～12), B25
209	1	(後期高齢者支援):保険料(税)算定額の退職被保険者等分 計エラー	世帯に退職被保険者等がない場合、 退職被保険者分保険料(税)算定額は 0またはスペース(無記入)であること (式) D02-0(～12) < 2 Or 3 → E25 = 0 Or スペース	D02-0(～12), E25
210	1	(介護納付):保険料(税)算定額の退職被保険者等分 計エラー	世帯に退職被保険者等がない場合、 退職被保険者分保険料(税)算定額は 0またはスペース(無記入)であること (式) D02-0(～12) < 2 Or 3 → C25 = 0 Or スペース	D02-0(～12), C25
211	1	(医療給付):保険料(税)調定額 エラー (一般)	世帯に一般被保険者がいない場合、 一般被保険者分保険料(税)調定額は 0であること (式) D02-0(～12) < 1 → B09 = 0	D02-0(～12), B09
212	1	(後期高齢者支援):保険料(税)調定額 エラー (一般)	世帯に一般被保険者がいない場合、 一般被保険者分保険料(税)調定額は 0であること (式) D02-0(～12) < 1 → E09 = 0	D02-0(～12), E09
213	1	(介護納付):保険料(税)調定額 エラー (一般)	世帯に一般被保険者がいない場合、 一般被保険者分保険料(税)調定額は 0であること (式) D02-0(～12) < 1 → C09 = 0	D02-0(～12), C09
214	1	(医療給付):保険料(税)調定額 エラー (退職)	世帯に退職被保険者等がない場合、 退職被保険者分保険料(税)調定額は 0であること (式) D02-0(～12) < 2 Or 3 → B29 = 0	D02-0(～12), B29
215	1	(後期高齢者支援):保険料(税)調定額 エラー (退職)	世帯に退職被保険者等がない場合、 退職被保険者分保険料(税)調定額は 0であること (式) D02-0(～12) < 2 Or 3 → E29 = 0	D02-0(～12), E29
216	1	(介護納付):保険料(税)調定額 エラー (退職)	世帯に退職被保険者等がない場合、 退職被保険者分保険料(税)調定額は 0であること (式) D02-0(～12) < 2 Or 3 → C29 = 0	D02-0(～12), C29
217	2	保険料(税)算定額:所得割額関連エラー	医療給付費等分と後期高齢者支援金分 で所得割額は共に0、または0より大きいこと (式) B41= 0 And E41 = 0 Or B41> 0 And E41 > 0	B41, E41
218	1	保険料(税)算定額:均等割額関連エラー	医療給付費等分と後期高齢者支援金分 で均等割額は0より大きいこと (式) B43> 0 And E43 > 0	B43, E43
219	2	保険料(税)算定額:減免等による額関連エラー	医療給付費等分と後期高齢者支援金分 で減免等による額は共に0、 または0より大きいこと (式) B47= 0 And E47 = 0 Or B47> 0 And E47 > 0	B47, E47
220	2	保険料(税)算定額:減免等による額関連エラー	介護納付金分の減免等による額 に数値がある場合、 医療給付費等分 と後期高齢者支援金分 で減免等による額は共に0より大きいこと (式) C47 > 0 → B47 > 0 And E47 > 0	B47, C47, E47

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1: エラー 2: ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の場合にエラーとする)	項目番号
221	2	(医療給付):賦課限度額を超える額 計エラー	保険料(税)算定額計が 賦課限度額以下の場合、 賦課限度額を超える額は0であること (式) B45 < 賦課限度額 → B48 = 0	B45, B48
222	2	(後期高齢者支援):賦課限度額を超える額 計エラー	保険料(税)算定額計が 賦課限度額以下の場合、 賦課限度額を超える額は0であること (式) E45 < 賦課限度額 → E48 = 0	E45, E48
223	2	(介護納付):賦課限度額を超える額 計エラー	保険料(税)算定額計が 賦課限度額以下の場合、 賦課限度額を超える額は0であること (式) C45 < 賦課限度額 → C48 = 0	C45, C48
224	1	擬制世帯 と 被保険者区分 エラー	「擬制世帯であるか」が 2否(擬制世帯でない)の場合、 「世帯主の被保険者区分」は 4擬制世帯主でないこと (式) A06=2 → D02-0 ≠ 4	A06, D02-0
225-0(～12)	1	個人所得 と 基礎控除額 エラー	個人所得が0より大きい世帯主・世帯員の 基礎控除額が記載されていること (式) D08-0(～12) + D12-0(～12) + D13-0(～12) > 0 → D15-0(～12) = 330000	D08-0(～12), D12-0(～12), D13-0(～12), D15-0(～12)
226	2	課税標準額 エラー	世帯所得が33万円未満である場合、 課税標準額は0であること (式) D08-0(～12) + D12-0(～12) + D13-0(～12) < 330,000 → D16-0(～12) = 0	D08-0(～12), D12-0(～12), D13-0(～12), D16-0(～12)
227	2	調査時点(9月30日):年齢 と 介護納付金分保 険料 エラー	調査時点(9月30日時点)で世帯に 介護保険第2号被保険者がいない場合、 保険料(税)賦課状況の 介護納付金分保険料(税)算定額計は 0であること (式) 被保険者(9月30日時点)に 39～66歳の者がいない → C45 = 0	D05-0(～12), C45
228	2	(介護納付):保険料(税)算定額の均等割額 計エラー	保険料(税)算定額計に 1円以上の金額がある場合、 均等割額は0でないこと (式) C45 > 0 → C43 > 0	C43, C45
229	2	(医療給付):保険料(税)算定額の所得割額 計エラー	擬主以外の世帯課税標準額が0円の場合、 所得割額は0であること (式) D02-0 = 1～3(擬主以外) and D16-0(～12) = 0 → B41 = 0	B41, D02-0, D16-0(～12)
230	2	所得 と 賦課限度額 エラー	高所得(20,000,000円以上)の場合、 賦課限度額を超える額は0でないこと 但し、「世帯主の被保険者区分」が 4:擬制世帯主の所得は除くこと。 (式) 擬制世帯の場合 D2-0=4 and D8-1(～12) + D12-1(～12) + D13-1(～12) > 20,000,000 → B48 > 0 (式) 擬制世帯でない場合 D2-0<4 and D8-0(～12) + D12-0(～12) + D13-0(～12) > 20,000,000 → B48 > 0	B48, D02-0, D08-0(～12), D12-0(～12), D13-0(～12)
231	1	軽減判定被保険者数 エラー	「軽減判定被保険者数」が スペース(無記入)もしくは 1～99の範囲であること (式) 1 ≤ A22 ≤ 99 or A22=スペース	A22
232	1	軽減判定所得 エラー	「軽減判定所得」が スペース(無記入)もしくは 0～999999999999の範囲であること (式) 0 ≤ A23 ≤ 99999999999 or A23=スペース	A23
233	2	軽減世帯と軽減判定被保険者数及び軽減判定所得 (7割軽減世帯) エラー	「軽減判定所得」が スペース(無記入)以外の場合かつ 「軽減世帯」が 6:6割軽減世帯 7:7割軽減世帯 8:5割軽減世帯 (国庫法施行令第29条の7第5項第5号イ 又は地方税法施行令第56条の89第2項 第4号イによる)の場合、 「軽減判定所得」が 33万円以下であること (式) A23<スペース and A08 = 6 or A08 = 7 or A08 = 8 → A23 ≤ 330000	A08, A23
234	2	軽減世帯と軽減判定被保険者数及び軽減判定所得 (5割軽減世帯) エラー	「軽減判定被保険者数」が スペース(無記入)以外かつ 「軽減判定所得」が スペース(無記入)以外の場合かつ 「軽減世帯」が 3:3割軽減世帯 4:4割軽減世帯 5:5割軽減世帯 の場合、 「軽減判定所得」が33万円を超え、 (33万円+(28万円×(「軽減判定被保険者数」)) 以下であること (式) (A22<スペース and A23<スペース) and (A08 = 3 or A08 = 4 or A08 = 5) → 330000 < A23 ≤ 330000 + (280000 × A22)	A08, A22, A23

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1: エラー 2: ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の場合にエラーとする)	項目番号
235	2	軽減世帯と軽減判定被保険者数及び軽減判定所得 (2割軽減世帯) エラー	「軽減判定被保険者数」が スペース(無記入)以外 かつ 「軽減判定所得」が スペース(無記入)以外 の場合 かつ 「軽減世帯」が 2:2割軽減世帯 の場合、 「軽減判定所得」が (33万円+(28万円×(「軽減判定被保険者数」))) を超え、 (33万円+(51万円×「軽減判定被保険者数」)) 以下であること (式) (A22<スペース and A23<スペース) and A08 = 2 → 330000 + (280000 × (A22)) < A23 ≤ 330000 + (510000 × A22)	A08, A22, A23
236	2	軽減世帯と軽減判定被保険者数及び軽減判定所得 (非軽減) エラー	「軽減判定被保険者数」が スペース(無記入)以外 かつ 「軽減判定所得」が スペース(無記入)以外 の場合 かつ 「軽減世帯」が 1:非軽減 の場合、 「軽減判定所得」が (33万円+(51万円×「軽減判定被保険者数」)) を超えていること (式) (A22<スペース and A23<スペース) and A08 = 1 → 330000 + (510000 × A22) < A23	A08, A22, A23
237	2	軽減判定被保険者数 エラー	「軽減判定被保険者数」 スペース(無記入)でない時、 「所得の有無」に 3:不詳が含まれないこと 又は 「軽減判定被保険者数」 スペース(無記入)の時、 「所得の有無」に 3:不詳が含まれること。 (式) (A22 <スペース(無記入) and D6-0(～12) が全て 3 以外) or (A22 =スペース(無記入) and D6-0(～12) のいずれかが 3)	A22, D06-0(～12)
238	2	軽減判定所得 エラー	「軽減判定所得」 スペース(無記入)でない時、 「所得の有無」に 3:不詳が含まれないこと 又は 「軽減判定所得」 スペース(無記入)の時、 「所得の有無」に 3:不詳が含まれること。 (式) (A23 <スペース(無記入) and D6-0(～12) が全て 3 以外) or (A23 =スペース(無記入) and D6-0(～12) のいずれかが 3)	A23, D06-0(～12)
239	1	-	-	-
240	1	-	-	-
241	1	-	-	-
242	1	-	-	-
243	2	群別エラー：マスター群別と不一致	調査票記入群別とマスター群別は 同一であること (式) A04=マスター群別	A04
244	2	軽減世帯と保険料(税)軽減額 エラー	軽減割合により算出した額と軽減額の誤差が 100円未満であること(医療・後期・介護) (式) (B43+B44) × (A08/10) - B46 < 100 かつ (B43+B44) × (A08/10) - B46 > -100 (E43+E44) × (A08/10) - E46 < 100 かつ (E43+E44) × (A08/10) - E46 > -100 (C43+C44) × (A08/10) - C46 < 100 かつ (C43+C44) × (A08/10) - C46 > -100	A08, B43, B44, B46, E43, E44, E46, C43, C44, C46
245	2	保険料(税)賦課特例措置エラー：「8 その他」	保険料(税)賦課特例措置は 「8 その他」以外であること (式) A21 ≠ 8	A21
246	2	軽減世帯と軽減判定被保険者数 エラー	軽減判定被保険者数は0以外 かつ 軽減世帯が非軽減以外の場合軽減判定被保険者数は空欄ではないこと (式) (A22 ≠ 0) かつ (A08 ≠ 1 → A22 ≠ 空欄)	A08, A22
247	2	軽減世帯(7割軽減でない)と軽減判定所得 エラー	軽減判定所得が33万円以下の場合、 軽減世帯は7割軽減であること(選択肢6.7.8) (式) A23 ≤ 330000 → A08 = 6.7.8	A08, A23
248	2	軽減判定所得 エラー	医療給付分所得割合が世帯課税標準額に対して 30%未満であること (式) B41/D16の計(擬制世帯主除く) < 30%	D16-0, D16-1, D16-2, D16-3, D16-4, D16-5, D16-6, D16-7, D16-8, D16-9, D16-10, D16-11, D16-12, B41

世帯票エラーチェック一覧

エラー番号	エラー種別 1: エラー 2: ワーニング	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 (審査条件外の場合にエラーとする)	項目番号
249	2	総所得・山林所得金額 エラー	世帯所得と軽減判定所得の差は -2000万円より大きく、2000万円未満であること (式) A23-(D08の計)-(D13の計)<2000万円 かつ A23-(D08の計)-(D13の計)>2000万円	A23, D08-0, D08-1, D08-2, D08-3, D08-4, D08-5, D08-6, D08-7, D08-8, D08-9, D08-10, D08-11, D08-12, D13-0, D13-1, D13-2, D13-3, D13-4, D13-5, D13-6, D13-7, D13-8, D13-9, D13-10, D13-11, D13-12
250	2	年齢と総所得・山林所得金額の相関エラー	15歳未満の所得がないこと (式) (D05-0が15歳未満 → D08-0=0) かつ (D05-1が15歳未満 → D08-1=0) かつ (D05-2が15歳未満 → D08-2=0) かつ (D05-3が15歳未満 → D08-3=0) ... かつ (D05-12が15歳未満 → D08-12=0)	D05-0, D05-1, D05-2, D05-3, D05-4, D05-5, D05-6, D05-7, D05-8, D05-9, D05-10, D05-11, D05-12, D08-0, D08-1, D08-2, D08-3, D08-4, D08-5, D08-6, D08-7, D08-8, D08-9, D08-10, D08-11, D08-12